

イト及びリムバン間に定期航路を經營してゐる。別に、ブルネイ、領内の諸港及上流河港との間に稍定期にモーターランチを就航せしめてゐる。

ラファン島は、ブルネイの東北四〇哩の海上に横はる海峡植民地直轄の小島で、新嘉坡とブルネイを連絡する交通の要所である。

郵便—一九三四年度に於ける郵便収入は六、九九一弗、電信収入三、四七五弗、計一〇、四六六弗、支出は一八、九一一弗であつた。而して郵便物(書狀、新聞紙及小包)取扱件数は一九三三年一一六、六五七より一九三四年には一三九、六四八に増大した。又郵便爲替取組高は二一、四八〇弗で、代金引換小包は一三、〇三三弗に上つた。

電話—ブルネイには電話の設備がある。近隣農園に迄區域の擴張を見、ブルネイ及トウトン間には二十九哩の電話線が架設された。前記石油會社はクアラベライトに交換局を維持し、セリアとの通話に資し、一方サラワクのミリとも連絡してゐる。

無線電信—政廳はブルネイ市、ラファン、ベライト及テムプロンの四箇所に無線電信局を有してゐる。一九三四年の取扱件数は四、二九五件、前年は三、三五〇件であつた。領内に於ける公用無線電信は無料で送信されてゐる。

一一 其 他

渡航案内 我國よりブルネイに渡航するには、日本郵船か大阪商船の汽船で新嘉坡迄行き、同所から前記海峡汽船會社の二千噸級の汽船(一週一回の定期航路)を利用してラファン島(Labuan I.)に行き(二晝夜を要する)、其處から連絡船でブルネイに渡るのである。其他の渡航法として大阪商船の南洋線によつて英領北ボルネオのタワオに行き同地から沿岸航路船(二、三百噸の小型汽船)で、ブルネイに到着することも出来るが、日數其他の點で不便が多い。

國內の交通は未だ極めて不便で、近年自動車の便が幾らか開けたが、道路が不完全であるため特別特記する程のものではない。

主要都市 ブルネイ市は全國を通じて都市形態を備へた唯一の都邑であつ

て、別名ダル・ウル・サラム(Dar-ul-Islam)と稱せられる。之は「平和の町」と云ふ意味である。ブルネイ市は新嘉坡から七五八哩の地點に位し、ブルネイ河口ムアラからは十二哩の所にある。人口約一萬二千を擁し、新嘉坡の兩市街に分れ、舊市街は水上に居を構へたる土人部落であるが、新市街は一九一〇年以來舊市街の對岸主として埋立地上に建設せられた市街で、官衙・店舗・住宅が多數存在してゐる。

雜 貨幣制度—ブルネイ國では海峡植民地の貨幣制度が其の儘採用されてゐる。即ち銀貨一弗を以て貨幣の單位となし、一〇〇仙で一弗とする。一弗の現公定相場は英貨二志四片に相當する。補助貨として五〇仙、二〇仙、一〇仙及五仙の四種の銀貨があり、この外に五仙のニッケル貨、一仙及半仙の銅貨が流通する。紙幣は最低一弗より數種類ある。而して英領馬來、サラワク、英領北ボルネオの貨幣は同價で流通してゐる。

度量衡—度量衡は英國並に英領馬來と同様のものが採用せられる。一擔は一三三 $\frac{1}{3}$ 封度(タリ)に當り、一〇〇カタイに細分せられる。一カタイは一六タヒル(Tahil)で、一タヒルは一六チヌ(Chia)又は一〇〇ノーン(Hoon)に分たれる。一タヒルは常衡の一 $\frac{1}{3}$ オンスに當る。一ノーン(Koyan)は四〇擔で、常衡の五、三三 $\frac{1}{3}$ 封度に相當する。

是等をメートル法で換算すれば、一擔は六〇、四七八・六五冠、一カタイは〇・六〇四七七冠、一タヒルは〇・三七八四冠である。

この外一ガロンに相當する一ガントン(Gantang)一トオートに相當する一チウバ(Chupak)等の量目がある。

文献目録—

一、Blundell, P.: The City of Many Waters. London, 1923.

一、Colonial Reports: State of Brunei (Annual). London.

一、外務省通商局編『英領ブルネイ國事情 東京 昭和七年』

〔ブルネイ 終〕

蘭 領 印 度

(附) 葡萄牙領チモル

蘭領印度 目次

地理

位置・面積	一五頁
山系	一七頁
河川・湖沼	一七頁
海岸線	一七頁
氣象	一七頁
植物	一八頁
動物	一八頁

歴史

年代記摘要	一五頁
自古代至東印度會社の初期時代	一六頁
自東印度會社の全盛時代至現代	一六頁

人口

總説	一六頁
出入國者數	一六〇頁
出生及死亡者數	一六〇頁
在住邦人數	一六〇頁

住民・宗教

住民	一六〇頁
宗教	一六〇頁

蘭領印度……目次

教育

總説	一三三頁
教育行政	一三三頁
教育機關	一三七頁
統計	一三三頁

衛生

總説	一三三頁
諸疾病	一三四頁
統計	一三六頁

王室・内閣・植民省

王室	一三六頁
内閣	一三九頁
植民省	一三九頁

政治

總説	一三三頁
國王	一三三頁
總督	一三三頁
蘭領印度評議院	一三五頁
立法	一三五頁
行政	一三七頁
司法	一三九頁

國防

國防	一三九頁
----	------

總說	二九六
陸軍	二九六
海軍	二九三
財政	
總說	二五五
歲計	二五三
專賣及官業	二五六
公債	二五七
稅制	
關稅	二五九
所得稅	二六〇
給料稅	二六一
財產稅	二六一
會社稅	二六二
家屋動產稅	二六三
不動產稅	二六三
其他の諸稅	二六三
(附)關稅定率表	二六四
金融	
貨幣制度	二六四
銀行	二六六
補助的金融機關	二六三
金利	二六四
爲替	二六五

投資	二九七
農業	
總說	二九八
土地制度	二九九
耕地面積	三〇一
農業投資	三〇一
農園數及農園面積	三〇二
農作物產の世界的地位	三〇三
栽培協會及農事試驗場	三〇四
砂糖	三〇四
護謨	三〇五
規那	三〇五
茶	三〇六
檳榔	三〇六
咖啡	三〇七
油椰子	三〇八
古々椰子	三〇九
カボック	三〇九
カカオ	三〇九
胡椒	三〇九
カツサーヴ	三〇九
コカ	三〇九
硬質纖維	三〇九
肉荳蔻	三〇九
ガムビル	三〇九

菓	二六一
芳香油植物	二六一
玉蜀黍	二六四
落花生	二六五
米	二六六
棉花	二六七
デリス	二六七
牧畜業	
總說	二六八
獸醫畜産行政	二六八
牧畜の種類	二六八
酪農業	二六九
統計	二六九
林業	
總說	二九三
森林行政	二九三
林野面積	二九四
主要林産物	二九五
輸出入狀況	二九六
水産業	
總說	三〇〇
水産行政	三〇〇
漁業の取締	三〇〇
邦人漁業	三〇〇

主要漁場	三〇一
輸出入狀況	三〇一
鑛業	
總說	三〇二
鑛業政策	三〇二
鑛山行政	三〇二
鑛業法規	三〇三
對私人鑛業封鎖地帯及對特定鑛物保留地帯	三〇三
石油企業可能性	三〇三
投資額	三〇三
主要鑛産物	三〇四
工業	
總說	三〇六
工業政策	三〇七
工場數	三〇六
主要工業現況	三〇六
勞働	
勞働行政	三〇六
關係法規	三〇七
勞働者數	三〇三
勞銀	三〇八
商業	
總說	三〇一
主要株價指數	三〇三

卸小賣物價及指數……………	一四四
商品の取引方法……………	一四九
保險業……………	一五〇
倉庫業……………	一五三
貿易	
總説……………	一四六
輸出入總額……………	一四七
輸入貿易……………	一四六
輸出貿易……………	一四〇
港別貿易……………	一四七
對日本貿易……………	一四九
交通	
陸運……………	一五〇
水運……………	一五〇
空運……………	一五〇
通信……………	一五三
其他	
主要都市……………	一五三
雜……………	一五三
(附) 葡萄牙領チモール……………	一五三

蘭領印度

地理

位置・面積—山系—河川—湖沼—海岸線—気象—植物—動物

一 位置・面積

位置 蘭領印度とは亞細亞大陸の南東、北緯六度より南緯一一度、東經九五度乃至一四一度の間に散在する和蘭の領有に屬する島嶼及島の一部の總括的名稱で、一名インスリンデ(Insiende)とも稱され、世界最大の群島である。本群島は更に左の四群島に分たる。

- 一、大スンダ群島(屬島を含む)……スマトラ、爪哇、ボルネオ、セレベス(但し、ボルネオ島の西北部は英領に屬す)
- 二、小スンダ群島……バリ、ロムボク、スムバワ、フレロス、スムバ、チモール、サプー、ロタイ(但しチモルの東北半は葡領に屬す)
- 三、モルツケン群島……ハルマヘーラ、パチヤン、オビラ、プールー、セラム、アムボン、ヌーラ、スンダ
- 四、ニウギネア及屬島……ニウギネア(西半)、アルー、ミンール、ワイゲオ、サラワテ

尙行政上爪哇・マヅラと外領とに區分されて居るが、之は人口の密度、民衆及經濟的意義等を根據として斯くなされたものである。

面積 蘭領印度はその面積一、九〇四、三四五・七(一九三五年調)平方呎を有し、本國の面積の實に五八倍に該當する。又各島別に之を觀る時は爪哇は四倍、スマトラは一四倍、ボルネオ(蘭領のみ)は一六・五倍、セレベスは五・五倍、ニウギネアは一二倍(蘭領のみ)、モルツケン群島は三・五倍、小ス

蘭領印度……地理

ンダ列島及其他の合計は三倍に相當する。

蘭領印度の總面積は前述の如くであるが、之を各地方別並島嶼別に示せば左の如くである。

(註) 蘭領印度は和蘭語 Nederlandsch Indië 或は N. I. 又は N. I. 英語では Netherlands India 又は Dutch East Indies と稱せらる。東 J East-Indie と稱せらる。

地方別・島嶼別面積表

一、爪哇及マヅラ			
Batavia 分省	六、七〇〇、〇〇〇	Kediri 分省	六、七〇〇、〇〇〇
Batavia 同	六、〇〇〇、〇〇〇	Malang 同	六、七〇〇、〇〇〇
Buitenzorg 同	一、七〇〇、〇〇〇	Pesoeki 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Priangan 同	一、七〇〇、〇〇〇	Madoera 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Cheribon 同	一、七〇〇、〇〇〇	Oost-Java 省計	一、〇〇〇、〇〇〇
West-Java 省計	一、七〇〇、〇〇〇	爪哇及マヅラ計	一、〇〇〇、〇〇〇
Pekalongan 分省	一、七〇〇、〇〇〇	二、外領	
Semarang 同	一、七〇〇、〇〇〇	Lampung 州	一、〇〇〇、〇〇〇
Japara-Ranhang 同	一、七〇〇、〇〇〇	Palembang 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Banjoemas 同	一、七〇〇、〇〇〇	Djambi 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Kedoe 同	一、七〇〇、〇〇〇	Oostkust van Sumatra 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Midden-Java 省計	一、七〇〇、〇〇〇	Benkoelan 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Jogjakarta 州	一、七〇〇、〇〇〇	Sumatra's West Kust 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Soerakarta 同	一、七〇〇、〇〇〇	Tapaoeli 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Soerabaya 分省	一、七〇〇、〇〇〇	Ayeh en Onderh. 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Bodjonegoro 同	一、七〇〇、〇〇〇	Riouw en Onderh. 同	一、〇〇〇、〇〇〇
Madoera 同	一、七〇〇、〇〇〇	Bangka en Onderh. 同	一、〇〇〇、〇〇〇
		マヅラ及其の屬島計	一、〇〇〇、〇〇〇

蘭領印度……地理

Westerafd. van Borneo州	1,874,000	Makken州	1,074,000
Zuid- en Oosterafd. van Borneo州	1,874,000	Timor en Oelath.州	1,074,000
蘭領ボルネオ州	3,748,000	Pati en Lombok州	1,074,000
Mandjo州	1,074,000	外領	1,074,000
Celebes en Oelath.州	1,074,000	蘭領印度	1,074,000
計	1,074,000	總計	1,074,000

(註) 因にニウギネア島の面積は七四四、三六二平方軒、其の中蘭領ニウギネアの面積は三、八二二、四〇〇平方軒である。

二山系

山岳 蘭領印度の山系は、ボルネオ及ニウギネアの兩島を除く外は總て火山系で、火山脈はスマトラの北端より西海岸に沿って南下し、爪哇の中央を縦走して小スンダ列島に至り、スマタラ島の邊より直角に北に折れ、メチヤン、タルナテ、ハルマヘーラの諸火山を形成し、それより直角に西に折れ、セレベスの北端ミナハサ地方に至り、更に直角に北に折れ、サンギ列島を経て、比律賓のミンダナオ島に及んでゐる。スマトラ島に於ては、バリサン山脈が西海岸に沿って全島を縦貫して居る外、之と並行して其の支脈とも稱すべきウキルヘルミナ山脈、フアン・ヒニツツ山脈等が北部にあり、爪哇に於ては、中央山脈が稍南岸に沿って走り、南北に數條の支脈を分岐して居る。ボルネオに於ては島の東北端より起り、西南に及ぶ中央山脈が英領と蘭領との境界を成し、本山脈の北部をイラン山脈、西部ボルネオ州とサラワトとの境界を成す部分をボーフェンカプアス山脈と云ふ。中央山脈より南方に分岐して居るミニヌラー及之に連なるシニウネルの兩山脈は、西部及東南部兩ボルネオ州の境界を成して居る。尙之とは別に南東部の海岸にはメラトウス山脈が南北に、北部にはチンダハン山脈が東西に走つて居る。セレベスは狭長な四條の半島より成る奇形島で而も山嶽重疊、中央山脈は島を南北に縦貫して支脈を各方面に分派し、特に北半島には山嶽が多い。ニウギネアに於ては、山脈は何れも東西に走つて居り、中央にオラニエツツ山脈、西方にチャールスルイズ山脈があり、更に北部にフアン・レーヌス山脈がある。オラ

一七四

ニエナツツ山脈は蘭領印度最高の山脈で、カルステンツ、ウキルヘルミナ及ユリアナ等の各山は四時白雪を載いて居る。蘭領印度の全領土を通じ標高二千米以上の山岳は合計八一座を算するが、この中標高三千米以上の山岳は左の如くである。

山岳名	標高	所	在
Carstensz top	5,100 米	ニウギネア	出所ニ蘭領印度地圖
Juliana top	4,710	同	
Idenburg top	4,540	同	
Jan Pieterszoon Ooen	4,540	同	
Prins Hendrik top	4,540	同	
Wilhelmina top	4,540	同	
Indrapoera	4,500	スマトラ(西海岸)	
Rindjani	4,370	ボルネオ	
Semeroe	4,370	爪哇(東部)	
Lensar	4,370	スマトラ(アチエー州)	
Slamat	4,370	爪哇(中部)	
Rantekombola	4,370	セレベス(セレベス州)	
Soembing	4,370	爪哇(中部)	
Arjuno	4,370	同(東部)	
Lawoe	4,370	同(同)	
Ageng (Piek van Bali)	4,370	同(同)	
Dempo	4,370	スマトラ(バレムバン州)	
Meraboo	4,370	爪哇(中部)	
Sendoro	4,370	同(同)	
Argopoero	4,370	同(東部)	
Tjarene	4,370	同(西部)	
Baraklara	4,370	スマトラ(東海岸州)	
Pangrango	4,370	爪哇(西部)	
Abang Abang	4,370	スマトラ(アチエー州)	

將來は茲に豫測し難い。

四 河川・湖沼

河川 蘭領印度の河川は、何れも分水嶺が島の外側に在る關係上總て内海に注いでゐる。爪哇及セレベスの河川は地形上一般に短く舟筏の便に適しないが、スマトラ、ボルネオ及ニウギネア諸島に於けるものは多く舟航に適し内地への唯一の交通路たるものも少なくない。今主要河川に付通過州及其の延長又は流域を示せば左の如くである。

河川名	通過州(島嶼名)	延長又は流域面積
Tjitaroen	西部爪哇(爪哇島)	3,650 平方軒
Tjimanoeck	同	3,650
Solo	スラカルタ州及東部爪哇省(同)	5,000
Brantas	東部爪哇省(同)	5,000
Hari	チヤムピ州(スマトラ)	4,000
Indragiri	リネオ州(同)	不明
Moesi	バレムバン州(同)	不明
Kampar	スマトラ東海岸州(同)	11,000
Slak	同	11,000
Kapoera	西部ボルネオ州(ボルネオ)	11,000
Barito	南東部ボルネオ州(同)	11,000
Koetai	同	不明
Sadang	セレベス州(同)	不明
Mamberamo	ニウギネア島	不明

蘭領印度……地理

尙爪哇及スマトラには火山多く、現在爪哇に二三、スマトラに一二の活火山がある。爆發火山として有名なものにスンダ海峽のクラカタウ(一八八三年、一九二八年、一九三〇年及一九三一年)、爪哇のガルトン(一八二二年)、スメロ(一八八五年)、クルト(一九一九年)及メラビ(一九三〇年)、スマバワ島のタムボラ(一八一五年)等があり、一九二八年及一九三〇年のクラカタウ(スンダ海峽中の海中火山)の爆發に際しては、内外人の觀光する者が非常に多かつた。又一九三〇年のメラビ(爪哇)の爆發は、多數の人命を損ひ、廣大な耕地を荒廢せしめ大損害を與へた。以上の外爪哇のゲデー、スマト、プロモ、ラモンガン、ラウン、スマトラのデムボ、カバ、コリンチ、タラン、メラビ、オブヒル、シナブン、セレベス島のクラバト、ロムボ、バタン、ピーク・フアン・マロス、バリ島のグモンバト、ロムボタ島のピーク・フアン・ロムボタ等は火山として有名なもので、モルツケン群島のタルナテ、パチヤン、チドレ、オビラ、スーラ群島等は何れも火山島である。

平野及高原 平野—蘭領印度の地圖を觀るに、山脈は何れも各島の外側にあり、河川が何れも内海に注いで居る關係上、所謂平野と稱されるものは、島の内側に存在して居る。平野としては東部爪哇平野、中部爪哇平野、ルシソロ平野、バスルアン平野、プロポリンゴ平野、中部爪哇北部平野(スマランよりチエリボンに至る)及西部爪哇平野、バリサン山脈を境とするスマトラ北東部及ボルネオ島の南部沿岸平野等がある。併し乍ら、スマトラ北東部の海岸地帯及ボルネオ南部沿岸附近の平地には沼澤地多く、實質に於ては平野としての經濟的價值を有して居ない。

高原—高原としては西部爪哇のバンドン高原、スカブミ高原、チャンジヨール高原、ガル高原、中部爪哇のマガラン高原、アムブラワ盆地、東部爪哇のマラン高原、スマトラ島のバダン高地、タケイン高原、トバ高地、セレベス島のミナハサ高原、モンゴンドウ高原及中部セレベス高原等があり、高原は清涼の地として温帯作物及蔬菜類の栽培に適し、尙遊藝地、健康地として利用せられて居る。尙、蘭領ニウギネアのフオーゲルコツツ半島も僅に海岸地方を除く外内部一帯は高原をなすが、未だ諸般の調査不十分にして其の

蘭領印度……地理

以上の内、航行の便を有するものは、スマトラ島のハリ、ムシ、インドラギリ、シアク、カムバルの諸河、爪哇のソロ、フランタスの兩河、ボルネオのカブアス、バリト、クテイの諸河及ニウギネア島のマムベラモ河等である。

湖沼 蘭領印度には大湖はないが小湖沼は多い。其中著名なるものは左の如くである。

湖沼名	所在州(島嶼名)	面積	海抜
Toba	タバヌリ州(スマトラ島)	17000島を入れて117000	925
Tondano	メナド州(セレベス島)		925
Limboto	同		110
Paso	同		110
Towoti	セレベス州(セレベス島)	531(最深100)	110

五 海岸線

海 蘭領印度群島は多くの海・海峡及水道を以て互に隔離されて居り、是等の海は、位置よりして濠洲内海(Austral-Asiatische Mittelsee)と總稱され、群島面積の三倍に相當する面積を有して居る。

前記の海の中爪哇海、南支那海の南支那海及マラッカ海峡は何れも百米以上の深度を有せず、スンダ海溝と稱されて居る。有名な地質學者モーレングラーフ氏は、本海溝は以前に於ては純然たる陸地を爲して亞細亞に連続して居たに相違なく、現今海底に沈んで居るスマトラ、爪哇及ボルネオ間の地帯は往古は一大平原であり、東部スマトラ及西ボルネオの諸河は凡て茲に合流して南支那海に流入する一大河を形成し、又東部爪哇及東部ボルネオの河川は東方に流出して居たと云ふ斷案を下して居る。一方東部に於ては、ニウギネアと濠洲とはトルレス海峡、アルフル海に依て相分離されて居るが、是等の海及チメル海の大部分も亦何れも深度二百米以下でサフル海溝と稱され、往古に於ては兩者相接続して居たことは、動物の分布状態よりして證明されて居る。

以上の二つの海溝の中間に位するセレベス海、マカッサル海、スルー海、バンダ海及サヴォオ海は斷層に沿ふ地殻の陥没に依て出来たもので非常に深く、バンダ海の如きは六、五〇〇米の深度を有する場所がある。

蘭領印度地方は、太古時代に於て既に群島を構成して居たのであるが、群島中の各島が現在の形態を形成したのは遅れて第四紀(沖積紀)時代のことである。

海岸線—無数の島嶼より成る蘭領印度に於て海岸線の延長を見出すことは困難で、其の總延長は赤道に於ける地球の周囲に等しいと言はれて居る。

六 氣象

蘭領印度は北緯六度に起り南緯一度に終り、東經九五度より同一四一度に及び、南東部に濠洲を控へ、北西部は亞細亞大陸に隣するを以て氣象は常に其の影響を受け、乾期・雨期と言ふが如き區別も大體に於てそれに起因することが多く、且つ晝夜の時差も殆どなく、緯度一〇度線上に於ては最長日照時間と最短日照時間との差が一年を通じて四十八分を超過することがない。即ち日出時及日没時は一年中毎日殆ど變化なく、赤道上の各地では午前六時には日出となり、午後六時には日没となる。

氣温 四季を通じて變化少なく、海岸附近の地は平均攝氏二四度乃至二七度で、平均最高氣温及平均最低氣温の差が最も少いのは爪哇西部の一度、最も大きいのはアムボイナの二度である。一日の氣温の平均較差は乾燥期六一七度、降雨期の四一五度である。

又氣温は土地の高低に従ひ、普通百米高まる場合氣温は平均攝氏〇・六一度下降する。

降水量 印度群島は概括的に之を乾燥期及降雨期の二期に分つことが出来るが、地方に依て必ずしも一律でない。然し十二月、一月、二月といふ月は、濠洲の方は夏、亞細亞大陸は冬で、従て風は氣壓の高い北西から偏北西風となりて多量の水蒸氣を印度洋方面から持つて来るので、大體に於て雨期が現出し、六月、七月、八月、九月頃は反對に風は濠洲方面より吹き来るも、偏南

東風の氣流平均して雨を作らない。それで爪哇の砂糖は此の夏の乾燥期を利用して作られる。然し乾期雨期と言つて見ても、それは爪哇に於てさへ絶対的のものではなく、比較的明かなのは東部爪哇である。他の方面に於ては乾期に於て却て多くの雨を齎すことがある。スマトラ北部にありては八月、九月、十月、十一月中降水最も多く、赤道下にありては一年を通じて常に降水を見る。爪哇西部、スマトラ南部に於ては、爪哇東部の乾燥期中却て降水多く、モルツケン諸島に於ては一月に東北風、八月に西南風が吹くが、其の頃却て降水量が多い。降水量を總括的に見る時は、スマトラ、ボルネオ、西部及東部爪哇の山地、セレベス北部地方、西部並に北部海岸、北部モルツケン諸島、バンダ諸島は一般に降水量多く小スンダ列島、南西諸島、南東諸島、セレベス南部及東部海岸等は一般に降水量が少い。爪哇中部山脈の北側にあるトムボに於ては、降水量平均六、六八〇耗で七、〇〇〇耗に達することがあり、蘭領印度中で降水量の最も多い所とせられてゐる。尙當領に於ける驟雨は雷を伴ふことが多いが永續しない。

北西風の時期で、六月、七月、八月が偏南東風の時期である。併し之は前述せる通り大體の所を示したもので、モルツケン諸島殊にハルマヘーラ、ボルネオの北部等に於ては全然此の原則に當嵌まらない處がある。國土が廣大で日本の面積の三倍もあり、殊に無数の島になつて廣い面積の上に擴がつてゐる關係上例外のあるのは寧ろ當然である。赤道の南北一五度、合せて三〇度位は所謂無風帯で微風はあるが、船舶の航行を脅すやうな暴風はない。但しサイクロンは時々吾人の目撃する所である。而して蘭領印度主要地の季節別氣温・氣壓・湿度等は別表に示す通りである。

地震 蘭領印度には火山多く、従て之に起因する地震が多い。一八八三年のクラカダウの爆發は西部爪哇一帯に烈しい地震を伴ひ、歴史上記録すべき大津波を起した。この大津波は爪哇、スマトラの海岸を襲ひ、數百の村落を没し、數千の人命を奪つた。此の時の波の高さはスンダ海峡に於ては約一五米に及んだと言ふ。

一九〇〇年にスカパミ地方を襲つた大地震は地殻の一部の陥没によるものである。

今當領に於ける最近五箇年間に於ける地震の回数を見るに次の如くである。

地方別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	構造地震	火山地震	構造地震	火山地震	構造地震	火山地震	構造地震	火山地震
西部爪哇	1	1	1	1	1	1	1	1
中部爪哇	1	1	1	1	1	1	1	1
東部爪哇	1	1	1	1	1	1	1	1
スラバヤ	1	1	1	1	1	1	1	1
ボネ	1	1	1	1	1	1	1	1
モルツケン	1	1	1	1	1	1	1	1
蘭領印度……地理	1	1	1	1	1	1	1	1

出所 蘭印統計年報

の動物が混淆し所謂混淆地帯を形成して居る。
 セレベスとボルネオ、ペリとロムボックの間に一線を畫く所謂ウオリス線は東洋地方と濠洲地方との動物區系を明に區別するものである。
スマトラ、ボルネオ、爪哇 是等三つの島の動物區系は各々若干固有の種を示すものとは言へ概して馬來半島のそれに相似して居る。是等の島と亞細亞大陸との動物區系の著しく相似して居る事實は先づ地質史によつて説明される。歐洲が未だ氷河時代即ち最新世又は洪積世の頃、是等の島は亞細亞大陸に陸続きして居つた。その時代、河川はスマトラ東部、ボルネオ西部を貫流し、合流して大河となつて南支那海に沿いで居た。これはスマトラ東部の河川とボルネオ西部の河川に棲む魚類が非常に相似して居るのに對しスマトラ西部とボルネオ東部に棲む魚類は比較的相似の度が弱し事實を以て説明することが出来る。

爪哇は長く孤立した居て、他の島々との接觸もボルネオとスマトラとの間に於ける程密接なものではなかつた。ボルネオにはスマトラに棲息する動物が數多居り特にスマトラ東海岸の平地に棲息する動物が多いが、之に反してスマトラ西海岸(ニアス、エンガノ島をも含む)の動物區系は爪哇固有の動物區系殊に昆蟲類に於て若干相似して居る。例へばオラン・ウータンの如きはスマトラにもボルネオにも居るが爪哇には居ない。之に反し、虎はスマトラ及爪哇に居るがボルネオには居ない。手長猿(學名 *Hylodotes syntachys*)はスマトラにのみ居り、てんぐ猿(學名 *Nasalis larvata*)はボルネオ以外には何處にも居る。

亞細亞大陸と大スンダ列島に共通な猿類中、スマトラに最も多數の種類が居り、ボルネオ之に次ぎ、爪哇が一番少い。タルシア(*Taricia*)はスマトラ、ボルネオ及セレベスに居るが亞細亞大陸には居ない。其他の猴類例へばきつねる類(學名 *Nyctedon*)は亞細亞の南部地方、大スンダ列島共に居るが食蟲動物例へば鼯鼠(學名 *Tupaia*)及猪猴(學名 *Galeopithecus*)は此の三島々に特有のものである。

ルーにも棲息する。濠洲系のものとしては *Cassus* と稱する有袋動物が居り、亞細亞系のものには獼猴(*Macacus*)、狐猴(*Tarsius*)、極樂鳥(*Paradornis*)、鹿(*Cervus*)其他が居る。

鸚鵡の別種も亦本島には多く、其の大部分は或る地方に局限されて居る。有名なラケット型の尾と有する *Ptilinopus* と言ふ鸚鵡は比律賓にも居るがスーラ群島及プルー島にも棲息する。其の外 *Coracias tenuirostris* (學名)も居る。本類は極東地方には發見されないが、西部亞細亞、歐洲及アフリカには居る。*Scaevola* の別種がセレベスに居るが、これはアフリカに居る牛つまきの一類である。

セレベスの鳩類はチモル、比律賓及ニウギネアの鳩と類似して居る。又 *megacephalen Males* (學名)と言ふ *Megapodes* と同類の鳥はニウギネア及濠洲に普通多い鳥であるがセレベスにも亦棲息する。

亞細亞系の動物はセレベスには少く、其の數に於てはモルツケン諸島に劣る。猿は全然棲息せず、僅に鼯鼠、鼠等が居る。この鼠類は濠洲、ニウギネア及比律賓に居るものと同種である。豚及麝香猫等は多分人類の手で輸入されたものであらう。

モルツケン諸島は鳥類の豊富なる點に於て有名な所である。この鳥類中代表的なものとしては鸚鵡、かはせみ、鳩を挙げることが出来る。是等はニウギネアに居るものと同種のものであるが、モルツケン諸島の是等は獨特の姿をして居る。又 *Megapodes* 類に屬するものが多數居る。セラムにはニウギネアに居るものと同種の食火鳥(學名 *Conurus galensis*)が居る。

昆蟲に至つては其の種類は無數で、就中鳥の翼の如く大きい美麗な翼をもつて居る蝶々等も居る。
 小スンダ列島中ペリー島の鳥類は大部分爪哇の夫に等しいが、ロムボックのは之と異り、同島には鸚鵡類に屬する *Cockatoo* が發見された。爪哇から東方に進むにつれて、爪哇に居る鳥類の數は減少し、濠洲の鳥類が殖える。當諸島に居る濠洲系の鳥類は爪哇系の鳥類より夫々固有の原形から比較的著

野牛(學名 *Bosmanatus*)は爪哇、ボルネオ、印度支那及馬來半島に數多棲息するがスマトラには居ない。鹿類には學名 *Trogulus*(土名カンチル)*Cervus*(土名ムンチャック)が此の三島に棲息する。

厚皮類では象及猿が熱帶亞細亞及スマトラに居る。前者の同類のものはアフリカにも居るが、後者はこの地方以外では僅に南亞米利加に居る丈である。爪哇には象・猿共に棲息しないが單角犀は居る。併し、馬來半島、ボルネオ及スマトラには二角の犀が居る。化石の證明する所によると、往古爪哇にも象及猿は棲息して居たことがわかる。此の外、化石によれば河馬及アノア(*Anoa*—セレベス特産の小水牛)も爪哇に居た事が證明されるがいづれも現在は居ない。

尙マデウン州トリニル附近に於ては人類の祖先と謂はれる猿の高度に進化した *Pithecanthropus erectus* の化石が發見された。
 獼猴(學名 *Crocutus spekei*)は馬來諸島の東部地方に廣く分布して居る。

鳥類に於ては大スンダ列島の鳥類は亞細亞大陸の東南部地方のそれと大體同じである。馬來半島、スマトラ、ボルネオに特有のものとしては一種の雉類(學名 *Agryscopus bura*)が居る。印度及錫蘭固有の孔雀は爪哇にも居る。又家雞の原形と言はれる *Gallus javanicus* (學名)も爪哇に發見された。鸚鵡は馬來諸島の東部地方に多いが西部地方には極めて稀である。

セレベス、モルツケン諸島、小スンダ列島 是等の島々は濠洲地方に近い動物區系を示す。動物區系上から見るとセレベスは馬來諸島中最も興味ある島である。同島の動物は附近の諸島の動物と全く異り、寧ろ遠く其の類似形を濠洲及アフリカに發見する。且つセレベスの動物はボルネオの動物と全く異なる。この事實はマカッサル海峡が兩地の動物區系を全然區別することを示すものである。

北部セレベス及バチヤン地方には *Cynopithecus niger* が居る。この種類はアフリカ加猿と同種である。又アノアと稱せらるる小水牛も同島特有の動物にして、同島産の鹿(*Hog-deer*)或は野猪(*babirusa*)は附近のスーラ群島及プー

チモルには *Phalanger orientalis* と稱する有袋類が居るがカンガルは居ない。チモル及バチヤン島は猿類の分布する地方中最東の地方で、こゝには蟹食ひ獼猴(*Macacus cynomolgus*)が居るが、これより東方には居ない。
ニウギネア及プルー群島 是等の島々は全く濠洲と等しく、第三紀時代には本島は濠洲大陸の一部を形成して居つた。是等の島々の典型的な動物としては數多の有袋類、蟻、卵生哺乳動物等を挙げることが出来る。有袋動物中にはカンガルも居る。

尙ニウギネアは極樂鳥の巢であり、翼の優美な鸚鵡、かはせみ、數多の種類類の鳩等が居る。鳩類中でも王冠鳩が殊に有名である。是等の鳥類は殆ど全部濠洲系のもので稀には亞細亞系のものも居る。

又濠洲と全然同様に木啄、雉屬、ヤブどり等はこゝには居ない。
 昆蟲では角のある蠅及 *Phyllophorinae* 等が其の代表的なもので、濠洲系のもので多數是等の島々に居る。
 ニウギネアと濠洲の動物系統が極めてよく相似して居ることは、兩地の氣候及草木がよく相似して居ることからしてもよく頷ける所である。

歴史

年代記摘要—自古代至東印度會社の初期時代

—年代記摘要

西曆紀元
前五世紀

馬來ボリネシア族支那の南部より馬來半島を経て東印度諸島に移住、同種族は鐵を加工し天文に通じ、航海術・水田耕作・牧畜を知り若干社會的生活をなす。宗教は自然力崇拜・精靈主義にして試首の風習あり

七八 ヒンヅー人東印度に渡來し、婆羅門教及佛教相次いで傳來す、この頃より支那人の渡來始まる。サンスクリット東印度に傳はる

四一四 支那人法顯爪哇に來る

約七〇〇 中部爪哇にカリン・ヒンヅー王國あり、スマトラにシユリヴィ

約七〇〇 ジヤヤ王國(パレムバシ)あり、勢力四圍に及ぶ

約七〇〇 シユリヴィジヤヤ王國シヤヤイリンドラ王朝時代中部爪哇を征服、佛教寺院を建立す。この頃よりこの地方にカウキ語・舊爪哇語・サンスクリット等が各方面に使用せらる

八五〇 シユリヴィジヤヤ王國を去る。中部及東部爪哇にマタラム國興る

九九二 マタラム國王ダルマワングシヤ時代國威四圍に及ぶ

一〇〇七 マタラム國滅亡

一〇三五 マタラム國再興

一〇四二 マタラム國ジヤヤガラ(現在のストラバヤ地方)、ケデリの二國に分裂す

一二二二 ケデリ國滅亡、トマーメル國興り、ジヤヤガラ、ケデリ兩國の領土を合してシヤガサリに王都を築く

一二九二 トマーメル國滅亡

一六二七 東印度會社明文を以て東印度諸島に於ける自由貿易を禁止す

一六二八 マタラム人バンタムより侵入してパタビアを攻略

一六四一 和蘭軍葡萄牙人の根據地マラツカを占領し葡人を蘭印より驅逐す(チモールを除く)、東印度會社アチエー國と通商條約を結ぶ

一六四二 和蘭軍西班牙城塞サン・サルバドル及基隆を占領し、臺灣全島の主權を獲得

一六四六 パタビア法典完成

一六五〇 マタラム及バンタムの兩國爪哇の一部に東印度會社の主權を認む

一六五三 東印度統治規定初めて制定せらる(ライエルト總督)

一六六二 東印度會社の隆盛時代、マートサイケル總督に就任

一六六三 臺灣東印度政府の手を離る

一六七六 西班牙人蘭領印度を放棄して比島に退く

一六九〇 タルノジョヨの亂、東印度會社の衰微始まる

一六九六 支那移民激増す

一七〇四 珈琲初めて爪哇に移植せらる

一七〇八 第一次爪哇王位繼承戰

一七一三 第二次爪哇王位繼承戰

一七二一 ビーター・エーベルフェルトの反逆起る

一七四〇 パタビアに支那人暴動起る

一七四三 マタラム國ストラカルタと改稱

一七四九 新國ストラカルタと東印度會社間に條約締結されマツラ島の全部及ストラバヤを含む爪哇東北部地方を會社に割讓

一七五五 マツラ土人知事チヤクラニングラツトの亂起る

一七五九 第三次爪哇王位繼承戰

一七九七 ストラカルタ王領地全部を會社に讓渡し、今後は會社の任命にかゝるストラカルタ地方の一藩主たるを約す

一七九九 マンクプミ、ストラカルタ國の一部に據りジョクヂヤカルタ國を興す

蘭領印度……歴史

一二九二 「マルコポーロ」スマトラを訪問す、當時の商業市ペルラには既に回教徒居住せり

一二九四 マジヤバイツト王國東部爪哇に興る

一三三三 マジヤバイツト王國西部爪哇(現在のボイテングルホ附近)に勃興

一三三五 マジヤバイツト王國の隆盛時代、マラユ(現在のスマトラ)、ダン

ジョンナガラ(現在のボルネオ)、マラツカ、小スンダ列島、セレベス、プルー、セラム、アムボン、ニウギネア等殆ど同國の屬領となる

一四一五 回教爪哇北部海岸地方に傳來

一五一二 葡萄牙船モルツケン諸島に來航

一五二〇 マジヤバイツト王國デマ、マジヤン、ケデリの三國に分裂す

一五二二 葡萄牙人チモルを占領、要塞を構築

一五二二 葡萄牙人初めて爪哇バンタムに來航

一五六八 同教國バンタム西部爪哇に興る

一五七五 葡萄牙人タルナテより追はる

一五九四 パジヤン國のストウイジョヨ將軍自ら獨立を宣言し、中部及東部爪哇(舊マタラム國)を統一し、新にマタラム國を興す

一五九四 Compañia van Varen (遠東會社)設立さる

一五九五 和蘭東印度遠征隊初めて爪哇に來航バンタム港に入る

一六〇二 和蘭東印度會社設立さる

一六〇六 西班牙人チドレ島占領

一六〇九 ビーター・ポート東印度初代總督に任命せられ本國を出發爪哇に向ふ

一六一〇 九州肥前平戸に和蘭商館建設さる

一六一九 「ヤン・ビーター・スリン・クイン」ヤカトラ(通稱ジャカタラ)より英人を驅逐してパタビアを占領す

一六二二 アムボイナに於ける英人大虐殺事件勃發、英蘭の葛藤再燃す

一六二四 東印度會社臺灣にゼーランジア城を築く

一七八〇 第四次英蘭戰爭

一七八四 ケウ文書發布、和蘭本國の愛國黨佛蘭西の後援下に革命を起し、和蘭聯邦主權をバタヴィス共和國に讓る。ウイレム五世英國に逃亡ケウの文書に署名し(二月七日)東印度に於ける最高行政權を英國の支配下に置く事を約す。併し東印度會社はこの

一七九六 王の署名を認めず

一七九八 易及領土事務委員會に委ぬ

一七九八 東印度會社特許期限満了

一七九九 東印度、名實共にバタヴィス共和國の統治するところとなり、

一八〇〇 亞細亞領土評議會の管轄下に置かれ、爾來東印度會社員はバタ

一八〇二 一フス共和國の官吏となる

一八〇二 アミアン條約成り、英國は錫蘭を除く他の舊和蘭植民地一切を

一八〇五 英國の東印度會社再び初まる

一八〇六 英國の東印度會社再び初まる

一八〇七 英國皇帝の弟國王となる

一八〇七 英國艦隊パタビアを攻略、蘭印艦隊に致命的打撃を與ふ

一八〇八 一月十四日ダンデルス東印度總督となり、爪哇防備軍の編成、

一八〇八 獨占事業の調査、奴隸及土人の生活擁護、パタビア市保健施設

一八〇八 の改良、國家發行貨幣の取締り、爪哇縱貫郵便道路の開設(アミ

一八〇八 アルルパナルカン間約千軒)、爪哇海軍根據地の建設等を行ひ、

一八〇八 中央集權を計り爪哇を九行政區域に分ち、中央政府としてパタ

一八〇八 ビアに總督府を置き、官紀肅正を計る。爪哇土民の賦役を加重

一八〇八 して諸土木事業を興し裁判所の増設と統制を計る

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

一八〇八 七月和蘭本國佛蘭西帝國に合併せらる

- 一八一 英國の爪哇略取、ラッフルズ副總督となる
- 一八一四 倫敦條約締結され東印度の和蘭復讐決定す
- 一八一五 統治令發布(蘭領亞細亞に於ける政治・裁判・學術及貿易に關する根本政策)、ウイレム四世公和蘭國王ウイレム一世と稱す
- 一八一六 ラッフルズ副總督の職を解かれ爪哇を去る
- 一八一八 東印度再び英國より和蘭の支配下に歸る
- 一八二四 十二月二十二日新統治令發布せらる
- 一八二五 倫敦條約締結(三月十七日)英國はピリトン、ニアス、ベンクレーン及スマトラに現有する英領全部を和蘭に讓渡し今後スマトラ或は新嘉坡以南の島嶼に一切商館を設立せず、和蘭は前印度にある總ての商館及其の附屬地を英國に讓り、和蘭が今迄有して居た新嘉坡に對する一切の權利を放棄し且つ兩國國民は兩國の植民地に居住及商業を營む自由を有す(但しモルツケン諸島を除く)。加ふるに和蘭はスマトラの一土王國アチエーに對しその獨立を認め、アチエー國の貿易及航海の安全を保證す
- 三月二十九日和蘭商會社設立さる
- 爪哇にデボネゴロの亂起る
- 十二月十一日爪哇銀行設立
- 一八三〇 デボネゴロの亂終る
- 一八三〇 フアン・デン・ボス東印度總督となり強制栽培制度を實施す
- 一八三四 強制栽培制度蘭印官報に公布さる。政府を土地の所有者とし、土人を其の小作人とす。土人は小作料の代りに一村單位にて其の村の有する耕作面積の五分の一を政府の爲に耕作する。即ち政府は土人から其の土地及勞働の一部を徵收するもので、且つ耕作すべき作物を指定したものである
- 一八四〇 強制栽培實施の徹底を計る爲峻嚴なる各種規定公布せらる
- 英人ジエームズ・ブルック、ボルネオ北部を攻略す
- 一八四八 和蘭憲法改正され東印度行政上の重要事項は今後法律を以て決定さる。國王は毎年植民地及屬領の統治報告を本國國會に提示

- 一八五〇 此の頃強制栽培の土人を困窮せしむること愈甚だしくなり、爪哇中部地方に大飢饉起る
- 一八五四 想那栽培開始さる
- 一八五九 統治令改訂さる。又強制栽培制度緩和せられ將來これを廢止する旨約束さる
- 一八六〇 奴隸制度廢止に決定
- 一八六六 ダウニス・デッケル(Douwes Dekker)東印度官吏を勤め爪哇のパンナム分省レバックの副理事官を最後に本國へ歸りミンデルテュリ(Mintakuli)の筆名を以てマックス・ハーフェラール(Max-Haverlaar)別名「和蘭商會社の珈琲賣買」なる著書を出し和蘭の東印度統治政策を攻撃す。本書初版獨逸にて出版さる。や、各國語に翻譯され、和蘭本國は勿論歐洲各國の輿論を喚起し、仍て和蘭の東印度統治政策に改善の動機を與ふ。併し、デッケルは遂に和蘭に容れられず一八八七年南獨逸の Nieder-Ingelheim に於て客死す
- 一八六七 スマランシロ間に初めて鐵道開通す
- 一八七〇 砂糖法及土地法制定さる
- 一八七一 英國との間にスマトラ條約締結さる
- 一八七三 アチエー戦争始まる
- 一八八六 タンジョンプリオク港開かる
- 一九〇三 地方分権令發布さる
- 一九〇四 全アチエー漸く平定さる
- 一九〇五 地方議會令制定さる
- 一九〇八 プデ・ウトモ(Boedi Oetomo)黨生る
- 一九一一 外領に對する和蘭の統治權確立す
- 一九一五 サレカット・イスラム(Sarekat Islam)黨生る
- 一九一八 珈琲強制栽培制度廢止さる
- 一九一八 國民參議院第一回會議パタビアに開會さる

- 一九二〇 印度共產黨(P. K. I.)生れ、第三インターナショナルに参加
- 一九二二 爪哇に東印度自治運動起る
- 一九二五 新統治令(蘭領印度立法行政法)公布され、東印度の自治權増大す
- 一九二六 爪哇に共產黨暴動勃發す
- 一九二七 スマトラに共產黨暴動起る
- 一九二八 總督デ・グラーフ國民參議院開院式に於て東印度の將來に對する重大宣言をなす
- 一九三〇 二名の土人印度評議院に初めて議席を獲得す
- 爪哇に土人の自治運動益々熾んとなる
- 和蘭航空會社(K. L. M.)本國蘭領印度間定期航空を開始す
- 非常時輸入制限令公布さる
- 一九三三 日蘭會商パタビアに開催さる
- 一九三四 通信檢閲、集會取締益々嚴重となり、土人の獨立運動取締峻峻を極む
- 一九三五

二 古代至東印度會社の初期時代

ヒンヅー人の交通時代 蘭領印度の古史に關しては確實な文獻、之を考證すべき記録が遺つて居らぬ故明かでない。僅に當時此の地の豊富な天産を望んで來訪したヒンヅー人及支那人に關し若干の口碑があるのみで、それも漸く西曆紀元の頃まで溯り得るに過ぎない。何れにしても支那人とヒンヅー人とは此の地を訪れた最初の外國人であつたこと又は確かである。而して是等口碑に據り、蘭領印度の原住民族たる馬來ポリネシア系が當時非常に低級な生活をして居たことが肯かれる。

而してヒンヅー人が當領と頻繁に交通する様になつたのは大分後のことだ。當時ヒンヅー人は文明の先覺者として本地方の開発に大に與つて力があつたことは確實である。即ち、爪哇人は宗教・美術・農業等各般の施設に於てヒンヅー人に教へられる所が多かつた。而して、爪哇なる名稱もヒンヅー人

の言葉から出て居ると言はれてゐる。

爪哇人がヒンヅー人から受けた影響は頗る多方面であるが、就中影響の大きかつたのは宗教に關する諸點である。最初にヒンヅー人に依て輸入された宗教は婆羅門教である。佛教が輸入されたのは其の後のことで、西曆四一四年に爪哇を訪れた支那の旅行家法顯が、彼の日記中に當時爪哇には婆羅門教は旺んで居るが、佛教徒は居ないと記して居るのに徴しても、佛教の渡來が割合に遅かつたことが明かである。然るに、婆羅門教は佛教が印度から輸入されるに及んで忽ち地を拂つて無くなつた。蓋し婆羅門教は階級制度を嚴格に保ち、而も人民の大部分は最下級の奴隸階級に屬し常に上級の者より壓迫凌辱を受け居たりし故に、一度慈悲と同胞愛との教義の上に立つ佛教が紹介さるゝや彼等は擧つて之に隨喜したのであらう。佛教を齎したヒンヅー人の爪哇に於ける勢力は、佛教が盛んになるに従て益々優勢となり、紀元一一〇〇年乃至一四〇〇年は將に其の黄金時代であつた。當時佛教が如何に盛んであつたかは、今日尙吾人の驚嘆するプルブドールの佛跡が明かに物語つて居る。而して又彼等が如何に宗教に對して熱心で且つ堂々たる美術を持つてゐたかが推知せられる。

ヒンヅー人は、先覺者であつたとは謂へ、異邦人であつたがため敬遠されて居たが、佛教の渡來以來相互に融和し、土人とも雜婚し、遂に幾多の整然たるヒンヅー王國が建設され、中に最も勢力のあつたのは東方爪哇のマジャパヒット王國とマタラム王國とであつた。後れて、西方爪哇(今日のボイテソルホの近邊)にパヂアヂアラン王國が現出するに至つた。就中マジャパヒット王國は最も強大であつて、東部・中部爪哇及バリ島を統治し、遠くスマトラ、ボルネオまで其の勢力が及んだ。

次に入つて來たのは回教である(十五世紀の前半)。是は馬來半島よりスマトラ東海岸に入りしもので、傳道に従事した前印度人及馬來人は、爪哇の沿岸に根據を構へ諸侯と款を通じ、其の子女と婚を結びつゝ關係を密接にし、巧に彼等を回教に歸せしめた。其の後幾多の變遷があつたが、之等は主として宗教を中心として行はれたものである。

歐人の勢力扶植と蘭人の活躍 東印度を訪問した最初の歐人として知られて居るのはマルコ・ポーロである。彼は支那訪問の歸途北部スマトラに來たもので、時は一二九二年である。それ以後は、暫らく歐人の關係として特記すべきものはなかつた。

歐洲諸國中最も早く東印度に勢力を扶植したのは葡萄牙人である。而して其は一四九八年ヴァスコ・ダ・ガマが喜望峯を迂迴して印度に到着した後の頃である。一五一一年葡萄牙はマラツカを征服し直にモルツケン諸島に現はれ、タルナテ(Ternate)島に要塞を築造し(是は今日も残つてゐる兵舎として使用されてゐる)香料の専賣權を獲得し、總てアムボイナ(Anboina)は其の主要根據地となつた。當時爪哇には有力なマタラム王國があつたが、一七五五年蘭人の襲來を蒙り、スラカルタ及ジョクダヤカルタの二國に分裂するに至つた。

一五八〇年葡萄牙が西班牙に征服されるまで蘭人が國內で消費してゐた東洋物産及他國へ供給して居た香料其の他は、總て葡萄牙人の手を経て居たのであるが、西班牙の勃興と共に和蘭の東洋貿易は一大打撃を蒙つた。即ち西班牙王フィリップ二世は、蘭國商船のカデツ港及リスボン港に入港することを禁じ、さなきだに隔靴搔痒の感を懐いてゐた蘭人をして遂に直接東洋貿易に手を染むるに至らしめた。即ち、コルネリス・ハウトマン(Cornelis Hoetman)を隊長とする四隻の商船より成る最初の遠征隊は、遠東會社(Compagnie van Verre)を代表して一五九五年東印度に向つて派遣されることとなつた。

三 自東印度會社の全盛期時代至現代

自東印度會社の設立至解散 蘭人は一五九五年以來一六〇二年に至る迄に總計六五隻の船舶を數ふる前後合計十五回の遠征隊を組織し、多大の人命と財産と犠牲にして東印度に廻航したが、當時の貿易額は至つて少額に過ぎなかつた。夫にも拘らず、同業者間の競争は激しく互に他を害ふことを専らとして居て、相互に萎縮する一方であつた。斯くの如き弊害を一掃するため

駐、バンダ其の他香料群島を占領した。一八〇二年のアミアン媾和條約に依り舊和蘭植民地は、錫蘭を除く外再び和蘭に還付されたが、間もなく和蘭は佛國に併合され東印度も亦一時佛國の領有に歸したが、結局は制海權の所有者たる英國の所有に歸して仕舞つた。和蘭が佛國の羈絆を脱して獨立すると共に、英國は和蘭と結んで佛人の北方侵略を防禦するの必要を認め、一八一六年喜望峯植民地及錫蘭島を除き舊和蘭植民地を擧げて和蘭に還付した。斯くてファン・デル・カペレン東印度總督に任せられ、彼は行政區劃を定めて土地の自由耕作を許し鋭意開發に努めた結果、爪哇島を初めボルネオ・スマトラ等の諸島も亦大いに開發されるに至つた。

一八二四年英蘭協定 併し乍ら、寛容なる英國の統治下にあつた土人は、和蘭の壓迫的施政に屈從するを悦ばず、内亂の絶間なく、一方英國の東方に於ける勢力は駁々乎として進み、英蘭兩國の勢力範圍を明確に決定せざる時は兩者の衝突は避け能はざる状態となつた爲、兩國は一八二四年倫敦に於て協定を結び、和蘭はマラツカ、新嘉坡等の植民地を英國に讓與し、其の代價としてバンカ、ピリトンの二島及スマトラ島のベンクレーン(Bankoen)を獲得し、英國は群島に、和蘭は大陸に侵入せざることを約し、其の結果和蘭は香料群島の獨占を認められると共にスマトラ及ボルネオの二島をも總て其の勢力範圍に收むることとなつた。

サラワク王國の出現と和蘭植民地の確立 爾來和蘭は農業を獎勵し植民地の開發に努めたけれども、國家の收入のみを増殖することに腐心し、土民の自由を犠牲にして更に顧みる所がなかつた爲、土民は常に反亂し、其の上生産品の價格は下落して収益減少したる爲國庫却つて窮乏を告ぐるに至つた。一八三〇年ファン・デン・ボス總督に任せらるゝや、彼は地方行政組織を刷新し、土民王族の權利を殺ぎ嚴重なる監督を行ひ、歴史的に有名なる強制耕作制度なるものを設け、以て農業を旺んにし國運の恢復を見るに至つた(三十五年間に四千萬磅を本國政府に送金した)。此の時より少し後れて英人ジェームズ・ブルックなる者驟然爪哇に來り、蘭領土視察を名としてボルネオ北部に渡り、土人の一王族の爲に海賊土匪を平定する等のことをなし、一

設けられたのが彼の有名な和蘭東印度會社で、該會社設立以來共喰ひの弊害は一掃されることとなつた。

東印度會社は有限責任で六百六十萬盾の資本より成り、歐洲諸國並に東洋諸國間の貿易を目的としたのであるが、東洋に於ける政治行政は勿論兵馬の權をも握つてゐたから其の所謂商館(Comptoir)は、今日の蘭領印度に勿論西印度、北は臺灣・日本にも設けられ、恰も總督府の如き觀を呈し、第十七世紀の後半に至つては、西洋人と云へば取りも直さず和蘭人であるときへ我國人に思はるゝやうになり、歐洲に於ても諸國中最も強大な商業國として雄飛するに至つたが、第十八世紀に入り強敵英國の再現と共に其の政策を一變し、嘗て西班牙が採用したことのある栽培植民地政策に則り、農産物の栽培に重きを置き、特種農産物の強制的耕作並に獨占を實行せんとし嚴重なる取締を行つたが、經費多端加ふるに社員にして自己の利益の爲に不正行爲を爲す者陸續出し、社務の紊亂を招き、土人の怨恨を買ひ、遂に幾億の負債を殘し、破産の状態に陥つた爲一七九九年遂に會社を解散し、政府は其の特許を取消し、土地は擧げて之を政府に回收するに至つた。

英佛二國との軋讓東印度の主權轉々す 之より先、一六〇九年ビーターボートが初めて東印度總督に任命されるや、一隊の移民を率ゐて先づ爪哇島の西端バンダムに來航したが、國內紛擾のため上陸することが出来ないの爲香料の大産地たるアムボイナ島に移り、此處に總督府を置くこととなつた。一六一八年ヤン・ビーター・スローン・クイン代つて總督となるや、ヤカトラより英人を驅逐し城營を建築して之をバタビア(和蘭人の居住地なる意バタビアは和蘭人のことである)と命名して總督府を此の地に移し、以て和蘭三百年の根據地を建設するに至つた。爾來英蘭兩國間に軋讓が絶えなかつたが、英軍はバンダ諸島に於て一敗血に塗れて以來永らく和蘭と抗争するの無益なるを覺り、専ら印度大陸の經營に従事したるを以て、和蘭は香料諸島の商權を獨占更に大陸沿岸の要地を侵略し、一六五八年錫蘭島をも侵略するに至つた。然るに十八世紀の終りに和蘭に革命起り國王の英國に遁れるや、英國は之を援助して和蘭と戦端を開き、進んで東印度諸島を攻略し、マラツカ、錫蘭、交

八四一年遂にサラワク王國を樹立し、別に土人王族と土地割讓の約を結び、ブルネイ王を其の配下とし、再び英蘭兩國間に紛擾を醸さんとしたが、英國は一八二四年の條約は當時兩國の勢力の及ぶ範圍内のみ行はれる約束で、蘭人と關係のない諸島の王族と結ぶ新條約には何等拘束力を有するものではない旨を主張し、ボルネオ島北部の一端を英國の保護下に置くこととなつた爲、和蘭は急遽全島の王族又は酋長と共に領土保護に關する約束を結んで他國の侵入を防ぐに至つた。

歐洲大戦當時現和蘭の皇爵が獨逸メクレンブルグ王家の出であるのと、和蘭人自體が大體に於て獨逸人の系統であるのとで和蘭は中立の維持に關し非常なる困難を経験し、蘭領印度方面の和蘭船で屢英國官憲の爲抑留監禁されたものなどあつたが、これ以外には大した對外的の問題も起らず、専心植民地の經營に没頭し、ファン・デン・ボスの排外的強制耕作制度に代ふるに自由經濟主義を採り、内外の資本を入れて領土の開發に當りたる結果、コロナイ・ジング・パワーとして英國に亞ぐ勢力を贏得して今日に至つてゐる。

蘭領印度……人口

人口

總數(人口増加趨勢)人口數及増加率(人種別人口)都市別人口(職業別人口)出入國者數(出生及死亡者數)在住邦人數

一 總説

蘭領印度の總人口は一九三〇年十月七日の國勢調査によれば六〇、七二七、

人口増加趨勢

主要種族別人口表

種別 爪哇及マツラ 外領 一九三〇年 一九二〇年

Table with columns for race (種別), Dutch East Indies (爪哇及マツラ), and foreign territories (外領) for the years 1930 and 1920.

出所 蘭領印度國勢調査

全人口に對する比率

全人口に對する割合

Table showing ratios of population groups relative to the total population for 1920 and 1930, including categories like 'All population' and 'Population increase rate'.

各州別主要種族別人口數及増加率表 (一九二〇—一九三〇年)

Large table showing population counts and growth rates by province (州名) and race (種別) for the period 1920-1930.

出所 同前表

其他東洋外國人

二、外領

Table listing population and growth rates for various foreign territories (外領) such as Lampon, Palembang, and others.

蘭領印度……人口

蘭領印度……人口

Table with 2 columns: Region (e.g., メナド州, セレベス州) and Population (e.g., 七六六, 八三五).

一一九四

Table with 2 columns: Region and Population (e.g., 五〇九, 一三三).

歐人人口及増加率表 (一八九〇—一九三〇年)

Table with 2 columns: Region (e.g., 爪哇・マツラ, 外マ) and Total Population (e.g., 一八八九〇, 一九〇〇).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九〇〇, 一九〇五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九二〇, 一九二五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

土人人口及増加率 (一八九〇—一九三〇年)

Table with 2 columns: Region (e.g., 爪哇・マツラ, 外マ) and Total Population (e.g., 一八八九〇, 一九〇〇).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九〇〇, 一九〇五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九二〇, 一九二五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

出所 同前表

Table with 2 columns: Region (e.g., 爪哇・マツラ, 外マ) and Total Population (e.g., 一八八九〇, 一九〇〇).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九〇〇, 一九〇五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九二〇, 一九二五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

支那人人口及増加率 (一八九〇—一九三〇年)

出所 同前表

Table with 2 columns: Region (e.g., 爪哇・マツラ, 外マ) and Total Population (e.g., 一八八九〇, 一九〇〇).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九〇〇, 一九〇五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九二〇, 一九二五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

亞刺比亞人口及増加率 (一八九〇—一九三〇年)

出所 同前表

Table with 2 columns: Region (e.g., 爪哇・マツラ, 外マ) and Total Population (e.g., 一八八九〇, 一九〇〇).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九〇〇, 一九〇五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

Table with 2 columns: Region and Total Population (e.g., 一九二〇, 一九二五).

Table with 2 columns: Region and Annual Average Increase Rate (e.g., 1.1%, 1.2%).

一一九五

蘭領印度……人口

蘭領印度……人口

セレベス	五九四	一〇三三	一、一九六	六、八七七
モルツケン州	五、六〇	一、〇三三	一、〇三三	三、五三三
チモル州	一、五三	二、八四	一、〇三三	二、六八八
スマタ・ロムボク州	三、三三	六、五	一、〇三三	一、六二二
蘭領印度計	二二、〇六	三三、九六	二、五八	七、三三三

一九二〇年國勢調査の数字を一〇〇として最近三十箇年間に於ける（一九〇〇—三〇年）人口増加指数を求めれば左の通りである。

年次	土人	歐人	支那人	亞刺比	其他東洋	外國人	計
一九〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九〇五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

國籍別外國人及種族別土人人口表（一九三〇年）

國籍・種族別	爪哇・マツラ	外領	蘭領印度計
一、歐人及同待遇者	一、九〇〇	一、〇三三	二、九三三
和蘭人	一、九〇〇	一、〇三三	二、九三三
亞米利加人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
アルメニア人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
白耳義人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二、土人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
爪哇族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
スンダ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
マツラ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
アチエ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ガジョ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

區分

地方別	爪哇・マツラ	外領	蘭領印度計
一、爪哇・マツラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二、土人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
爪哇族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
スンダ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
マツラ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
アチエ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ガジョ族	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

尙、歐人及同待遇者・土人、支那人、其他の東洋外國人の合計を一〇〇として各グループの占める比率を示せば次の如くである。

蘭領印度……人口

地方別人口及密度表（一九三〇年）

地方別	人口	密度
一、爪哇・マツラ	一、〇〇〇	〇・一
二、土人	一、〇〇〇	〇・一
爪哇族	一、〇〇〇	〇・一
スンダ族	一、〇〇〇	〇・一
マツラ族	一、〇〇〇	〇・一
アチエ族	一、〇〇〇	〇・一
ガジョ族	一、〇〇〇	〇・一

蘭領印度……人口

Table showing population data for various regions in the Dutch East Indies, including爪哇・マツラ, スマトラ島, and others. Columns include region names and population counts.

都市別人口

主要都市別人口表（一九三〇年）

Table showing population data for major cities in the Dutch East Indies, including Batavia, Surabaya, and others. Columns include city names, provinces, and population counts.

職業別人口

人種別・職業別人口表（一九三〇年）

Table showing population data by race and occupation in the Dutch East Indies. Columns include race (爪哇・マツラ, 土人, etc.), occupation (農業, 工業, etc.), and population counts.

Table showing population data for various ethnic groups and occupations, including 爪哇・マツラ, 土人, and others. Columns include group names and population counts.

蘭領印度……人口

Table showing population statistics for various regions in the Dutch East Indies, including Sumatra, Java, and other islands, with columns for years 1933, 1934, and 1935.

職業別・國籍別人國者數表(一九三五年)

Table detailing the number of foreign workers by profession and nationality in 1935, categorized into groups like agriculture, industry, and services.

Table showing the number of births and deaths for various ethnic groups in the Dutch East Indies, including Europeans, Dutch, and other nationalities.

Table showing the number of births and deaths for various ethnic groups in the Dutch East Indies, including Europeans, Dutch, and other nationalities.

Table showing the number of births and deaths by mother's place of residence, including regions like West Java, Central Java, and East Java.

Table showing the number of births and deaths by local region, including West Java, Central Java, and East Java.

蘭領印度……人口

三〇〇〇

蘭領印度……人口

歐人年齢別死亡者数表 (一九三四—三五年)

地方別	年次	年齢別							計
		一未滿	一—九	一〇—一九	二〇—二九	三〇—三九	四〇—四九	五〇—五九	
西部爪哇省	一九三四	101	60	55	71	97	111	131	626
中部爪哇省	一九三四	61	30	25	27	32	33	33	181
チヨクヂヤカルタ	一九三四	8	7	4	6	10	16	10	57
スラカルタ	一九三四	8	9	5	6	8	10	16	62
東部爪哇省	一九三四	101	51	46	55	71	83	100	607
爪哇及マヅラ計	一九三四	266	143	131	165	217	256	330	1909
スマトラ (バンカ及ビリトンを含む)	一九三四	22	17	11	12	15	18	21	106
ボルネオ	一九三四	8	11	7	8	10	13	16	73
セレベス	一九三四	10	10	6	7	9	11	13	67
モルツケン (ニウギネ州を含む)	一九三四	1	1	1	1	1	1	1	7
チモル州	一九三四	—	—	—	—	—	—	—	—
バリ・ロムボク州	一九三四	—	—	—	—	—	—	—	—
外領計	一九三四	78	56	35	42	56	73	87	447
蘭領印度總計	一九三四	344	209	166	207	273	329	417	2356

一二〇四

出所：蘭印統計年報

土人死亡者数表 (一九三四—三五年) 出所：蘭印統計年報

地方別	人口 (一九三〇年)	一九三四		一九三五			
		死亡者数	死亡率	死亡者数	死亡率		
西部爪哇省	1,105,930	2,559	0.23	2,500	0.23		
中部爪哇省	1,095,500	3,387	0.31	3,000	0.27		
チヨクヂヤカルタ	1,358,868	2,700	0.20	2,500	0.18		
スラカルタ	1,358,868	2,700	0.20	2,500	0.18		
東部爪哇省	1,171,171	7,800	0.67	7,000	0.60		
爪哇・マヅラ計	5,089,737	16,146	0.32	15,000	0.29		
バリ・ロムボク州	1,288,888	2,700	0.21	2,500	0.19		
アムボイナ副分州	6,400,000	1,400	0.02	1,300	0.02		
サバルア副分州	3,200,000	700	0.02	600	0.02		
タルナテ副分州	5,900,000	1,300	0.02	1,200	0.02		
主要都市名	年次	歐人	東印	支那人	東洋	外國人	計
一、爪哇及マヅラ	一九三四	3,358	10,913	1,540	1,400	1,970	17,181
パタビ	一九三五	3,358	11,000	1,540	1,400	1,970	17,268
ボイテンゾルホ	一九三四	77	99	111	111	111	399
スカプミ	一九三四	33	37	40	40	40	150
バンドン	一九三四	33	37	40	40	40	150
ガル	一九三四	7	9	11	11	11	49
チエリボン	一九三四	7	9	11	11	11	49
ペカロンガン	一九三四	10	100	100	100	100	400
テガル	一九三四	—	—	—	—	—	—
スマテン	一九三四	—	—	—	—	—	—
サラテガ	一九三四	—	—	—	—	—	—
チラチャツプ	一九三四	—	—	—	—	—	—
ブルウオケルト	一九三四	—	—	—	—	—	—
マラン	一九三四	—	—	—	—	—	—
チヨクヂヤカルタ	一九三四	—	—	—	—	—	—
スラカルタ	一九三四	—	—	—	—	—	—
スラバヤ	一九三四	—	—	—	—	—	—
モジヨケルト	一九三四	—	—	—	—	—	—
マデウン	一九三四	—	—	—	—	—	—
ケデリ	一九三四	—	—	—	—	—	—
ブリダル	一九三四	—	—	—	—	—	—
トルンナゲン	一九三四	—	—	—	—	—	—
マラン	一九三四	—	—	—	—	—	—
バヌルアン	一九三四	—	—	—	—	—	—
プロボリンゴ	一九三四	—	—	—	—	—	—
パンレワング	一九三四	—	—	—	—	—	—

一二〇五

蘭領印度……人口

Table of population data for various regions in the Dutch East Indies, including Palembang, Medan, Padang, Saben, Pontepena, Samarinda, and Balikpapan.

在住邦人民籍及職業別人口表 (昭和十年)

Table showing population by residence and occupation for various islands and regions like Sumatra, Borneo, Celebes, and the Moluccas.

出所在外邦人職業別人口表

四 在住邦人數

蘭領印度在住邦人口は昭和十年(一九三五年)十月一日現在に於ける日本領事館の調査によれば合計七、二二六人で、中内地人六、五八五人、朝鮮人二三人、臺灣人六一八人である。

蘭領印度……人口

Table of population data for various occupations in the Dutch East Indies, such as agriculture, mining, commerce, and industry.

び、山間の者は尚その外に鎗を携帯する者もある。婦女は尾首に金及其他の金類で造つた輪を嵌め、又貨物を頭上に載せる風習がある。常食は米で日に二回食し、副食物として魚類を用ふ。山間に居る者は一般に剽悍で竊盜掠奪及虐殺を好み、都會居住者は外國人に接觸する機会が多い爲比較的開化して居るけれども迷信深く、外國人を猜疑侮慢することは山間に於けるものと異なる所がない。

家屋は普通竹造で南向若しくは北向である。高い床下には食料及家畜を藏して居るが、山間の住民は殆ど一定の家屋なく、雨露を凌ぐに足る丈の假屋合に起居して居る。一般に早婚で、男子は十六歳、女子は八歳乃至十歳で結婚し、一夫一婦を原則として居る。且つ異族結婚を行はず、回教教律に依て血族間の親等による禁止を守る。家族制度は男系制度である。彼等は回教を信じカンドリと稱する祭禮を行ひ、マホメットの誕生日・厄拂及冥福を祈る場合に之を行ふ。

アチエーが和蘭の主權に服したのは漸く一九〇四年のこと、蘭領印度中最も頑強に和蘭に抵抗したのは本族である。即ち一八七三年に和蘭が初めてアチエーに宣戰を布告してより、一九〇四年に土豪が降服するまで實に三〇年間、和蘭の費した軍費實に五億盾に達した。一九〇四年にファンヒューツ (J. B. Van Heuts) が東印度總督となるに及び軍政を施き、主權を確立して今日に及んで居る。

ガヨ族及アラス族 ガヨ族及アラス族は、蘭領印度中最後に發見された種族で、一九〇〇年以前に於ては殆ど世に知られて居なかつた。主としてアチエー州のガヨ及アラス地方に住んで居り、米作を以て生業として居る。家族制度は男系で性質は比較的温順、住居の様式等はアチエーのそれに異なる所がない。

バタク族 バタク族は、カロバタク、バクバクバタク、チモールバタク、トバタク、アンコラバタク及マンダイリンバタクに分れて居るが、爪哇移民と常に接觸して居るが故に他族に比し開化して居る。村の中央には一堂が設けられてあり、集會所並に未婚者の宿泊所に當てられて居る。又別に共同

水浴所がある。家屋は主として木造で、高さ二呎乃至八呎の所に床を設け梯子に依つて出入する。屋根は好く寫眞に見るもので、三味線の撥を倒にしたやうな形をしてゐる。一家には二家族乃至十四家族同居し、富裕なる者に限り各家族は別居する。

衣服はサロンを以て下半身を被ひ、上半身は他の布を以て被ふ。裕福なるものは男女共襦袢様のものを上體に纏ふて居り、女子は頭に布を巻いた帽子の様なものをかむつてゐる。衣服の色合は一般に藍色若しくは紺色である。婦女は胸部以下を布で被ふけれども、既婚者にして子女を有する者は上半身を全く露出して居る。米を常食とし玉蜀黍及芋類をも食し又肉食を好むこと他種族より甚だしい。生業は概ね米作であるが、トバ地方にあつては牧馬が盛んに行はれ、特にバダランラウス地方に於てさうである。彼等には貴族、平民・奴隸の三階級があり、酋長及其の子孫は貴族、捕虜及破産の宣告を受けた後尙一定の期間内に負債を償却しないものは奴隸とされ、前兩者に屬しないものが平民である。

バタク族間には、母方の従姉妹と結婚することを好む風習があり、一種の賣買結婚の如き結納金が夫側から妻側へ支拂はれるが其の額は可なり高額である。而して夫が死亡した場合寡婦は亡夫の血族の所有となる。夫は妻に對し絶對權を有し、妻は何等の所有權をも有しない。一般に一夫一婦ではあるが、酋長及身分ある者は二妻以上を蓄ふ。

バタク族には初め英・米二國の宣教師が耶蘇教を傳播せんとして失敗したが、その後獨逸人宣教師が十數年前より布教に苦心した結果、耶蘇教信者も相當ある。彼等固有の宗教は回教に似たもので、神を上・中・下の三種とし上神は天に住し、中神(バマワ)と云ふは中間に位し、下神は地下に住し、一般に神をデバタ(Debata)と稱し、其の他ソリバタ・マンダラフラン等の神がある。ミナンカバウ馬來族 ミナンカバウ馬來族は馬來種族中の宗族であつて衣服は他の種族と趣を異にし、男子は室の内外を閉はず、頭巾を被り股衣を穿ち、多くは襦袢様の上衣を着てゐるが、女子は下半身に腰巻を纏ひ、上半身には短い筒袖の下着を着し、スレンダンと稱する肩掛を掛けるのを常とす

る。又金銀の裝飾を頭・腕・指に著けてゐる。住屋は上來述べ來つた者のそれらに比し大に進歩し木造又は竹造で床高く、屋根はアタツプ又はトタンを以て葺き、棟の兩端は角の如く尖つて居る。家族制度はアチエー及バタク族と異り、祖先を同一の母とする觀念から生れた女系制度で、異族結婚が行はれる。男女結婚するも夫婦は別居し、夫は時々婦の家を訪問するに過ぎない。結婚は母の見立に依て行はれ父は干渉しない。本族の男女關係は甚だ嚴重であつて、結婚期に達した女子は室内に閉居し、年長者の許可ある場合の外、外出が許されない。財産には家族財産と家族の各成員に所屬する私有財産との別があり、家族財産は家族成員の一人のみを以て自由に處分することが出来ない。夫婦の財産は全然別々にされて居り遺産相続は家長なる女の遺族がその家に入つて繼ぐもので、死亡者が男子なる場合にはその遺産は彼の同居せる一家族の財産に加へられる。彼等の生業は主として農・商・牧畜・漁業及狩獵である。金銀細工の製作に長じ、銅及眞鍮製品は有名である。

南部スマトラ馬來族 一名バスマ族(Bahma)とも云ひ、バレムバンよりベクレーンに通ずるレマタン河の上流のバスマ地方に住する土人である。祖先はデワの神であると云ひ又太陽であるとも云ふ。男子は五尺四五寸、女は稍低く、隆鼻、顴骨秀で、眼窪み、唇も他の馬來人の如く厚くなく、性質は獨立心に富んで居る。其の癖非常に怠惰であつて團結心に乏しい。男子の服装は他の地方と異らないが、婦女特に處女は強健で身體の發達良く、容貌は一般に美しく、馬來種族に稀有な紅顏を具へ、胸部以下に腰巻を纏ふのみで腕輪指輪を多く嵌めて居る。結婚は同村間に於ては禁ぜられて居り、妻を買ふ方法と、養子となる方法とがある。養子と云ふのは寧ろ養父の奴隸となるもので、夫は妻に絶對服従の義務がある。男女の私通は大なる罪惡であつて、往々村同志の鬭争の原因となることがある。

彼等の宗教は元來回教であるが僧侶なく、デワと稱する火山又は森林の中に住める神を信仰し、困難に出會する時は、大山の頂上に登り數夜山籠りを爲すを常とする。又三年毎に一回村民集會して香を焚き動物の犠牲を供するを常とする。迷信深く妖術を信じ、呪文を彫刻した竹を屋根に挿入し以て

疾病を防ぎ、之を枕の下に置く時は安産するといふ。又好く祖先の靈を敬ふ。死者の屍體は綱で縛り、齒を磨き耳及鼻を清め、全身にレモン水をかけ、白布に包んで村外れの地に埋葬する。

(備考) スマトラ島に於ける土著種族は以上の如くであるが、馬來族(ミナンカバウ及南部スマトラ馬來族)に就ては次の如く云はれて居る。馬來族は廣義の馬來族と狭義の馬來族とに區別することが出来、狭義の馬來族はスマトラ島のミナンカバウ馬來族に南部スマトラ馬來族(バスマ族)を指し、今日南洋に於ける馬來人は之を祖先としてゐるのかも知れない。廣義の馬來族といふのはより、スマトラ東海岸、ボルネオ沿岸、爪哇、バタビア附屬、新嘉坡附近に住するもので、總て馬來半島のジョホール王國の支配下にあつたものを指すのである。

2 ボルネオ島

ボルネオの沿岸は、前述した廣義の馬來族(近代馬來族)に依て占領されて居るが、ボルネオの原住民はダヤク族である。

ダヤク族 ダヤク族は、カヤンダヤク及ケンヤダヤクの二種あり、前者は、南東部ボルネオ州の北部のプーランガン河地方及カプアス河の支流たるマンダラムの流域に住して居り、後者はマハカム河の上流地方に住して居る。元來此の二種は同種族でマハカム及カヤン河の上流地方に住したのであるが、十八世紀に下流に向つて大規模の移住を爲し、カヤンの下流に移住したものは其後混血するに至つた爲めケンヤダヤクの如く純粹のタイプを保有して居ない。彼等は我が種と全く同一のものを腰部に纏めてゐる。然し上半身を裸體にし、下半身にサロンを纏ふてゐるものも最近ぼつ／＼見受けられる。住屋は何れも木造で、鐵木と稱する數十年乃至數百年も維持することの出来る堅牢な材を以て造り、屋根も同樹の木葉若しくはニツパ椰子の葉を用ひ、海岸又は水邊に於ては數尺の高さに床を設け階段に依て上下する。二、三〇家族が一軒の家に集團生活を營み、その一集團には族長、自由人、奴隸の三階級がある。族長は宗教上常に司祭者である。現在は各家族は各々別々に家を持つ様になつて來た。米を常食とし、一般に辛子の様な刺激性のものを混用する。五本指で食することは他のインドネシア種族と異らない。婚姻は一族以内のみに行はれる。男子家長制度を守るが一般に妻の地

最も重賞がられるのは爪哇族である。之等爪哇の種族は決して勤勉だとは言はれないが、能く命令に服し、生活程度低く、賃銀も安い故に苦力としては理想的だと云はれてゐる。多くを彼等に望まず氣長に使役すれば全體として能率を擧げることが困難でない。

6 其他の在住民

支那人 蘭領印度に住居する支那人は、一九二〇年の調査に據れば八〇萬人であつたが一九三〇年の調査に據れば百二十三萬人を突破して居る。其の内ベベと稱する當領生れの支那人及新客と稱する新來の支那人との二種がある。前者は古くより當地に住居し既に相當の財産を有して居り、地主又は商業に従事する者が多いが、後者は主として小商業又は労働に従事するものが多い。之等支那人は各地到る所に商舖を構へ商業上の勢力を扶植して居る故に、其の地盤は牢固たるものがあるが、法律上日本人の如く歐人と同等の待遇を受けて居らない。然し種々運動の結果最近公法上・私法上の地位が大に改善されてゐる。全く歐人同等の待遇を受けるやうになるのも間もないことであらう。最近に於ては支那の動亂に禍されて當領に渡航するもの激増し、中には不穩分子もあり土人を煽動し政府の施政に對し反抗せしめ又は土人暴動の内幕になつて指導する等社會の安寧秩序を害する者がある故に、一般に餘り歓迎されて居ない。東亞事務局といふ大なる事務所があり、多數の蘭人官吏が此處に居て頗る有效なる監督を行つてゐる。

二 宗教

概説 蘭領印度諸島中セレベス及モルツケン群島には土人にして基督教信者なる者割合に多く、殊にミナハサ地方及サンギ群島の土人は全部プロテスタント及ローマンカトリック教徒と稱するも過言でない程である。又スマ

教育

總説 | 教育行政 | 教育機關 | 統計

一 總説

教育問題が蘭領印度に於ける最も困難なるものの一であることは他の植民地に於けると全く變りはない。一九〇一年以來蘭印政府が採用して來た所謂道徳的植民政策は東印度人をあらゆる方面に向上せしめたのは確かであるが、其の反面に於て必然的に東印度人の自覺心を刺激し、統治者としての優越感を飽く迄保持する和蘭人に對する被統治民族としての東印度人の反抗心の表面化する結果を招來した。而して日露戰爭に於ける亞細亞人國家日本の勝利は亞細亞の復興運動に一大刺激を與へ、歐洲大戰後に於ける被壓迫民族の解放は、蘭印の原住民に過去に光輝ある文化を持つ東印度人に勢ひ自主自決、教育に對する意求を熾ならしむるに至つた。政府の教育政策もこの大勢に順應するより外なかつたのであるが、植民地經營の主體が和蘭自體の利益を圖る點にある以上、植民地に對する文化施設中東印度人への教育の如きは常に消極的ならざるを得ず、且つ東印度人の文化的發展と其の影響を受け西洋思想に對する接觸から招來せられる民族自決思想を煽ることを恐れ鬼角運れ氣味であつた。

元來蘭領印度に於ける政府の東印度人教育は和蘭の領有以來約二世紀の長い間殆ど見るべきもなく、僅かに基督教宣教師の手によつて一部東印度人が歐洲風の教育を受けたに過ぎなかつた。政府が東印度人教育並教育組織化に積極的になり出したのは一八一六年バタビアに總督府立の學校を設立し、東印度人の上流階級の子弟を收容したのに初る。其の後小學校は漸次増設されたが、其等は殆ど全部が歐洲人子弟の爲に設立せられたものであつた。一八五一年に東印度人教師養成の爲ヌラバヤに師範學校が設立され、續いて一八六六年バンドンにもこの師範學校が設立された。其の後東印度人に對する教育施設は相當増加したと言へ、一

て居る。

佛教及其他の多神教 佛教が蘭領印度に輸入されたのは婆羅門教が輸入されてから後のことである。婆羅門教はヒンヅー人に依て齋された最初の宗教で、紀元四一四年の頃此の地に寄つた支那の僧僧法顯三藏は爪哇に多數の婆羅門教徒の居ることを記録して居る。而して本教は階級制度を嚴重に設けて居たものであつた。然るに佛教が入るに従て婆羅門教の影を没し、新來の佛教は容易に爪哇に於ける婆羅門教の地位を奪ふ事が出来た。

而して一一〇〇—一四〇〇年迄は佛教の黄金時代であつて、ポロブドール其他の佛蹟は當時の隆盛を物語る有力な證據である。其の後回教が侵入し漸次勢力を得るや、之に服従することを拒んだ若干のものは遠くバリ、ロムボクの二島に遁れ同地には今も尙印度佛教の寺院があり、蘭領印度唯一の佛教地として残つて居る。

九〇〇年に於ける在蘭印歐洲人(約八萬人)の教育費は東印度人(約四千萬人)に對する教育費の二倍以上であつた。この事實は當時の政府の教育方針を如何に物語る一證據と見ることが出来る。併し、其の後東印度人教育機關は著々増設せられ、一九二五年には土人小學校の數も約一萬二千校に及び、其の他私立學校及讀み書き算術の初歩を教育する庶民學校等が多數設立せられるに至つた。現在蘭印には歐洲人及歐洲人と同等の教育を受けることを希望する者に對しては七年制の小學校、五年制の中等學校、更に大學(工科・法科・醫科)教育が授けられ、一般東印度人の子弟に對しては三年制・四年制及五年制の小學校がある。又別に師範學校、工業學校、農學校、醫學校(専門學校程度)航海學校、獸醫學校、家政學校等の職業學校、小學程度のミツシヨンスクール、回教に基く小學校等幾多の種類がある。

二 教育行政

教育行政は教育部之を管掌し、其の諮問機關として教育會議(Onderwijsraad)と稱するものがあり、議長、副議長及議員は總督に依り任命される。本會議は教育宗教部長官に各種教育及養成上の事項に關する説明を爲すこと及意見の提出を目的とする。専門的及行政上の教育監督は部分的監督と一般監督との二つに分れて居る。

部分的監督

- A 歐式學校委員(Europesche School Commissies) 委員數は三名或は五名又は其以上の奇數でなければならぬ。委員は市に於ては市會により、西部爪哇・中部爪哇・東部爪哇の各省に於ける市會の管轄區以外の所では分省のラカルタの各州
第一區 スマトラ全島 リオー、バンカ及西部ボルネオの各州
第二區 西部爪哇省 フオート・デ・コック
第三區 中部爪哇省 デヨクチャカルタ、スマラン
第四區 東部爪哇省 ベリ及ロムボク州 スマラン
第五區 セレベス、南東部ボルネオ、メナド、モルツケン、チモルの各州 マカツサル
C 中等教育の監督 中學校(H.B.S.及A.M.S) 商業學校、土人官吏養成學校の監督
D 工業教育の監督 工業學校・職工學校及同補習學校の監督
E 女子家政教育の監督 特種女學校・女子技藝學校・女子師範學校・家政學校の監督

三 教育機關

一九三二年以來以前あつた豫備教育機關たるフルーベル(Froebel)式幼稚園が廢止せられ、以後之は私立教育機關に委ねられることになつた。現在家政女學校内に附屬せられて居る。一般土人子弟の教育を掌るものは教語に土語を使用し、歐式教育を受けることを希望する者に對する教育は蘭語を其の教語とする。今左に歐式及土人式學校の種類を列記する。

- A 普通教育機關
歐式學校一覽表(教語II和蘭語) 出所:蘭印政府年鑑
蘭領印度……教育

長官たる理事官により、其他の地方に於ける市會の管轄區以外の所では地方長官に依つて任命され、委員長は各市會の議長、分省の長官たる理事官及地方長官で、其の任務は歐式小學校、アムボン人及メナド人子弟に對する特種學校、ミューロ學校(Mulo school)及若干の教員養成所を監督するにある。

B 土人式學校委員(Indische school Commissie) 委員會は歐式學校委員會と同様に組織され、土人式の小學校・師範學校及教員養成所を監督する。但し自治公共團體に指定されたる土人理事官に於ては土人理事官を委員長とし、委員は土人理事官會議に依り任命される。

O 特別監督委員(Speciale Commissies van toezicht) 之は左の學校を監督する。

- 一、五年制公立中學校(H.B.S) 二、公立工業學校 三、土人官吏養成學校 四、バタビア及スラバヤ商業補習學校 五、プリンス・ヘンドリック學校 六、其他の中學校 七、職工學校及同補習學校 八、スラバヤ土人醫學校 九、スラバヤ齒科醫學校
右の内四、八及九項の委員は總督により任命され、一、二、六、七の委員は教育宗教部長官に依り任命される。但し土人官吏養成學校委員會議の委員は關係地方長官に依り任命される。
一般監督一之は教育宗教部長官直轄の下に視學官、副視學官、視學及副視學(後の二者は土人學校に對してのみ)に依り行はれる。
A 歐式小學校(ミューロ)及教員養成所をも含むの監督
督學區
一、スマトラ全島、バンカ州及同屬島、西部ボルネオ州 フオート・デ・コック
二、西部爪哇省 バタビア
三、中部爪哇省 スマラン
四、東部爪哇省及ベリ・ロムボク スラマヤ
五、セレベス及モルツケン マカツサル
(メナド、セレベス、モルツケン、チモル、南東部ボルネオの各州)

一、初等教育

- (Lagere Onderwijs)
1. 歐人小學校(Europesche Lagere Scholen)
2. 蘭土小學校及特種學校及連鎖學校(Holl. Ind. Speciale en Schakelscholen)
3. 蘭支小學校(Hollandsch-Chineesche Scholen)
4. 特種初等學校(Bijzondere Leerjaren en vervolgeklassen)

- 二、ミューロ教育
(Meer Uithoerend Lager onderwijs)
1. 公立二三校
2. 私立二五校

- 三、中等普通教育
(Middelbaar en Voorbereidend Hooger Onderwijs)
1. H.B.S.及ライセイブ(Hoogere burgerscholen)
2. A.M.S.(Algemeene middelbare scholen)
(デヨクチャカルタ、スマラン、スマラン)

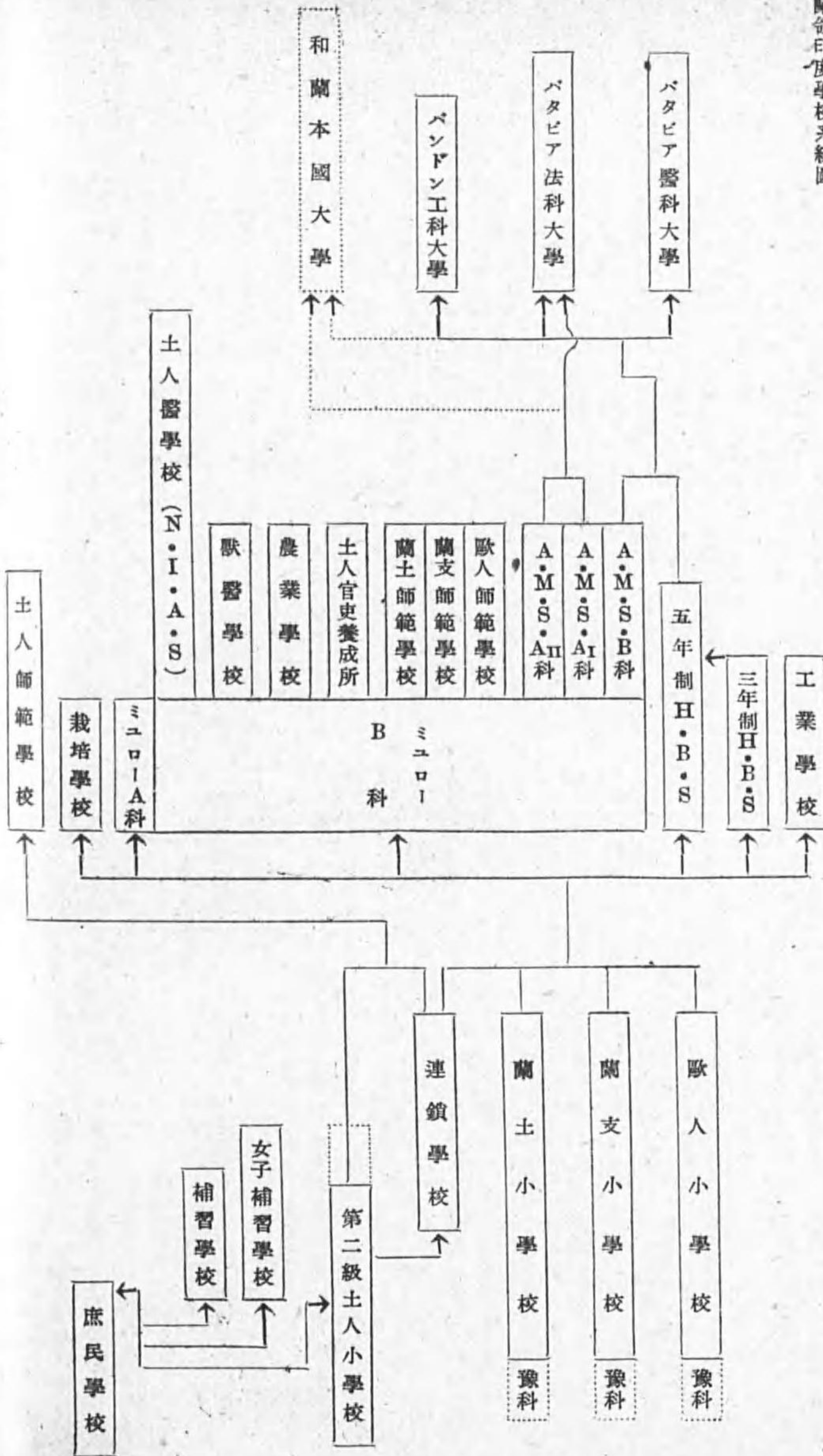
B 實業及師範教育

- 一、工業教育
(Nijverheidsonderwijs)
1. 職工學校(Ambachtsschool)(スマラン、スマラン)
2. 工業學校(Technische scholen)(スマラン、スマラン、デヨクチャカルタ、スマラン)
3. 私立工業學校(Particuliere technische school)(スマラン)
4. 晝間及夜間工業學校(建築料、機械料)(Dag en Burger second school)(スマラン)
5. 歐洲人軍人子弟職業學校

- 二、教員養成
(Opleiding Onderwijskrachten)
1. 師範學校(Europesche kweekschool, Normalscholen en cursussen voor de hoofdakte)(スマラン、スマラン、スマラン)
2. 蘭土師範學校(Holl. Ind. Kweekschool)(スマラン、スマラン、デヨクチャカルタ、スマラン)
3. 蘭支師範學校(Holl. Chinese kweekschool)(スマラン)
4. 家政科女教員養成學校(Opleidingschool voor onderwijzeressen in de huishoudelijke vakken)

蘭領印度……教育
 は第一學年の終りに、第二部は第三年目の終りに行はれ、學位試験は第五年目の終りに行はれる。學位試験に合格した者と雖も、醫師試験に及第した者

でなければ開業の資格がない。
 而して醫師試験は外科・産科と其の他各科との二つに分けて行はれる。



四統計

各種學校・生徒及教員數表 (一九三三-三五年度)

出所：蘭印統計年報

種別	學校數	教員數		生徒數		計
		男	女	男	女	
一 初等教育	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
A 教 語 II 土語	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
二 中等教育	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
B 教 語 II 和蘭語	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
三 實業・師範教育	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
四 裁培學校	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
五 女子補習學校	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
六 補習學校	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
七 庶民學校	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678
八 蘭領印度……教育	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678

蘭領印度……教育

醫師教育	一、教語 _{II} 土語	四九	三六	四九	五五	一六一	一四	九三三	九五七	一四	一、九〇九
工業教育	一、教語 _{II} 和蘭語	五	七	二二	一八	八二	三三	二二	五	九	五三三
農業教育	一、教語 _{II} 土語	五	三六	一	二六	二九七	一八	五三三	一	六	四七三
農林牧畜業教育	二、教語 _{II} 和蘭語	三	一四	七	一八	一七	一四	一三三	四	二九八	四一三
商業教育	一、教語 _{II} 和蘭語	五	三	一	七	三九	一〇一	四〇	一〇	一三	四〇九
行政官吏及事務員養成教育	一、教語 _{II} 和蘭語	六	三	三	一	三	九	一三六	一〇	一八	五二
海員養成教育	一、教語 _{II} 和蘭語	七	一八	一	四	三	六	一四	一	二	三
一、教語 _{II} 土語	二、教語 _{II} 和蘭語	一	四	一	二	三	三	三	一〇	三	三
二、教語 _{II} 和蘭語	三、教語 _{II} 和蘭語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、高等教育	一、大學	三	三	七	八	二九	三三	四七	一七	三三	九八

衛生

總設(衛生行政：衛生施設：防疫：衛生統計)

一 總 說

蘭領印度の一般衛生事項は教育宗教部衛生局の管掌事務に屬し、爪哇の各省及外領の各州にも夫々獨立衛生機關が設けられ、人類及家畜の疾患の豫防撲滅に努めて居るが、領土廣汎に亘る爲歐人居住者の少い地方に於ては衛生上の施設も自ら幼稚なるを免れない。爪哇マヅラに於ては、他の諸島と比較して衛生施設整備せられ、病院も少くない。又衛戍病院は軍人傷病者を收容するのみならず、歐人及同格者の入院をも許可するを以て可なり利用されて居る。

衛生行政 蘭領印度に於ける國民衛生は、前述の通り教育宗教部の所管事項で、其の職務は國民衛生状態の調査、改良すべき方法の指示、傳染病の防止、衛生思想の普及、衛生施設に關する監督並に改良、衛生關係法規の維持勸行であつて、衛生局長之を掌る。尙衛生行政區劃は左の如く分たれて居る。(括弧内は監督官駐在地)

- 西部爪哇省(バタビヤ)
- 中部爪哇省、チヨクチャカルタ州及スラカルタ州(スマラン)
- 東部爪哇省、バリ・ロムボク州(スラバヤ)
- 東部蘭領印度 セレベス州、モルツケン州、メナド州、チモル州(マカッサル)
- 南部スマトラ ベンクレーン州、バレムバン州、ジャムビ州、ラムボン州、(バレムバン)
- パンカ・ピリトン パンカ州及其の附屬島嶼(ムントク)
- 北部スマトラ スマトラ東海岸州、タバヌリ州、リオ州、アチエー州の東海岸の各部(メダン)

蘭領印度……衛生

尙、外領其他の部分に於ては、監督は陸軍軍醫部の監督區と同一に區分されて居り、監督は諸地に駐在する最上級陸軍軍醫若しくは軍醫としての地位が與へられて居る公醫に依て爲される。

各港灣には檢疫の制度が設けられ、必要に應じ出入船舶の檢疫を爲す。パンドンにはバステール傳染病研究所及天然痘研究所兼痘苗研究所があり、後者に於ては土人に種痘術を教授し種痘の普及を圖つて居るが、天然痘は猶相當見受けられる。

政府は夙に各種傳染病豫防規則を制定し殊にバスト、チフテリア、腸チフス、天然痘、コレラ、赤痢、黃熱病、腦脊髄膜炎の侵入を防ぐ爲嚴重な取締規程を設け常設船舶檢疫所をバタビヤ(ダンジョンプリオク)メダン(ブラワンデリ)サバン及スラバヤに設けて居る。又バタビヤには衛生試験所があり、熱帯病の研究、免疫薬の調査、法醫學上の顯微鏡的、生物學的、分析學的調査、藥品の試験、當領食料品の營養價値等の調査研究、マラリアの研究等を行つて居る。

衛生施設 蘭領印度には官立、公立及私立の各種病院があるが、設備の完備したものは主として官立病院でバタビヤ、スマラン、スラバヤには官立中央病院があり、パンドンには官立の眼病院があるが何れも大規模のものである。癲狂院の代表的なものはボイテンゾルホ、マヘラン、ラワン、サバンにあり、其他精神病患者の臨時收容所等此の種病院は數多ある。又癲病療養所も各地に設けられてある。一九三四年現在に於ては蘭領印度全體を通じて爪哇及マヅラに合計一八四、外領に三九八、合計五八二の病院がある。

各種病院數表(一九三五年)

種別	一般病院	癲病院	眼病院	精神病院	精神病者救護所	呼吸器療養所	計
官立病院	七	三	二	一	二	一	一七
公立病院	三	一	三	一	一	一	一〇

蘭領印度……衛生

次に各年別統計を見るに次の如くである。

年次	罹病者数	死亡数
一九三三	四,四四〇	四,五三九
一九三二	六,四九七	六,四四二
一九三一	一九,九六九	二九,八八二
一九三〇	三三,七二七	三三,三三九
一九二九	三三,〇三三	三二,九三五
一九二八	一四,〇三三	一四,九四五

出所別印統計年報

出所	一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九	一九二八
在に於て精神病院に收容されて居る精神病患者数は次の如くである。	一,九三三	一,九三二	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三
精神病—當領全體の精神病患者数は不明であるが一九三五年十二月末日現在に於て精神病院に收容されて居る精神病患者数は次の如くである。	三,九九〇	二,八四六	二,九九七	二,九九七	二,九九七	二,九九七
	七,五九七	七,五九七	七,五九七	七,五九七	七,五九七	七,五九七

出所別印統計年報

政府は一九一一年以來ベスト防遏組合を組織し、藥劑の給與、住宅の改善に努力して居るが、一九三五年に於ける爪哇各省別住宅改善数及其の費用は次の如くである。

地方別	改善家屋数	家屋改善費
西部爪哇省	一〇,八六八	四,八三二
中部爪哇省	八,八八二	四,八三二
チヨクヂヤカルタ	五,〇七二	九,九三二
スラカルタ	—	〇・七
東部爪哇省	八・六	一・三
爪哇マゾラ	三,九七二	七,三三六
一九三五年計	—	—

三統計

各種患者取扱数及死亡者数表

病別	一九三三 (病院数一八五)		一九三四 (病院数二二)		一九三五 (病院数三三〇)	
	取扱患者数	死亡数	取扱患者数	死亡数	取扱患者数	死亡数
腸チフス	一,八四九	三七四	一,八四〇	三九二	二,九三九	五五五
マラリア	一,五三三	三三三	一,五三三	三三三	一,五三三	三三三
赤痢	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
流行性感冒	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
その他	—	—	—	—	—	—
計	五,三八二	一,一〇七	五,三〇三	一,一〇七	五,三〇三	一,一〇七

出所別印統計年報

病名	一九三三		一九三四		一九三五	
	取扱患者数	死亡数	取扱患者数	死亡数	取扱患者数	死亡数
肺病	一,八四九	一,三三三	一,八四〇	一,三三三	二,九三九	一,三三三
結核	一,八四九	一,三三三	一,八四〇	一,三三三	二,九三九	一,三三三
性淋病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
梅毒	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
脚氣	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
有機物質による慢性中毒	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
神經組織及感覺器病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
循環機能疾	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
呼吸器病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
肺病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
消化器病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
泌尿器病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
泌尿器病(性病を除く)	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
妊婦及分娩	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
皮膚及細胞組織病	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
老衰	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
自傷	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
不傷	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
其他	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
計	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇

蘭領印度……衛生

王室・内閣・植民省

王室―内閣―植民省

和蘭は元西班牙領であつたが、反旗を掲げて共和國を組織し一五八一年獨立を宣し、一六四八年西班牙の公認を経た。一六八九年より一七〇二年まで

和蘭は元西班牙領であつたが、反旗を掲げて共和國を組織し一五八一年獨立を宣し、一六四八年西班牙の公認を経た。一六八九年より一七〇二年まで



オレンヂ公
ジョン・ウィリアム・フリスコ (一七一二死) ウィリアム四世 (一七四八―一七五二)
ウィリアム五世 (一七五二―一八〇二歿)

オランダ王
ウィリアム一世 (一八一五―一八四〇) ウィリアム二世 (一八四〇―一八四九)
ウィリアム三世 (一八四九―一八九〇) ウルヘルミナ女王 (一八九〇―)

現女王ウィルヘルミナ (H. M. Wilhelmina-Helena-pauline-Maria-Koningin der Nederlanden, Prinses van Oranje-Nassau, Hertogin van Mecklenburg) は一八八〇年八月三十一日海牙に於て御誕生、一八九八年九月六日アムステルダムに於て王位を御繼承一九〇一年二月七日獨逸メルンブルグ王家の故(ンドリック公(Z. K. H. Hendrik, Waldnar-albrecht-Ernst. (Prins der Nederlanden), Hertog van Mecklenburg)と御結婚を挙げさせられ今日に至つて居る。
現女王には故ヘンドリック殿下との間に王子として現王太女ウィリアム内親

王殿下御一人あるのみである。
ウィリアム内親王殿下 (H. K. H. Juliana-Louise-Emma-Marie-Wilhelmina, Prinses der Nederlanden, Prinses van Oranje-Nassau, Hertogin van Mecklenburg) は一九〇九年四月三十日海牙に於て御誕生、一九三七年一月七日獨逸リッペン・ビーステルフェルト王家のメルナルド公(Z. K. H. Prins Bernhard-Leopold-Frederik-Eberhard-Julius-Coert Karel Godfried Pieter von Lippel-Bresterfeld)と海牙に於て御結婚遊ばされて今日に至つて居る。因に王婚は常に殿下の稱號を賜はることになつて居る。

王位繼承 王位は和蘭憲法第十條によりウィリアム一世及彼の合法的子孫之を繼承すと定められ且つ合法の子孫とは和蘭議會の承認せる結婚により生れたる者に限られ、又女王にして和蘭議會の承認せる結婚を行ふ時は退位することを要すと規定されて居る。而して一九二二年の憲法の改正により王位は現女王ウィルヘルミナ陛下の子孫によりてのみ繼承せるべきことが規定されて居る故に、現在に於てはウィリアム内親王殿下のみが王位繼承の權利を有して居る。

國王の任命 國王にして彼の死後合法的王位繼承者無きこと明白なりと認めたる時は、王位繼承者は國王の提案に基き法律を以て之を任命することを得るが、此の場合に於ては、和蘭議會は普通狀態に於ける議員數の二倍の議員とせる議會の合同會議に於て決定することを要し又國王死亡したるも正統繼承者無き場合には、議會は國王の死後四箇月後樞密院 (Raad van state) により議員數を平常の二倍となしたる狀態に於て召集せられ、斯かる議會の會議に於て新國王を任命することになつて居る。

國王は十八歳に達すると同時に成年となり、未成年の場合には法律により後見規則及後見者が定められ、議會により合同會議に於て決定される。

又國王が未成年なる時、國王にして國務を總攬し得ざる狀態にありと宣告されたる時及國王が蘭領印度に行幸する等の事由により一時大權の執行を中止せる場合には攝政を置く。攝政は法律により任命せられ議會が之を決定する。攝政無き場合には國王の大權は樞密院により代行され、本期間中は樞密院は議會解散權を有しない。

收入 女王の收入は左のものより成る。

一、王室御料地よりの收入	約 五〇〇,〇〇〇 盾
二、國庫より收入	約 一,二〇〇,〇〇〇 盾
三、宮殿維持費	約 一〇〇,〇〇〇 盾
計	約 一,八〇〇,〇〇〇 盾

(註) ①財政難の故を以て一〇%減額さる。

其他土地税の外總ての直接税を免除せられ、本免税の特典は王位繼承者たる

蘭領印度……王室・内閣・植民省

るべき王子及女王に對しても與へられて居る。

オレンヂ家王子王女又は王太子(女)は十八歳に達すると同時に年二〇〇〇〇〇盾を享け又議會の承認せる結婚後は年四〇〇,〇〇〇盾を享ける。

即位 王位(女王)の繼承は自動的に行はれ、國民に宣誓することによつて行はれる。國王は即位後出來得る限り速にアムステルダムに於て開催さるゝ和蘭議會の合同會議に於て即位式を舉行し、本會議に於て國王(女王)は憲法に忠實ならんことを宣誓し、其後議長各員は順次國王に忠誠を誓ふことになつて居る。

二内閣

各省大臣は國主により任免せられる。現在十省あり、各省は左の如くである。

- 一、外務省 (Departement van Buitenlandse Zaken)
- 二、司法省 (Justitie)
- 三、内務省 (Binnenlandse Zaken)
- 四、文部省 (Onderwijs, Kunst en Wetenschappen)
- 五、大藏省 (Financien)
- 六、國防省 (Defensie)
- 七、土木交通省 (Waterstaat)
- 八、經濟省 (Economische Zaken)
- 九、社會省 (Sociale Zaken)
- 一〇、植民省 (Koloniën)

和蘭に於ては、組閣の大命を拜受せる者が首相となることは日本と何等變らなないが、首相たる外常に或る一省の大臣としての任務に就て居り、現首相コライン氏も植民大臣を兼任して居る。毎週三回定期閣議が行はれる。

三植民省

植民省は蘭領印度、スリナメ及キヌラサオ等和蘭の海外領土の行政事務を

管掌し、本國政府と外地官憲との連絡は總て植民省經由で行はれる。次に植民省の組織を見るに左の如くである。

大臣

次官

教務顧問官

國際阿片關係事項に關する政府顧問官

石油問題諮問委員會

經濟問題諮問委員會

大臣官房（秘密文書、海外領土出先官憲との電報通信及施政報告の作成等を司る）

第一課（司省所管蘭印關係事項）

第二課（海外領土の財政管理）

第三課（海外領土豫算中の和蘭に於ける支出、收入事務。海外領土に關する決算）

第四課（蘭印の經濟、行政及教育に關する事項）

第五課（蘭印の土木、交通、鑛業及スリナム、キヌラサオの通信、航空事務）

第六課（海外領土の國防及其の組織、蘭印陸軍最高士官の任免）

第七課（スリナム及キヌラサオの行政）

文書課（普通文書の發送受入）

蘭領印度監理課（最高統治機關により直接行ふ必要な蘭印統治に關する事項）

蘭領印度事務局

第一課（A課）（軍部及一般各部の必要な物品の購入發送、和蘭に於ける蘭印物産の販賣、蘭印政府刊行物の配布及販賣、取引案内等）

第二課（B課）（和蘭滞在文官に關する事務）

第三課（C課）（和蘭滞在武官に關する事務）

第四課（D課）（軍部及一般用の水力・灌漑・發電所・電話局・淺深・船舶・機關車・鐵道車輛・ガソリン設備・鐵山・信號設備・モーター・機關・レール

ル等各種材料の購入・検査・積出）

第五課（D課）（臨時に設けられたもので、蘭印に於ける割當制・ライセンス制・栽培物の生産制限、臨時通商及清算條約の和蘭に於ける準備並に施行。和蘭及蘭印間の經濟的提携に關する事項等）

第六課（軍部及各官署の必要とする織物・被服・食料品・皮革及同製品・紙・文房具・塗染料・化學藥品・油脂類・金屬（但し多量の鐵材鋼材及鋼材を除く）・金屬品・木材及同製品・硝子及同製品・道具・小間物等の購入・検査・船積並に官營鑛業物産及農業物産の貯藏）

第七課（G課）（軍用資材の購入・検査・船積）

學生監督事務所（蘭印官吏たることを目的として大學・專門學校在學中の學生に對する監督、蘭印より渡來和蘭に臨時滞在中の者の相談に應じ且つ援助する）

稅務課（蘭印稅務局の和蘭に於ける事務所）

遺產管理課（蘭印遺產管理局の和蘭に於ける事務所）

安全監督課（蘭印向蒸氣機關設計圖の審査及蘭印に於ける安全監督に關連する事務）

植民省衛生課（蘭印文官及蘭印文官たるべき者の健康調査）

蘭印恩給基金部（蘭印恩給基金及寡婦及遺兒扶助基金に關する事務）

政治

總論 國王—總督—蘭領印度評議院—立法—行政—中央行政—地方行政—司法

一 總 論

和蘭東印度會社が蘭領印度に商業獨占の權利を得たのは一六〇二年で、爾來一七九八年まで同會社の手に於て蘭領印度は統治せられ、而して該商業獨占權は一八〇〇年を以て消滅することになつて居たが、其の二年前の一七九八年和蘭國法（憲法に當る）の制定と共に會社は解散し、會社の財産は負債と共にバタヴィア共和國の手に引渡された。前記一七九八年の國法に基き亞細亞植民地と亞米利加植民地に植民地統治機關が設けられたが、一八〇六年の改正により植民地の統治は全部國王に委任せられるに至つた。和蘭憲法は一八四四年初めて制定され、本憲法によれば、國王は植民地及植民地統治に關する一切の權利を有し、議會は植民地に關しては何等國王の政策に容喙することが出来ないことになつて居た。然るに一八四〇年の改正憲法は、議會に植民地統治に參與する一部分の權利を與へ、國王は植民地の歳入表を毎年議會に提出し、其の剩餘金を母國の費用に當てんことを法律を以て定めることとなつた。次いで一八四八年の改正憲法は、國王は蘭領印度に關する一般の立法權を有するも、蘭領印度統治令、貨幣法及會計法に關しては議會の協賛を経て之を制定することを要することとなつた。

最近一九二二年の改正憲法（現行）は、立法と行政とを分ち更に蘭領印度の統治機關に或る程度の獨立權を認めるに至つたが、之は蘭領印度をして本國の監督の下に獨立の政治機關を設置せしむる第一歩とも見ることが出来る。

一九二二年以前に於ては、國王は一切の大權を有し（二、三の例外あるも）、議會は之に參與しなかつたのであるが、現行憲法及法律の作用を受ける範圍外に於ける蘭領印度統治権のみ國王の手にあることを規定して國王の權限を

蘭領印度…政治

大いに制限し、又以前は一樣に最高機關なる名の下に統治せられて居たのであるが、之を最高統治機關、一般行政機關、地方行政機關の三に分つに至つた。最高統治機關は國王で、總督は國王の名に於て法律の規定に従ひ蘭領印度全體の一般行政を司るが、國王は總督に訓令を發することを得る故に、總督は獨立機關に非ずして國王に對し施政上の責任を有し、植民大臣は植民地施政上議會に對し責任を有する。

更に現行憲法は、法律の規定する範圍内に於て蘭領印度の自治權を認め、内政關係の事項は一切蘭領印度の政治機關に其の權限を與へて居る。然し乍ら、蘭領印度の立法機關の制定せる總督令は憲法、法律又は一般利益に反するの故を以て全部又は其の一部國王により削除法律を以て破棄され、削除は「蘭領印度官報」に掲載すべき國王の決定を以て命ぜられ、削除後一年以内に破棄案が本國議會に提出されることになつて居る。

以上は、和蘭本國と蘭領印度との關係であるが、内部の状態に就いて觀るべきものは、先づ第一に住民の代表機關たる國民參議院である。從來、蘭領印度政府は如何に土人の要望なるものがあつたとは云へ、蘭領印度全體の問題に對する原住民の發言權は依然として之を拒否し來つたのであるが、代表的性質を有する國民參議院を設け、領内の人民をして一つの政治的勢力として自由に發言することを許したのは歐洲大戰以後のことである。一九一六年統治令の改正により其の制度が設けられ、一九一八年に初めて開院するに至つた。此の國民參議院は、國王の任免する議長たる議員一名と四十八名の議員より成り、内二十四名は蘭領印度評議院と協議の上總督により任命され、他の二十四名は該評議院により任命され、歐人及東洋外國人二十八名、土人二十名に割當てられて居たが、決議權無く單なる諮問機關に過ぎなかつた。然るに一九二五年の蘭領印度立法行政法により總督と共に總督令を制定する權限及蘭領印度豫算を確立する權限が與へらるゝと共に議員も六十名となり、妙くとも三十八名は選舉により決定せられ、二十二名は評議院に諮問したる後總督により任命せらるゝこととなつた。又人種別割當數も和蘭人三十名、土人二十五名、東洋外國人最低三名最高五名となるに至つた。此の新制

度による國民參議院は一九二七年に其の成立を見た。斯くて、和蘭人議員の数は土人議員の數より五名多きに過ぎざる状態となつたが、更に一九二九年の立法行政法の改正により、議員數は和蘭人二十五名、土人三十名、東洋外國人最低三名最高五名(普通五名)と規定され、本制度による國民參議院は、一九三一年より實現されて現在に至つて居る。

尙地方行政に就て觀るに、一九二二年の行政改革法により一九二五年九月西部爪哇省の創設を見るまでは、地方分権制度は依然として徹底されず、單に爪哇の各州及爪哇、外領の都會並に外領の或る州の一部に各々州會、市會及局地議會が設けられ、或る程度の自治が認められて居たに過ぎなかつた。然るに、行政改革法及蘭領印度立法行政法(行政改革法は現在蘭領印度立法行政法中に含まれて居る)により省條令、都市條令、土人理事州條令及關係各議會の議員選舉法が陸續として制定され、爪哇に於ては完全な地方自治制度が施行せらるゝこととなつた。然し乍ら、是等諸條令は外領には未だ適用されて居ない。

二 國 王

和蘭國王は、蘭領印度の統治權を總攬し、立法行政上左の權限を有する。

立法權 蘭領印度の最高立法權は和蘭議會(Raad der Staten)と國王とに存し、國王は議會に又議會は國王に法律案を提出する權限を有し、總ての法律は議會によりて可決され國王によりて批准されたる後初めて法律としての權能を與へられ、國王によりて公布される。本法律は Wet と稱され最も權威あるもので、Wet を以てする以外には改變、補充、撤回することが出来ない。又國王は植民大臣と共に一般行政法を制定する權限を有し、其の制定には樞密院に諮詢することを要する。本法律を以て規定する事項は、法律(Wet)を以て制定する程の重要性を有せざる内政關係事項で、左の諸事項に關しては一般行政法を以て制定する旨蘭領印度立法行政法(Wet op de Staatinrichting van N. I.)中に明記されて居る。

一、西洋型船舶に對する航海免狀及土人型の船に對する一年間有効の航海

三 總 督

地位 總督(Gouverneur-Generaal)は國王の名に於て蘭領印度の一般行政

を行ひ、一名副王とも稱され絶大の權限を與へられて居り、住民は彼を國王の代表者として尊敬し且つ其の命令に服従する義務を有する。總督は國王により任免され、在職年限は別に規定されて居ないが普通五箇年在任するを常とする。官務執行上國王に對し責任を有し、其の行ふ政治は、蘭領印度の憲法とも稱すべき蘭領印度立法行政法の規定及國王の指令に從つて之を行ふことを要し、赴任に先だち統治に關する訓令を與へられるが、其の内容は絕對秘密とされて居る。又要求されたる時は、統治に關する總ての説明書を植民大臣に提出する義務を有し、政治上の犯罪の故を以て國王又は本國議會により本國の大審院(Hooge Raad der Nederlanden)の裁判に付される。又就任に先だち國王に對し忠誠を誓ひ、清潔潔白に身を持ち、憲法、蘭領印度立法行政法及蘭領印度に適用するゝ其他の總ての法律を遵守し且つ之を遵守せしむる旨の宣誓書を提出するか又は國王の許可を得て、國民參議院の公開會議の席上に於て斯る宣誓を爲し、而して此の公開會議に於て初めて總督の地位に就く。總督は和蘭人にして年齢三十歳以上の者たることを要し、國王の許可無くして官を辭し又は蘭領印度を離るゝことを得ず。又直接たると間接たるを問はず、蘭領印度又は其の一部と利益を目的として行はれたる契約に基く企業に關係し或は之が保證人たること、公共負債以外の蘭領印度の債權者たること、直接たると間接たるを問はず、蘭領印度に設置され又は當領に營業を爲す如何なる性質を有する企業若くはコンセッションに關係すること、當領に於ける地主並に土地賃貸者たることを得ず。此の(4)(5)の禁止は退官後に於ても五箇年間適用される。

總督にして病氣又は不在の場合其の必要を認めたる時は、總督は日常の政務を一時副總督に委任することが出来、副總督無き場合には之を蘭領印度評議院副議長に、又副議長病氣若しくは不在の場合には現任評議院議員の最古參者に委任することが出来る。尙總督の地位空席となり、臨時又は正式後任

蘭領印度…政治

許可書に關する規定 二、會計検査院の訓令 三、蘭領印度に於ける入國居住に關する規定 四、外國人の引渡 五、諸外國との間に締結されたる條約及其他協定並に國際法に基きて發生する總ての權利義務に關する規定 六、蘭領印度の國防に關する規定

尙國王は、總督の申請に基き、總督の項(參照)總督令を以て制定すべき事項を一般行政法を以て制定する場合があるが、斯かる一般行政法は、前述の一般行政法と異なり、總督令を以て何時にても之を變更、修正、増補或は撤回することを得と規定されて居る。本制度は、本來が總督令を以て制定すべきものなるにより、可及的民意を尊重する意味に於て設けられたものである。尙一般行政法中には、法律に基くれば刑罰を定むる條項を挿入することを得ずとされて居る。

國王は、議會の提出せる法律案の批准を拒絶する權限を有し、又蘭領印度に於ける立法機關の制定せる總督令は憲法、法律又は一般利益に反するの故を以て國王により施行を停止又は法律を以て破棄され、政府條令の場合には、國王は樞密院(Raad van State)に諮詢したる後之を破棄することを得る。

行政權 國王は、蘭領印度總督が國王の名に於て行ふ一般行政の監督を爲し、對外國政治の最高執行權を有する。然し乍ら、豫め議會の協賛を経たる後に非ざれば、宣戰し又は法律により條約批准の權限を保有せざる限り豫め議會の承認を経たる後に非ざれば條約を批准することを得ない。又蘭領印度の統治狀況及情勢を詳細に毎年議會に報告する義務を有する。

國王は、人事に關しては蘭領印度總督、副總督、蘭領印度評議院副議長、同議員、國民參議院議長、高等法院院長、會計検査院長及同検査官、陸海軍司令官及將官を任免する權限を有し、尙右の外に貨幣に關する大權、爵位を授與する權限及議會を解散する權限等を有する。

植民大臣は、國王が海外領土に關する最高統治權及最高立法權を行使するに當り常に副署し以て自己の責任を明かにし、國王の行爲に關してのみならず國王の指令又は國王の承認せる命令に基きて爲せる總督の施政に關しても議會に對し責任を有する。

者の任命を見ざるか若しくは未だ蘭領印度に通知されざるか又は拜命者にして直に總督に就任し得ざる時は、國王の任命する蘭領印度評議院副議長代理總督となる。總督の權限は立法、行政、司法の三つに分たれ、大體左の如くである。

立法權 總督は、左の法令を制定する權限を有する。

一、其の制定が彼に命ぜられたる範圍内に於て法律、一般行政法及總督令の施行に關する一般規定を含む政府條令 二、憲法、蘭領印度立法行政法及其他の法律中に別段の規定なき事項及蘭領印度の内政に關して規定する總督令 三、法律又は一般行政法に基き總督令を以て制定すべき問題に關する總督令 四、法律又は一般行政法を以て制定するべきものなるも、之が制定を見ざる場合、法律又は一般行政法の爾後承認を受くるを條件として之を規定する總督令、但し緊急を要する場合に限る 五、緊急の場合全蘭領印度又は其の一部に對し法律又は一般行政法の施行を停止又は之を變更する總督令、但し法律又は一般行政法の爾後承認を受くるを條件とす

(註) 一、三は普通國民參議院の協賛を要することを要す。 總督令及政府條令の制定に際しては、總督は蘭領印度評議院の協賛を経る必要は無く單に諮詢すればよいが、二及三の總督令の制定には是非とも國民參議院の協賛を経ねばならない。然し乍ら、若し總督の提案せる總督令案にして兩者間に意見の一致を見ざる場合には、國民參議院は總督の要請により、總督令案を否決せる後又は總督より國民參議院の修正案に不同意なる旨の通知を受けたる後六箇月以内に該案の再審議を行ひ、此の際猶も意見の一致を見ざる時は、總督は國王に奏請して規定を一般行政法を以て制定して貰ふ。斯る場合に於ては、何時にても總督令を以て之を變更、補充、撤回又は他の名稱に代ふることが出来る。

又總督は、國民參議院が所定期間内に彼に右に關する議院の決定を通知し得ざる状態にあるか若しくは彼にして國民參議院の希望する案に同意し難しと思考する場合又は國民參議院の協賛を経ざるも緊急の場合にして即時之が制定を要する場合に於ては、彼の國民參議院に送付せる總督令案を自己の職權と

責任を以て制定することが出来る。斯る場合、總督令の施行されたる日付より二箇月以内に國民參議院之を要求する時は、規定は一般行政法を以て制定され、此の一般行政法を以て制定された規定は何時にても總督令を以て變更することが出来る。

以上の事實を觀する時は、立法上に於ける總督の権限が甚だ獨裁的のものであるに反し、代表機關たる國民參議院の地位が如何に微々たるものであり、實に於て未だ一の諮問機關たるの地位を脱却して居ないことが分る。

行政權

總督は蘭領印度の最高行政機關で、左の権限を有する。

- 一、國王に於て任免權を保留する者を除き、部長官以下各文官及將官以下の武官を任免、昇進せしむる權限
- 二、一般條令によりて定めらるるものを除く俸給を定むる權限
- 三、一般條令に掲ぐる場合に於ける赦免權
- 四、内外の治安維持上蘭領印度の一部が戰時状態にある旨を宣言し又は戒嚴令を施す權限
- 五、領内の出生に係る治安防害者を特定區域に居住せしめ又は特定區域内の居住を禁止す權限
- 六、土人自治領主に對し宣戰を布告し、之と媾和を結び政治的宣誓を爲さしむる權限
- 七、領内の出生に非ざる者に對し社會の安寧秩序を亂す者を追放する權限

五及七の場合には蘭領印度評議院の協賛を経ることを要するが、意見の一致を見ざる時は、總督は國王の裁決を仰ぐ。但し長期間の猶豫が蘭領印度の安寧秩序又は他の重要な一般利益を危険に陥らしむる虞ありと思ふ時は、前記裁決を待つことなく自己の職權と責任とを以て必要と認むる方法を講ずることが得る。然し乍ら、斯かる所置を講ずるに先だち、總督議長の下に評議院會議が開催され、本會議に於て裁決が行はれる。此の場合總督も投票權を有し、投票同數なる時は決定權を有する。

以上は權限であるが他方左の如き義務を有する。

- 一、土人を壓政より保護する義務
- 二、有益なる事業に不必要なる防害の加へられざる様留意する義務
- 三、國有チーク林が特定人に讓渡されざる様留意する義務
- 四、土人教育の普及學校の設立に留意する義務
- 五、自由に不平を訴へ得る様凡ゆる機會を土人に與ふる様留意する義務
- 六、一般條令

總督の議長たる會議に列席の爲召集され、尙彼等にして所定期間内に副議長に對し其の希望を申出づる時は、自己の所管事項に關する提案を審議する會議に列席する機會を與へられる。然し、何れの場合に於ても單なる説明役たるに過ぎない。

權限

評議院は、立法に關しては單に諮問機關たるに過ぎない。他の事項に關しては、總督は必要と判断する場合之に諮問するが、左の諸事項に就きては評議院は必ず總督の諮問を受ける權限を有し又反對に總督に提案する權限をも有する。

- 一、總督の命によりて草案されたる一般並に地方行政に關する總ての訓令及規定
- 二、土侯及土民との條約締結に關する事項及對土侯土民政治關係規定の適用
- 三、戰時又は暴動勃發の場合當局の採るべき處置方針
- 四、重要な性質を有する非常手段
- 五、總督令を以て指名すべき重要官吏の任命
- 六、國民參議院に提出すべき提案及國民參議院に爲すべき重要な報告
- 七、國民參議院より總督に提出されたる提案
- 八、總督が自己の職權と責任とを以て制定する總督令案九、政府條令案

以上の事項に關しては、總督は必ず蘭領印度評議院に諮問せねばならぬ義務を有するが、蘭領印度立法行政法中特に評議院の協賛を経ざるべからずと規定され居るもの(總督の部一行政權の項参照)を除き、決定權は總督にのみ存する。評議院の協賛を必要とする事項に關し兩者の意見一致せざる場合如何なる處置が講ぜらるるに就ては、行政權の項を参照されたい。評議院會議は普通一週一回バタビアに於て開催され、副議長をも含み三名以上の出席を見ざる時は決定を爲すことが出来ない。

總督官房

總督官房(Algemeene Secretarie)は總督直屬の機關で、其の長たる書記官長(Algemeene Secretaris)は我國の内閣書記官長の如きもので、施政上總督直屬の顧問たると共に政府に提案を爲す權限を有する。又彼と各部署との關係は、我國の内閣書記官長と各省との關係に等しく、從て施政上頗る重要な役割を有するものである。官房の所管事項は左の如くである。

- 一、總督の處置に關する文書の作成・發送・登錄・保存
- 二、蘭領印度官報

を以て賦課する以外の他の税が課せられざる様留意する義務

尙總督は、軍事方面に於ては同時に在蘭領印度陸海軍の司令長官で、海軍に關しては國王の定むる規定に従ひ、蘭領印度の利益の爲最も適當と思ふところにより艦船並に乗組員の配置を爲す。

司法權

總督は、高等法院長の意見を聽取したる後、蘭領印度に於て裁判上の判決に據りて課せられたる刑罰を特赦する權を有し、死刑の執行は、總督に特赦の機會を與へた後でなければ之を爲すことが出来ない。又土侯、土酋に對しても、蘭領印度評議院を経たる後大赦又は刑の廢止を爲す權限を有し、是等の者に對して爲す民事訴訟又は刑事訴訟は、爪哇及マツラにありては總督の許可(外領に於ては地方長官の許可)を要することとなつて居る。尙司法權及行政權間、普通裁判所及軍事裁判所間、裁判所及土人牧師間に惹起せる權限上の紛争は、蘭領印度評議院の贊同を経て總督により決定される。

四 蘭領印度評議院

組織

蘭領印度評議院(Raad van Justitie)は本國の樞密院に該當するもので、總督の最高諮問機關である。本院は一名の副議長、四名乃至六名の議員より成る。副議長及議員は和蘭臣民にして年齢三十歳以上のものたることを要し、國王により任免され五年以上在任し又は直に再任されることを得ない。又他の有給官職を兼務することが出来ないと同時に、總督と同様に營利事業に携はることが出来ないこととなつて居る。會議は普通副議長司會の下に行はれるが、總督は何時にても議長となることが出来る。議員に空席を生じたる場合には、總督は評議院と協議したる後三十日以内に妙くも二名の候補者を植民大臣に推薦して決定を求めることとなつて居り、議員は植民地に於ける最も深い經驗を有する行政官中より多く任命される。

總督は、口頭を以て説明せしめんが爲他の官吏又は陸海軍士官を會議に列席せしむることを得。又副議長には、上述の官吏及士官をして口頭を以て説明せしめんが爲總督の名を以て何時にても會議に列席せしめ得る權限が與へられて居る。又各部長は、總督に於て特定の理由の下に他に決定せざる限り、

及同附録の發行 三、蘭領印度政府年鑑の編輯發行

五 立法

蘭領印度の立法權は、一部は國王に、一部は國王と和蘭議會に、他の一部は蘭領印度總督、一部は蘭領印度總督と國民參議院とに存する。而して其の制定する法律の名稱は左の如くである。

立法者

- 一、國王及和蘭議會 法律 (Wet)
- 二、總督及國民參議院 總督令 (Ordonnantie)
- 三、國王 一般行政法 (Algemeene Maatregel van Bestuur [勅令])
- 四、總督 蘭領印度政府條令 (Regeringsverordeningen)

一乃至四の法律を總稱して一般條令(Algemeene Verordening)と稱する。最も重きを爲すものは、國王と本國議會とが制定する法律(Wet)で、當領に施行する、重要な法規は、蘭領印度立法行政法を初め鑛業法・會計法・爪哇銀行法・貨幣法等は總て本法を以て規定されて居り、是等の法律は蘭領印度の立法機關により變更、補充、置換又は撤回されること能はずと規定されて居る。此の法律(Wet)は國王議會共に之を提案する權限を有し、議會により可決され、國王によりて批准されたる後初めて法律としての權能を與へられ、國王により公布される。尙國王及總督の立法權に就ては、既に各々其の項中に述べたるにより、此處には之を省き、蘭領印度の立法機關たる國民參議院に就て觀るに、即ち左の組織、權限を有するものである。

國民參議院の組織

國民參議院(Volksraad)は議長たる議員一名と六十名の議員より成り、議長たる議員は國王により任命される。議員の任期は四箇年で、議員たり得る者は左の者に限る。

- 一、蘭領印度の住民たる資格を有する者
- 二、年齢二十五歳以上の者
- 三、和蘭臣民權を有する者
- 四、撤回し難き裁判上の判決により、自己の財産の處分權又は管理權を喪失し又は破産の宣告を受けざる者
- 五、撤回し難き裁

例上の判決により、被選挙権を停止されざる者 六、撤回し難き裁判上の判決により一年以上の懲役に處せられざる者 七、懲戒免官の處分を受けざる者

Table with 4 columns: 人種別 (Race), 議席割當數 (Seat Allocation), 任命議員數 (Appointed Members), 選出議員數 (Elected Members). Rows include 和蘭人 (Dutch), 土人 (Native), 東洋外國人 (Oriental Foreigners), and 計 (Total).

任命議員は、蘭領印度評議院に於て一議席當り二名宛推薦し、總督により選擇任命される。選出議員に關しては、和蘭人議員は一選挙グループを成す爪哇の省會以外の地方議會の議員及外領各地の各種地方議會の和蘭人議員により選舉され、土人議員は上記の各種議會の土人議員及總督令を以て指示される、榮位にして社會的に前記議員の地位に劣らざる榮位を有する者により合計十二の選挙區より選舉せられ、各選挙區の定員は、西部爪哇區(西部爪哇省)中部爪哇區(中部爪哇省)各三名、東部爪哇區(東部爪哇省)四名、セレス區(セレス州)及メナド州即ちセレス島及其の屬島(二名)で、土侯領區(スラカルタ州、デヨクチャカルタ州)、南スマトラ區(ラムボン、ベンタレン、パレムバン、チャムビ、パンカ及びピルトンの各州)、メナンカバウ區(スマトラ西海岸州)、北部スマトラ區(アチュー、タバヌリの兩州)、東部スマトラ區(スマトラ東海岸、リオの兩州)、ボルネオ區(南東部ボルネオ及西部ボルネオの兩州)モルツケン區(モルツケン州、小スンダ群島區(バリ、ロムボク及チモルの兩州)各一名宛である。又東洋外國人議員(支那人、亞刺比亞人、印度人等)は、和蘭人議員の選舉の場合と同じく一選挙グループを成す前掲の議會の東洋外國人議員によりて選舉される。

月十五日より最大限九月十五日まで繼續され、第二次會議は一月十日より最大限二月二十日まで繼續される。又總督に於て其の必要を認むるか又は最小限三分の一以上の議員之を要求する時は特別會議が開催され、尙緊急を要する場合總督に於て至急追加豫算を審議する必要を認めたる時も同様に特別會議が開かれ、此の場合には、爪哇及マツラに居住する議員のみ召集される。總督は、必要と認むる場合自ら國民參議院會議に出席し又は代理人を出席せしむることが出来るが、議決に参加することは出来ない。又會議は、最小限五名以上の議員之を要求するか又は議長に於て其の必要を認むる時は秘密會議とされる。然し乍ら、豫算決算及公債の發行に關する議事の場合は秘密會議とすることを許されない。會議は、議長を除き半数以上の出席を見ざる時は討論並に議決することを得ず又議事に關する決定は投票議員の絶対多數を以て之を爲し、投票同數なる場合には次回の會議まで延期さる。尙提案に關しては、投票同數なる時は否決されたものと見做さる。

國民參議院會議は、普通年二回マツラに於て開催され、第一次會議に六會の定むる法律(Wet)に依てなされる。若し國民參議院が豫算案に同意せざる場合は、豫算案は本國議會に送付され直接法律を以て確立さるゝことになつて居る。決算も亦同様である。即ち豫算及決算は、總督令と同様に國民參議院の協賛無くしては如何に總督の権限が大であるとしても、總督は之を獨斷で決定することが出来ない。

代議委員會 國民參議院は、改選、改任後十四日以内に議員中より任期四年の代議委員を選舉する。委員會は委員兼委員長たる國民參議院議長及十五名の委員より成り、委員會は總督令を以て別段の規定を爲さざる限りマツラに開催され、最小限四名の委員之を要求し又は委員長に於て其の必要を認めたる時は秘密會議とされる。本委員會の権限を觀るに、參議院の仕事が召集さるゝまで待つことを得ざる程緊急制定を必要とする時は委員會に於て審議を行ひ、又國民參議院が別段の決定を爲さざる限り參議院に討論權が保留しある法案の豫備審議を行ふことが出来る等の便利がある。委員會の権限は左の如くである。

- 一、總督令の制定に參與する權限
二、總督に總督令案を提出する權限
三、總督の提出せる總督令案を修正する權限
但し以上の場合は、國民參議院は其の決定の再審議權を保留し、委員會は緊急の場合のみ獨立行動を採る
四、蘭領印度に關する問題に關し説明を求めんが爲總督に會議に列席することを要求する權限(總督は差支無しと判斷する場合之に應ずる)
五、蘭領印度の福利増進の爲國王、和蘭議會及總督と協力する權限
六、國民參議院が討論權を保留する事項の豫備審議を行ふ權限
尙總督は必要と認むる場合委員會會議に出席し又は説明せしめんが爲代理人を會議に列席せしむることが出来る。

六行 政

1 中央行政

行政組織 蘭領印度の中央行政は各部(Departement)によりて分掌され、蘭領印度……政治

部には内務部・教育宗教部・交通土木部・財務部・司法部・經濟部・陸軍部及海軍部の八部がある。部長は陸海軍部を除き總督之を任免し、軍部の部長官には各々國王の任命する軍司令官が之に當てられる。各部長官の職務權限は、海軍部の軍令關係を除く外は總督に於て之を定め、各部長官は總督に對し責任を有するも、國王に對しては責任を有して居ない。從て本國の大臣と同一視する譯には行かない。此の八名の部長官は總督の諮問機關たる部長官會議を構成して居る。前記各部の所管事項は左の如くである。

- 司法部 一、司法人事(但し高等法院長を除く)
二、辯護士及代辯人
三、執達吏
四、公證人
五、通譯
六、孤兒、遺産及破産管財事務
七、後見事務
八、外國旅券
九、和蘭人及外國人の入國許可
一〇、追放、居住地の指定及特定區域内の居住禁止
一一、刑務
一二、蘭領印度司法統計
一三、特赦・大赦・宥免等に關し總督に對する説明
一四、姓名の變改及法人規定適用の宣言
一六、歸化に關する事項
一七、民法、刑法及商法並に之に關聯し且つ一般に司法に關係を有する條令
一八、外國への召喚狀の送達及審理の移換
一九、海濱拾得物
二〇、奴隸制度及人質制度
二一、立法
二二、外國人の引渡
二三、新聞紙取締
二四、組合及集會の取締
二五、勞資調停
二六、指紋
二七、婦女子小兒賣買の防止及猥褻出版物の防止
二八、感化、教導、免囚保護及救済
二九、土地臺帳
三〇、工業所有權事務
財務部 一、歳出入及歳入取立に對す監督
二、善良なる財政管理及國費を有効に費すことの勵行
三、財政統計
四、一般豫算の編成
五、他部の所管に屬せざる歳出入豫算の編成
六、他部の所管に屬せざる豫算の實行
七、一般歳出入決算の編成
八、他部の所管に屬せざる蘭領印度歳出入決算の編成
九、銀行及貨幣
一〇、流動並に固定負債の管理
一一、國庫の管理及補填
一二、政府の會計事務
一三、他部の所管に屬せざる税金、歳入金
一四、土地收入
一五、輸出入税及消費税
一六、釐金
一七、官督買屋業
一八、阿片及鹽專賣
一九、阿片の製造及包裝
二〇、旅費
二一、他部の所管に屬せざる休職、待命俸及扶助料の支給
二二、文官恩給の支給

蘭領印度……政治

二三、他部の所管に属せざる政府の監督下にある恩給基金に對する監督
内務部 一、歐人行政 二、土人行政 三、東洋外國人行政 四、土人自治領行政 五、東亞に關する事務 六、地方分權 七、一般警察 八、民營農業 九、賦役労働 一〇、庶民金融銀行 一一、土人關係行政 一二、旅券及身分證明書 一三、國外移住の取締 一四、領内移民 一五、工場一六、簡單なる建築物の建立
教育・宗教部 一、特に他部の所管に屬せしめられ居るものを除く教育一般 二、宗教、傳道師の入國許可、メツカ巡禮 三、國民衛生處其の監督 四、考古學上の事項 五、土人事務 六、藝術及科學 七、有益なる圖書の刊行及語學・地理學及人種學の獎勵 八、土人教化
經濟部 一、農業・園藝及漁業の指導及植物の檢疫 二、一所掲の指導に必要なる自然科学的並に經濟學的調査研究(作物の病蟲害豫防、防遏方法の調査研究をも含む) 三、他部の所管に屬せざる純自然科学的研究及天然資源及野生動物植物の保護 四、獸醫學の方面及獸醫學的研究 五、山林 六、農業、獸醫及林業に關する教育 七、工業指導及領内に於ける大工業並に小工業の獎勵、政府及商工業用の爲に必要な化學的並に技術的研究 八、内外に於ける貿易調査、商業の指導及貿易政策に關する問題の處理 九、特殊の場合農業、工業、商業に關して採るべき處置 一〇、官用品の配給 一一、度量衡 一二、印刷局 一三、官營農園 一四、貿易統計及其他の統計資料の蒐集 一五、沿岸漁業許可書の下附、眞珠貝、眞珠母貝、海鼠及海綿採取權の租賃並に燕巢、編蝠糞及龜卵採集權の賃貸及租賃
交通土木部 一、交通に關する一般問題 二、官營鐵道軌道の敷設・經營及取締 三、他に委任又は命ぜられたる車道の敷設、維持及管理 四、道路交通の取締 五、港灣の築造・經營、改良、鋪地及水路の維持 六、海運に關する經濟問題 七、民間航空路の取締 八、郵便電信電話 九、郵便貯金銀行 一〇、電氣事業 一一、水力工事の建設及經營 一二、他に委任又は命ぜられたる河川及其他の天然水路・湖沼の管理 一三、他に委任又は命ぜられたる灌漑工事・排水工事・防水工事及其他の水利工事の建設維持 一四、

一二三八

一般行政各部及海軍部用の諸建築物の建築維持及管理(但し陸軍部の建築物、各部自身に委任又は命ぜられたるもの並に沿岸燈臺を除く) 一五、官衙用建築物の借入、一六、他に委任又は命ぜられたるものを除き國民衛生の爲に必要な上下水道及其他の工事の建設及經營 一七、公共團體の水利事業の取締 一八、鑛業及官營鑛産物の賣却 一九、官營鑛業
陸軍部 總督幕僚・陸軍部・參謀部・地方參謀部・局地參謀部・歩兵・騎兵・砲兵・工兵・航空部・經理部・軍政部・軍醫部・獸醫部・土地測量部・豫備役の人事及徵兵義務關係事務部・常設陸軍鐵道委員會・文官團・踏鐵學校・軍法軍議・陸軍衛戍監獄・軍馬補給部等より成る。
海軍部 一、在蘭領印度艦隊の人事及艦船 二、政府船舶關係の人事及船舶 三、海軍工廠・機關・海軍兵器庫及貯炭 四、航路標識、沿岸燈臺及水先案内 五、造船 六、港務 七、水路測量 八、磁氣及氣象觀測 九、醫務 一〇、地方廳所屬船舶人事及船舶 一一、航海許可書及一年間有效の航海許可書 一二、船舶の検査 一三、海運統計の編纂 一四、繫船料 一五、海軍々政 一六、蘭領印度商船の乗組員及船體の取締

中央官署名——中央政府の官署名は左の如くである

總督官房……Algemeene Secretarie
會計検査院……Algemeene Rekenkamer
司法部……Departement van Justitie
立法部……Departement van Justitie
司法法課……Afdeling Wetgeving
司法孤兒遺產課……Afdeling A. (Rechtswezen en Westkammerdienst)
及破産管理課……Afdeling B. (Personeele aangelegenheden)
人事課……Afdeling C. (Personeele aangelegenheden)
會計課……Afdeling Comptabiliteit
文書課……Afdeling Archief en Expeditie
労働局……Kantoor van Arbeid
懲治感化・免囚……Tucht-, Opvoeding-, Reclasseerings- en Armenwezen, 救貧・富養……Loterijen, Pramieleningen.

婦女賣買環境出……den handel in Vrolowen en Kinderen en van dien 版物防止事務局……In ontucht e uitgaven

中央指紋局……Centraal Kantoor voor Dactyloscopie
刑務局……Hoofdkantoor van het Gevangeniswezen
土地臺帳局……Hoofdkantoor van het Kadaster
工業所有權局……Kantoor voor den Industrielen Eigendom
移民局……Hoofdkantoor van den Immigratielidienst
財務部……Departement van Financien
官房……Afdeling Kabinet
人事課……Afdeling Personele Zaken
會計課……Afdeling Comptabiliteit
文書課……Afdeling Archief en Expeditie
鼓賣監督課……Inspectie van het Verduwenen
財務局……Generale Yllesaurie
中央會計局……Centrale Kantoor voor de Comptabiliteit
稅務局……Dienst der belasting
土地收入局……Dienst der Landelijke Inkomsten
阿片・鹽・專賣局……Opium-en Zoutregie
質營業局……Parhuisdienst
輸出入稅消費稅局……Dienst der In-en uitvoerrechten en Accijnzen
旅行局……Kantoor der reizen
經理局……Convernement accountantsdienst
內務部……Departement van Binnenlandsch Bestuur
土地課……Afdeling A. (Agrarische Zaken)
總務課……Afdeling B. (Algemeene Zaken)
人事課……Afdeling C. D. Europeesch en Inlandsch Personeel)
院事務課……Afdeling E. F. (Financiële en Volkszaken)
外領行政課……Afdeling Bestuurszaken der Buitengewesten
蘭領印度……政治

地方分權課……Decentralisatie

警務課……Afdeling Politie
用度課……Afdeling Materieel
東亞課……Dienst der Oost-Aziatisch Zaken
書記課……Expeditie
教育宗教課……Departement van Onderwijs en Godsdienskt.
總務課……Afdeling A. Algemeene Zaken
學務課……Afdeling B.
補助學校課……Afdeling C.
人事課……Afdeling D. (人事・美術・宗教・學術)
衛生課……Afdeling E.
會計課……Afdeling H.
記帳文書課……Afdeling J.
土人事務局……Kantoor voor Inlandsche Zaken
考古學部……Ondheidskundige Dienst
經濟部……Departement van Economische Zaken:
總務局……Algemeene Zaken
一般經濟局……Algemeene Economische Aangelegenheden
非常時匡救局……Algemeene Crisiszaken
非常時農業匡救局……Kantoor voor Landbouw-Crisiszaken
農業及漁業局……Dienst voor Landbouw er Visscherij
山林局……Dienst van het Boswezen.
工務局……Burgerlijke Veerzetskundige Dienst
商業局……Afdeling Nijverheid
商務局……Afdeling Handel
中央統計局……Centraal Kantoor voor de Statistiek
度量衡局……Dienst der Ijkwezen

蘭領印度……政治

- 印刷部……Landrukkerij
- 交通土木部……Departement van Verkeer en Waterstaat:
 - 交通……Afdeling I. (Wegenverkeer)
 - 人事・業務……Afdeling II. (Personeel en Algemeene Zaken)
 - 豫算・會計……Afdeling III. (Begroeting en Comptabiliteit)
 - 橋梁道路建築……Afdeling IV. (Bruggen en Wegen en Landgebouwen)
 - 港灣……Afdeling V. (Havenwezen)
 - 灌溉・水力……Afdeling VI. (Irrigatie, Waterkracht en Assineering)
 - 電氣……Afdeling VII. (Electriciteitswezen)
 - 鐵道……Afdeling VIII. (Spoorwezen)
 - 航空……Afdeling IX. (Luchtvaart)
 - 鐵道電話局……Hoofdkantoor voor de Statesspoorwegen
 - 郵便電話局……Post-, Telegraf- en Telefoon dienst
 - 鑛山部……Dienst van den Mijnbouw
 - 陸軍部……Departement van Oorlog:
 - 官房……Kabinet
 - 第一課(秘書)……1e Afdeling (Secretariaat)
 - 第二課(歩兵)……2e Afdeling (Hoofdkantoor der Infanterie)
 - 第三課(砲兵)……3e Afdeling (" " " Artillerie)
 - 第四課(工兵)……4e Afdeling (" " " Genie)
 - 第五課(軍政)……5e Afdeling (Hoofdkantoor der Militaire Administratie)
 - 第六課(軍醫)……6e Afdeling (" " " van den Militaire Geneeskundigen Dienst)
 - 第七課A(參謀本部)……7e Afdeling (" " " van den Generelen Staf)
 - 第七課B(經理)……8e Afdeling (" " " der Intendance)
 - 第八課(騎兵)……8e Afdeling (" " " der Cavalerie)
 - 第九課(土地測量)……9e Afdeling (" " " van den Topografischen Dienst)

- 第十課(儀兵事務)……10e Afdeling (" " " van het Dienstplicht- en Reserve-Personeel)
- 第十一課(獸醫)……11e Afdeling (" " " van den Militaire-Diergeneeskundigen Dienst)
- 海軍部……Departement der Marine:
 - 官房……Kabinet
 - 第一課(人事業務)……1e Afdeling
 - 第二課(艦政)……2e Afdeling
 - 第三課(用度)……3e Afdeling
 - 第七課(總務)……7e Afdeling
 - 第八課(國防)……8e Afdeling
 - 管船局……Hoofdkantoor van Scheepvaart
 - 鐵氣氣象觀測所……Koninklijk Meteorologisch Observatorium

2 地方行政

蘭領印度は、行政上人口稠密にして民度高く且つ政治經濟の中心地たる爪哇及マツラと、其の反對の狀態にある外領とに大別されて居り、爪哇及マツラには常に外領に先んじて諸般の新施設が行はれる。又領土は土酋又は土侯に自治を認められた所謂自治領域と政府直轄地とに分たれ、更に人種的には歐人行政、土人行政及東洋外國人行政とに分たれて居る。土人自治領と和蘭政府との關係は、以前は各々條約に基き定められて居たが、右條約は近時大に簡約化され、同時に統一的なものとなつて來て居る。即ち、現在に於て條約なるものをば可及的之を廢止し、單に一片の宣言書に調印せしめ、之を以て土酋は政府の命令に服従する旨を約し同時に總督により當該領土の政權を許容せられて居る。由て之を觀れば、土人自治領と和蘭政府との關係は、(一)和蘭政府は其の意の赴く所に從ひ土酋領に於ける施政を管理する權限を有し(實際)に於ては、土人在來の制度は出來得る限り尊重す、(二)土酋にして、若し其の義務を履行せざる時は之を廢止することを得、此の場合政府は後繼者を任命するか又は之を直轄に移すと云ふことになつて居る。而して、土人自治領とは云ふものゝ完全なる自治權が與へられて居るのではなく、領土の

一舉手一投足總て和蘭人官吏の監督下に置かれて居るのである。蘭領印度は現在三省十九州に分たれて居り、省内にのみ完全なる地方自治制が施かれ、州には未だ本制度は實施されて居ない。然し乍ら、和蘭政府は外領地方にも省制を施き以て蘭領印度の全領土に亘る地方分權制度の確立に努め種々立案研究中で、既に大體の成案を得、近き將來スマトラ省、ボルネオ省、セレベス省及東部省を設けることとなつて居る。

又當領には、土人の外多數の支那及其他の東洋外國人居住し、場所によりては多數の是等の者が集團を爲して居るが故に、是等支那人及東洋外國人の取締に相當の注意を拂ひ、土人に對する直接行政を可及的土人官吏をして司らしむると同様、是等の者の取締も亦同族の首長をして行はしめて居る。即ち政府の命令は、一切土人に對しては土人官吏の手を経て又支那人及東洋外國人に對しては同族の首長(少尉、大尉、少佐等の官名を附し總督之を任命す)の手を経て行はれる仕組になつて居る。此の制度を各土人行政、東洋外國人行政と呼んで居る。然し乍ら一九三四年以來爪哇及マツラに於てはパタビアを除き支那人に對する本制度は撤廢せられた。歐人は言ふまでも無く和蘭人官吏の直接取締を受ける。

次に蘭領印度の行政區劃に就て觀るに、爪哇及マツラは三省と二知事州に、スマトラ及附屬諸島は十州に、ボルネオ及セレベス島は各々二州に、スリダ列島は二州に分たれ、モルツケン群島及ニウギネアは一州を成して居る。向外領十七州の内スマトラのアチエー及スマトラ東岸岸州、セレベス州は知事州である。知事州(Gouvernement)と云ふのは、政治的に重要な州で特に知事(Gouverneur)を地方長官に置くもので、他の州は總て理事州(Residentie)と稱され、理事官を地方長官に置いて居る。

- 蘭領印度の省及州の行政系統は左に示す如くである。
- 爪哇及マツラ
 - 省—分省—土人理事州—郡—分郡—村
 - 知事州—分州—土人理事州—郡—村(土侯領のみ)
- 外領
 - 知事州—分州—副分州—郡—分郡—村
 - 理事州—分州—副分州—郡—分郡—村

外領の區轄は、土人自治領及直轄地により副分州以下の名稱は區々であつて一概に論ずることが出来ない。詳しくは後記「外領自治領の部」を参照されたい。

省 (Province) は、自治公共團體で省會 (Provinciale Raad) が設けられて居る。省は更に分省 (Afdeling) に、分省は土人理事州に、土人理事州は郡に、郡は村 (Dorp) に分たれて居ることは、前掲圖に示せる通りである。

省の行政機關は、省會、省參事會 (College van gedeputeerden) 及省知事又は省議會及省知事より成る。省會は和蘭人議員、土人議員及東洋外國人議員より成り、議員數は省によつて異なり、西部爪哇は四十五名、中部爪哇は五十一名、東部爪哇は六十五名である。又議員には選出議員と任命議員とあり、任期は何れも四箇年である。選舉人は、省内に實際の住所を有し且つ當該省内の土人理事州議會及市會の議員に限られ、被選舉人は(一)和蘭臣民たる男子にして年齢二十五歳以上の者、(二)蘭領印度住民にして當該省内に居住する者、(三)十分に和蘭語を解し得る者、(四)撤回し難き裁判上の判決により、自己の財産の處分權又は管理權を喪失し又は破産の宣告を受けざる者に限られて居る。而して和蘭人議員は一選舉團體を成す省内の前記各議會の和蘭人議員により、土人議員は分省を一選舉區とし、該分省内の前記各議員により選舉せられ又東洋外國人は和蘭人議員と同様に、一選舉團を爲す省内の前記各議會の東洋外國人議員によりて選舉せられる。任命議員も選出議員と同一の條件を具備することを要し、蘭領印度評議院に諮問したる後總督によりて任命される。今各省の省會議員數、任命議員數、選出議員數を系統的に示せば左の如くである。

- 西部爪哇省會議員數四五名
 - 和蘭人——二(内任命 八 選出 二)
 - 土人——二〇(内任命 七 選出 一三)
 - 東洋外國人——五(内任命 二 選出 三)
- 中部爪哇省會議員數五一名
 - 和蘭人——二(内任命 九 選出 一四)
 - 土人——二三(内任命 七 選出 一六)
 - 東洋外國人——五(内任命 二 選出 三)

東部爪哇省議員數六四名
 和蘭人——三〇(内任命一二 選出一八)
 土人——三〇(内任命 九 選出二一)
 東洋外國人——五(内任命 二 選出 三)

以上の如くであるが、蘭領印度評議院副議長及議員、書記官長、行政各部長官、省知事、會計検査院長及検査官、省會に對し會計上の責任を有する者及之に従屬する地位にある者は議員たることを得ない。

省會の會議は知事之を召集司會し、知事又は省參事會に於て之が必要を認むるか又は議員の五分の一以上が理由を付したる文書を以て之を要求せる時は其の都度開催される。但し議員の過半数出席するに非ざれば討議又は議決することを得ない。其の職務権限は左の如くである。

(一) 省財政管理 (二) 省の爲に必要な又一般條令の施行に必要な省令の制定 (三) 租税を賦課する權限 (四) 省令の違反者に對し刑罰を加ふる權限(最高三箇月の禁錮又は最高百盾以内の罰金) (五) 省豫算及決算の確立

(備考) 四以外の事項に關する規定は、總督の承認を必要とする。

省には、省會の外省參事會なるものが設けられて居り、會員及補缺會員の數は最低二名最高六名と限定され居る。參事會員は、何れも省會議員により省會議員中より又は之以外の者の中より選出され、省會の定期改選後再任又は再選されざる時は會員又は補缺會員を辭任する。

省參事會の會議は、議長たる知事をも含み半数以上出席するに非ざれば討議又は議決することを得ず。斯かる場合には新に會議を召集し出席者のみにて討議決議され、出席者一人にして會議を開催し得ざる時は、參事會員たる知事たるを問はず、任務は此の一人によりて遂行される。省參事會の職務権限の主なるものは左の如くである。

(一) 省會の定めたる決定及省令の施行 (二) 省報に掲載すべき決定を以て前項所掲の施行の全部又は一部を知事又は參事會員の一人に委任する權限 (三) 省會に於て討議議決するべき總ての事項に關し十分に準備を爲す義務 (四) 要求されたる説明書を省會に提出する義務 (五) 省參事會は法律の内外に於て省を代表す

尙參事會は省知事と共に省行政の日常執行機關であり、參事會全體として又議長及會員各人としても省の常務の指導及執行上省會に對し責任を有する。

省知事 省知事(Gouverneur)は總督により任免され、省内に於ける一切の行政を統轄し、總ての場合に於て中央政府を代表するものである。又省會及省參事會の議長であり、省會の決定及他の一人に委任されざる限り省參事會の決定を施行し、尙參事會の設置を見ざる省に於ては、參事會に對して規定されたる總ての職務を管掌することとなつて居る。

分省 分省は、自治公共團體に指定する目的を以て設けられたるものではなく、省の面積廣大にして且つ多數の土人理事州が存在して居る關係上省の施政の徹底を圖るべく理事官をして省の行政を分擔監督せしむる爲に設けられたもので、一の監督區とも稱すべきものである。即ちアフデーリング(Afdeeling)なる名稱も其の所以に基くものである。長官たる理事官は、總督によりて任免され、省知事の代表者として分省の行政を管掌すると共に、歐人、土人官吏を監督し、土人理事州會及土人自治組織の運用を監視し、管内の安寧の維持及人民の福利増進に留意し、總ての重要問題を省知事に報告する任務を有して居る。

土人理事州 土人理事州(District)は、省内に設けられた一つの自治公共團體で、本州内の行政は總て土人官吏によつて行はれ、土人の最高地方行政官たるレハントが和蘭政府に代つて直接土人に對して行政を行ふ地區である。土人理事州の行政は土人理事州會、土事理事州委員會及土人理事官(レハント)又は土人理事州會及土人理事官によつて行はれる。

土人理事州會 土人理事州會(Districtraad)は和蘭人議員・土人議員及東洋外國人議員より成る。議員數は面積によりて現在に於ては最少十五名最高三十六名で、大部分土人議員で和蘭人及東洋外國人議員は非常に少ない。議員には任命議員と選出議員とあり、五人以外の議員は總て任命議員で、土人議員の過半数は公選、残りの少數の議員は任命され、任期は四箇年である。議員たり得る者は、(一)蘭領印度の住民にして當該土人理事州及州内の都市

の職務権限は左の如くである。

一、土人理事州財政の管理 二、土人理事州の爲に必要な又一般條令及省令の施行に必要な土人理事州令の制定 三、法令違反者に刑罰を加ふる權限(最高八日の禁錮又は最高二十五盾の罰金) 四、豫算及決算の確立權 五、税金を賦課する權限

(註) 三以外の事項は、總て省參事會の承認を要す。税金に關する規定は、省參事會の手を経て總督に提出され、其の決裁を経ることを要す。

土人理事州委員會 土人理事州には、土人理事州會の外土人理事州委員會(College van Geonmiteden)なるものが設けられて居り、委員及委員兼委員長たる土人理事州會議長及最低二名以上の數名の委員より成り、委員は補缺員と共に土人理事州會により議員中より選出される。任期は議員同様四箇年であるが、議員を辭任せる時は同時に委員をも辭任する。

委員會會議は土人理事官により召集司會され、委員の過半数出席するに非ざれば討議又は議決することが出来ない。斯る場合には更に新に會議を開き、出席者のみによりて討議議決され、出席者一名にして會議を開催し得ざる時は、土人理事官たる委員たるを問はず委員會の職務は本出席者によりて遂行される。土人理事州委員會の職務権限の主なるものは左の如くである。

(一) 土人理事州會の決定の施行 (二) 特に土人理事州會又は土人理事官に要求されざる場合一般條令及省令の施行に助力する義務を有す (三) 他に委任されざる限り、土人理事州會の討議議決に附するべき事項を十分に準備する義務 (四) 法律の内外に於て土人理事州を代表す (五) 要求されたる説明書を土人理事州會に提出する義務を有す

尙本委員會は、土人理事州行政の日常執行機關であり、全體としても又議長及委員各人としても土人理事州の常務の指導及執行上土人理事州會に責任を有する。

土人理事官 土人理事官(Regent)は、土人理事州の長官であると同時に土人理事州會の議長で、小にしては二十萬畫大にしては百萬を包擁する地域を統治して居る。而して、總ての土人官吏は其命令に服従する義務を有する。

に實際の住所を有する男子にして年齢二十五歳以上の者、(一)羅典文字を書き得る者、(二)撤回し難き裁判上の判決により自己の財産の處分權及管理權を喪失し又は破産の宣告を受けざる者たることを要する。土人議員の選舉は、州内の選舉區内の選舉人によりて行はれ、選舉人は更に有權者によりて選舉される。即ち最初に選舉人の選舉が行はれ、次に此の選舉人により議員が選舉される制度になつて居る。選舉人を選舉する資格を有する者は、土人理事州内に居住する土人にして年齢二十一歳以上の者にして、(一)前年度に於て國稅省稅又は土人理事州稅を賦課せられ又は一部乃至全部免稅されざる場合當然之を賦課するべき者、(二)法律上の規定に基き村長の選舉に参加する資格を有する者又は或る區域に斯る規定が適用され居らざる場合は、當然選舉に参加する資格を有すると見做さるゝ者に限られ、禁錮、保護留置、收監され居る者、撤回し難き裁判上の判決により自己の財産の處分權又は管理權を喪失せる者は選舉權を有しない。選舉區は普通郡を以て一選舉區とされて居る。

又選舉人に選舉され得る者は、選舉人の選舉資格者に對して定められたる條件を具備すると共に、(一)年齢二十五歳以上の男子にして讀み書きの能力を有し、(二)其の村に於て選舉人の選舉するべき村又は斯る村に合併されたる地域の住民又は其の區内に於て選舉人に選舉するゝ選舉區内の住民たる者に限られ、選舉人の定員數は、村又は選舉區の人口數に比例して定められ、普通人口五百に對し一名の割となつて居る。

和蘭人議員、東洋外國人議員及土人の任命議員は土人理事官に於て各議席に對し二名宛總督に推薦し、總督により選拔任命される。

土人理事州會は、管内に於ける土人の經濟的利益に關係を有する問題に就き彼等の所見を發表せしむることを目的とするものである。土人理事官は會議を召集司會し土人理事官又は土人理事州委員會に於て必要と認め或は五名以上の議員が理由を附したる文書を以て之を要求したる時は、何時にても開催され、討議は地方語・和蘭語又は馬來語を以て行はれる。但し過半数の議員の出席を見ざる時は討議又は議決することが出来ず、斯る場合は更に新たに會議を召集し、出席議員數の如何に拘らず討議議決を行ふ。土人理事州會

彼等の多くは、往時土酋たりし者の末裔で、従つて人民に對しては少なからざる個人的勢力を有して居る。行政上必要な技能を有し且つ一地方の長官として必要なる他の資格を有して居れば、レヘントの地位を世襲的とすることに就き、和蘭政府は敢て異議を挿まぬ。レヘントは總督により任命され、パティ(Pati)と稱する土人官吏に補佐される。パティはレヘントの總理格で、レヘントの一切の職務を行ひ、時にはレヘントを代理する。レヘントは周到なる注意を以て蘭人官憲によつて待遇監督され、蘭人官吏は、レヘントが其の威望を維持する様有ゆる方法を講じて居る。

土人理事官は、委任されたる場合土人理事州會及委員會の決定を施行し、委員會の設けら居られざる場合には委員會に定められたる總ての職務を管掌し、又上級官廳に對して發送さるゝ總ての書類に必らず説明書を附し且つ理事官を經由して提出又は送付する様留意することを要する。

土人理事官は更に郡(District)に分れて居ることは既述の通りで、郡にはウキマナ(Wedana)が、分郡に副ウキマナ(Assistant Wedana)が居り管内を統轄し、各マントリ(Mantiri)等の土人官吏に補佐されて居る。マントリは多く地方の名家出の青年官吏で、上官と同様に土人官吏養成所を出で各種の行政事務を見習つて居るものである。

村には村長(Desahekti)が居り、土民の選舉によるものであるが、任期は終身である。ルーラー(Luarah)、プテンギ(Petinggi)、ベケル(Bekel)と呼ばれ、警察権を有し、農業牧畜の助成、村有財産の管理、地租其他公課の徴收を行ひ、村に於ては殆ど獨裁権を有し、土人内務官吏の命令に服するのみである。固定給無く政府の官吏ではない。収入は賜田収入を主とし、税金取立歩合等である。

土人理事官と蘭人官吏との關係 各土人理事州の首府には和蘭官吏たる副理事官(Assistant Resident)が駐在して居る。副理事官は歐人に對する行政を行ふと同時に土人理事官の監督、顧問役で、土人理事官は、副理事官の行政事務を援助すると同時に、彼の所管にして多小重要性を帯びて居るものは總て副理事官に相談することを要する。又少くとも月一回パティ、郡長、

分郡長を召集して行政警察事務の打合せを行ふが、本會合には管内の歐人行政官吏をも招待することを要する。而して本會合を召集するには、常に豫め分省の長官たる理事官に報告し、理事官に於て出席を希望する時は、理事官に司會權を讓ることゝなつて居る。

都市 爪哇の都市(Stadsgeente)は、省及土人理事州と同様に自治公共團體で所謂 City に該當し外領の所謂都市とは趣を異にして居る。即ち此の間の區別を明にする爲、爪哇の都市は Stadsgeente と稱され、外領の都市は Landgeente (即ち Municipality) と稱される。都市の行政は、市會、市長及市參事會々議及市長又は市會及市長によりて行はれる。

市會 市會(Gemeenteraad)は土人理事州會と同等の地位に置かれ、和蘭人議員、土人議員及東洋外國人議員より成り、議員数は人口の多寡によりて異なるも、現在に於ては最小十一名最高二十七名である。議員は總て公選され、其の過半数は和蘭人議員で、和蘭人議員数の約半数が土人議員又其の半数又は其以下が東洋外國人となつて居り、バタビヤ市の一例を示せば、議員數二十七名、内和蘭人十五名、土人八名、東洋外國人四名である(現在はメーイステル・コルネーリス市を併合せる結果十五名を増し四十二名となつて居る)。任期は四箇年である。

議員に選舉され得る者は、(一)蘭領印度の住民たる資格を有する男子和蘭臣民にして市内に實際の住所を有する者、(二)年齢二十五歳以上の者、(三)市長の判斷に於て和蘭語の知識を有する者と認められた者(蘭人、蘭土、蘭支等の小學校を優秀な成績を以て卒業したる者)、(四)撤回し難き裁判上の判決により自己の財産の處分權又は管理權を喪失せざる者又は破産の宣告を受けざる者に限られ又選舉權所有者は、(一)議長を委員長とし市會により議員中より任命さるゝ二名乃至四名の委員より成る委員會により、和蘭語、馬來語又は該地方に使用さるゝ土語の充分なる讀み書き力を有すと認められたる者、(二)年齢二十一歳以上の者、(三)選舉權の行使を停止されざる者、(四)市内に實際の住所を有する者、(五)前年度に於て最小限三百盾の年収入に對し直接所得税を賦課されたる者又は斯る収入あるも税の納入を除外又は免除されたる者(正

妻に對する直接所得税の賦課は、夫に賦課されたるものと見做さる)に限ると規定されて居る。

市會は、市長又は市長及市參事會々議にして必要と認むるか若しくは最小限五分の一以上の議員に於て理由を附したる文書を以て之を要求する時は何時にても開催され、召集及司會は常に市長に於て之を行ふ。市會は、半数以上の出席を見ざる時は討議若しくは議決することを得ず、此の場合更に新に會議を召集し、出席数の如何に拘らず、最初の召集狀に記載されたる事項に關してのみ討議議決する。議員は市會に提案し又市會に於て審議中の案を修正する權限を有し、特に修正案の提出に際しては、其の説明書と共に文書を以て市長及市參事會々議に提出することを要する。又修正案の修正案提出の場合も同様で、會場に於て提出する場合には議長に直接其の文書を手交することを要する。

市會の職務權限は左の如くである。

(一)都市財政の管理(但し市會に於て市長及市參事會々議又は市長に委任せる場合を除く)(二)都市の利益の爲に必要な條令又は要求されたる場合一般條令若しくは省令の施行に必要な市條令の制定 (三)税金を賦課する權限(省參事會を經由して總督に送附し其の決裁を仰ぐことを要する)(四)市會の制定せる市條令の違反に對し最高三箇月以内の禁錮又は最高百盾以内の罰金に處する規定を設けることを得(省參事會の承認を要す) 五、市豫算及決算の確定(效力發生の爲には省參事會の承認を要する)。

市長及市參事會々議 市參事會員(College van Burgemeester en Wethouders)は最低二名最高四名で、優先的に市會議員中より任命され、市長と共に市長を會員兼議長とする市長及市參事會員會議を構成する。又本會議の設置され居らざる都市に於ては、市會は議員中より市長と共に市財務委員會を構成すべき最低二名最高四名の議員を指名する。

本會の會議は市長により召集司會され、會員の半数以上出席するに非ざれば討議、議決することが出来ない。此の場合更に新に會議を召集し、出席数の如何に拘らず本會議に出席せる會員によりて討議決定される。市長及市參

事會々議の職務權限は大體左の如くである。

一、市會の決定の施行 二、前項所掲の施行の一部を市長又は參事會員の一名に委任する權限 三、市會の討議、議決に附さるべき事項を充分に準備する義務 四、要求されたる場合、本會議としても亦各人としても市會に説明を爲す義務を有す。

尙市長及市參事會々議は、市長と共に市行政の日常執行機關であり、全體として又各人としても常務の指導及執行上市會に對し責任を有する。

市長 市長(Burgemeester)は總督により任免され、任命資格は、年齢三十歳以上の男子にして、撤回し難き裁判上の判決により自己の財産の處分權又は管理權を喪失し又は或る權利若しくは權限を剝奪され且つ破産の宣告を受けざる者に限ると規定されて居る。市長は當該市内に實際の住所を有することを要し、法律上及其以外の事に關し都市を代表すると共に市の最高執行機關である。

外領各州一各州には地方分權の制度未だ施行されて居らず、従て爪哇に於けるが如き自治公共團體に指定されたる地方又は都會は一つも無く、單に十三の都會(九はスマトラ、一はボルネオ、二はセレベス及一はアンボイナ)及十の區域が爪哇の都市程強力でない自治團體に指定されて居るに過ぎない。之等の都會及區域には各々市會及會議が設けられて居り、議席の割當は、市會は爪哇の市會と同様になつて居るが、區域に於けるものは殆ど全部土人で、東洋外國人は一名乃至二名である。但しスマトラ東海岸州の栽培區域の議會は和蘭人が絕對多数を占めて一の例外を示して居る。尙任命並に公選議員數は文化的程度によりて異り、開化せる區域及都會に於ては公選議員多數を占め、比較的開化せざる區域の議員は官職上任せられた者のみであるか又は斯る者が大多數を占めて居る。被選舉權及選舉權者は爪哇のものと同大差無い。

各州の行政系統は、地方行政の項に於て示した通りで、長官たる知事又は理事官は中央政府の代表者として管内の施政を統轄し、分州の長官に副理事官、副分州の長官に内務監督官(Controleur)又は指揮官(Gezaghebber)を置いて居る。尙郡及分郡の長官は何れも土人官吏で官名は土地により異つて居る。

七 司 法

蘭領印度に於ては、土人自ら裁判を爲すことを許され居らざる地方に於ては、裁判は總て國王の名の下に行はれ、裁判官は終身官にして法律に明記する場合の外免官されない。

又裁判所には、蘭領印度全體に對する裁判所と地方的裁判所とがあり、高等法院は前者に屬し、地方裁判所、ランドハレヒト以下の裁判所は後者に屬す。高等法院 (Hoogerechtshof) は蘭領印度最高の裁判所にして、院長、副院長、判官七名、檢察官長、檢事正二名、書記、副書記二名より成る。院長は國王により任免され、他は總督により任免される。

法院は二部に分たれ、第一部は五名(部長を含む)、第二部は四名(部長を含む)の判官を以て構成され、院長は第一部、又副院長は第二部の部長となる。但し院長に於て之を希望する時は、其の都度第二部の部長となる権限を有する。各部の組織は恒久的のものに非ずして毎年末に新に定められる。高等法院は、社會の安寧秩序維持に關係ある事件に就きては六名の判官を以て、判決破棄の場合には五名の判官を以て、其他の事件に關しては三名の判官を以て判決を行ひ、各判官は各管轄事項に關し各地方的裁判所に於て訴訟が規則正しく進行され且つ裁可する、様監督すると共に、總ての裁判所又は法廷に於て法律並に其他の一般命令が遵守される、様監督を爲す。高等法院は左の裁判を司る。

第一審にして同時に終審たる裁判 (a) 地方裁判所又は裁判權のみを有する歐人官吏により裁判を行ふことを拒絶されたるか又は斯るものにより判決が不當に引延されたる總ての民事事件 (b) 裁判所構成法第一六五條所掲の行政官吏及司法官吏が在職中犯したる犯罪及違反に對する刑事裁判 (c) 司法當局及裁判所構成法第一六二條所掲の會議間に起りたる裁判權に關する紛争 (d) 當事者に於て合意の上高等法院に上告せる總ての民事事件 (e) 上告裁判 (a) 地方裁判所をなしたる民事事件の判決にして上告し得るもの (b) 外領に於ける理事州裁判所の爲したる民事事件の判決にして上告し得るもの (c) 第一審に於て要求額五百盾又はそれ以下ならずと思考する、事件に對して下されたる判決に對する上告。判決の修正 地方裁判所が第一審に於て爲したる刑事事件の判決 (但し被告が完全に無罪となりたる場合を除く) 判決の破棄 (a) 檢察官長に於て法律擁護の爲め地方裁判所、理事州裁判所、ランドハレヒト、ランドラード及ランドラード所長の爲せる民事事件に對する判決及處分にして有罪となりたるものに對し、破棄の申請を爲したるもの (但し被告が證據不十分の故を以て無罪の申渡しを受けたる判決を除く) (b) 地方裁判所が、第一審たると同時に終審たる民事事件及裁判所構成法第三條所掲の終審たる刑事事件並に裁判權に關する係争事件に對して爲したる判決及處分にして當事者が其の破棄を申請せるもの (但し被告が證據不十分の故を以て無罪を申渡されたる判決を除く)

地方裁判所 地方裁判所 (Raad van Justitie) はバタビヤ (管轄區域は西部爪哇省、ラムボン、バレムバン、チャムビ、バンカ、ピリトン及西部ボルネオの諸州)、スマラン (管轄區域中部爪哇省、チョクチャカルタ及スラカルタの兩州)、スラバヤ (管轄區域東部爪哇省、バリ、ロムボク、南東部ボルネオの三州)、バダン (スマトラ西海岸、タバヌリ及ベンクレーンの三州)、メダン (スマトラ東海岸、リオア及アチエーの三州)、マカッサル (管轄區域セレベス、メナド、モルツケン及チモルの四州) に設置され居り、特別の場合の外總ての事件を三名の判官を以て判決及處分する。又地方裁判所が第一審に於て審理を行ふ簡單なる刑事事件を裁判する爲一名又は其以上の判官を置く單獨なるものが設けられて居り、斯る判官は警察裁判官と呼ばれて居る。爪哇の地方裁判所は左の裁判を行ひ、外領の地方裁判所も亦之と同様の裁判を行ふ。

第一審裁判 (a) 裁判所構成法第十六條F所掲の事件を除き、歐人及同待遇者及支那人並に法律に基き事件關係の法律に關し對歐人法の適用を受くるか又は自己の自由意志により之に服從して居る土人及支那人以外の東洋外國人に對して提起されたる總ての民事事件 (b) 當事者の人種如何を問はず (a) 裁判所構成法第八十八條により郡裁判所及土人理事州裁判所の裁判に附すべきものに非ざると同時に、其の裁判が他の裁判官に命ぜられざる刑事事件にして、最高三箇月の禁錮又は最高五百盾以上の罰金を課し得ざる總ての輕罪 (b) 刑第三五二條第一項、第三六四條、第三七三條、第三七九條、第三八四條、第四〇七條、第一項及第四八二條所掲の犯罪及刑法第三一五條所掲の輕微な侮辱罪 ランドハレヒトの判決に對しては、法律擁護の爲にのみ破棄を許可せられらる。

理事州裁判所 理事州裁判所 (Residentie-Gerechts) は、和蘭の風裁判所に相當するもので、爪哇及マツラにありてはランドハレヒトの設置され居る各地に又外領にありては各州の首府及其他の地に設立され居る。爪哇及マツラの理事州裁判所は、一名の司法官及一名の書記より成り、其の職務は何れも其の管轄區域内に理事州裁判所が設置されて居るランドラードの所長及書記が兼掌して居り、理事州裁判官の故障、不在及缺員の場合には司法部長官は總督の名に於て之を他の司法官に命ずる權限を有する。又其の管轄區域は總督に於て他に決定せざる限り其の土地に設立されたるランドラードのそれと同じである。

爪哇の理事州裁判所は、裁判所構成法第一二五條所掲の場合の外第一審として、裁判所構成法第一一六條F項のa乃至b所掲の民事事件にして爪哇及マツラに住所を有し、住所を選定し或は實際の住所を有する歐人及支那人に對して爲されたる民事事件並に事件關係の法律に關する限り法律により又は自由意志に基き對歐人民法又は商法の適用を受くる爪哇在住又は滞留の土人及支那人に非ざる東洋外國人に對して爲されたる民事事件 二、金額の多寡及人種の如何を問はず労働契約に關する總ての訴訟 又外領の理事州裁判所は、ランドハレヒトの設置され居る所を除き、第一審たると同所に終審たる裁判に於て(a)最高三箇月以上の禁錮又は最高五百盾以上の罰金を課し得ざる歐人の輕罪にして、其の裁判が他の裁判官に命

ず、捕獲物及海上及沿岸收得物に關する争議事件 (a、b) の判決に對しては、要求額五百盾以下ならずと思考する、時は高等法院に上告することを得る (c) 刑法第三一五條所掲の輕微な侮辱罪及同法第三五二條第一項、第三六四條、第三七三條、第三七九條、第三八四條、第四〇七條、第一項及第四八二條所掲の犯罪を除き、歐人及同待遇者の犯せる總ての犯罪 (d) 被告の人種如何を問はず、刑法第三二四條乃至第三二七條、第三九六條乃至第四〇〇條、第四〇二條、第四三八條乃至第四四七條、第四五〇條及第四五一條所掲の犯罪 (e) 歐人及同待遇者の犯せる輕罪にして、ランドハレヒトの裁判に附することを命ぜられざる又は高等法院の裁判に附することを要せざる事件 (本件の判決に對しては高等法院に上告することを得)

第一審にして同時に終審たる裁判 (a) 管轄區域内に於ける下級司法當局間に起りたる裁判權に關する係争 (b) 上訴されたる總ての訴訟 (c) 當事者の合議により下級裁判所を省き特に地方裁判所に起訴されたる事件 判決の修正 被告が無罪となりたる判決を除き、爪哇及マツラのランドラード並に其の管轄區域に屬する外領の裁判所が刑事事件に關して爲せる最終判決、但し爪哇及マツラに於ては被告又は檢察官の請求ありたる場合に限り又外領に於ける判決は關係裁判所長が司法官に非ざる場合に限る。控訴 (a) 爪哇及マツラの理事州裁判所が民事事件に對して爲せる判決にして上訴し得るもの及爪哇及マツラの地方裁判所の管轄區域に屬する理事州裁判所の爲せる判決にして要求額二萬五千盾以上のもの (b) 爪哇及マツラに於けるランドラードが、要求額百盾又はそれ以下ならずと思考する民事事件に對して爲せる判決。

ランドハレヒト ランドハレヒト (Landgerecht) は、爪哇に於けるものも外領に於けるものも其の組織及管掌事項は殆んど同一である。判官は普通專任の裁判官であるが、特殊の場合には内務行政官吏又は適當なる人物をして之に當らしめて居る。其の管轄區域は、爪哇及マツラにありては土人理事州である。外領にありてはスマトラ五箇所、セレベス一箇所、ニウギネアに一箇所設置され、左の裁判を司る。

せられざるもの (b) 刑法第三五二條第一項、第三六四條、第三七三條、第三七九條、第三八四條、第四〇七條第一項及第四八二條所掲の犯罪並に同法第三一五條所掲の侮辱の侮辱罪

尚ラムボン、南東部ボルネオ、チメル、バリ、ロムボク、ヂヤムビ、リオ、セレベス、バレムバン、スマトラ東海岸、アチエー、ベンカ、ピリトン、西部ボルネオ及メナド(當地のものは至急解決を要する場合金額の多寡を論ぜず)の各州及マノクワリ、シロン、ヤーベン群島、スハウン群島、ホーランドニア及西部ニウギネアの各副分州を除くモルツケン州のタルナテ分州の理事州裁判所は、裁判官が司法官たるや否やにより、(一) 歐人、支那人及法律に基き又は任意に對歐人民法及商法の適用を受ける土人及支那人以外の他の東洋外國人に對して爲された金額千五百盾又は五百盾以上ならざる民事案件、(二) 當事者の合意により、前項所掲の者に對して爲された千五百盾又は五百盾を超える訴訟を取扱ふ。スマトラ西海岸州及タバヌリ州に於ては、前記と同様の事件を取扱ふが、支那人に對する斯る裁判は取扱はれない。右の判決に對しては、裁判官又は司法官に非ざる者によりて行はれたかか因り要求額二百五十盾以上又は七十五盾以上なる時は地方裁判所に上訴することを得又(二)の場合には高等法院に上訴することを得る。

ランドラード ランドラード(Landraad)は、爪哇及マツラに於ては首府に一つしか設置されて居らないチヨクチャカルタ州を除き各土人理事州の首府に設置されて居り、管轄區域は土人理事州である。本裁判所は、外領に於ては各分州の首府に設置されて居る。爪哇のランドラードは、所長たる司法官、土人理事官及總督により又は總督名を以て任命さるゝ斯かる土人の首長及書記より成り、又外領のランドラードは、所長たる司法官又は分州首長たる副理事官又は内務監督官を所長とし、土人頭目及書記より成り、支那人の民事案件を除く土人及東洋外國人の日常一般の裁判所で、左の裁判を行ふ。

第一審裁判 (a) 土人及支那人以外の東洋外國人に對して爲されたる總ての民事訴訟にして除外され居らざるもの (b) 歐人裁判官の裁判すべきもの

國防

總説—陸軍—海軍

一 總 説

蘭領印度の軍備は、對内的には治安の維持、對外國には中立の維持を目的とするもので、陸軍は主として各島の治安維持及沿岸防備の任務に當り、海軍は内海及近海の警備の任務を有するものである。總督は陸海軍司令長官を兼務し、佐官以下の武官の進級任免権を有し且つ部隊外艦船を適宜に配置する権限を有するも、事海軍の軍令に關する限り命令は直接本國より發せられる。

二 陸 軍

陸軍司令官兼陸軍部長官なる官名の下に陸軍中將之を統率し、陸軍部は十一課に分れ、第七課Aが參謀本部となつて居る。參謀本部長は陸軍少將にして陸軍航空監督官を兼務して居る。爪哇は二軍管區に分たれ、各區に一個師團を置き師團長は少將である。又外領には爪哇の師團と關係無く且つ之と同様に軍司令官の直接命令下にある獨立守備隊が駐屯して居り、土地柄によつて兵力も異なる。

尙陸軍は一九三三年經費縮減の意味を以て縮少せられ、歩兵の如きは二個師團廢止されたが、最近國際形勢上再び擴充することとなり、新規徴兵數を増加し兵の歸休を延期し航空隊の擴張も行はれつゝなる。

兵種及兵力 兵種には歩兵、砲兵、騎兵、工兵、航空兵があり、外に軍醫、獸醫、測量、經理等の各部がある。次に各地に於ける戰闘部隊の兵力を觀るに左の如くである。(一九三四年現在)

爪哇 第一師團 (ウエルトフレージン)

蘭領印度…國防

を除き、土人及東洋外國人の犯したる重罪及輕罪にして除外され居らざるものを除き、土人及東洋外國人の犯したる重罪及輕罪にして除外され居らざるもの

上訴審 土人理事州裁判所の判決にして上訴し得るもの ランドラードの判決に對しては、地方裁判所に上訴することを得る。土人理事州裁判所及郡裁判所 本兩裁判所は爪哇にのみ設けられて居り、土人の極く輕微な犯罪及民事訴訟のみを取扱ふ裁判所で、各土人理事州及土人理事官がバタイにより代理されて居る土人理事州の各部分には土人理事州裁判所が又各郡には郡裁判所が設置されて居る。前者は土人理事官又はバタイを裁判官とし下級の土人頭目が顧問として之を補佐して居り、後者は郡長を裁判官とし下級の土人頭目が之を補佐して居る。本裁判所の判決に對してはランドラードに上訴することが出来る。

僧侶裁判所 僧侶裁判所 (Priester Raad) は爪哇及マツラにのみ設置され、各ランドラードに併設されて居るものである。其の管轄區域はランドラードのそれに等しく、其の目的とする所は土人同志又は東洋外國人同志間に惹起せる民事事件を當該人の遵奉する教法或は道德並に古來の風習に基き、同宗の僧侶若しくは酋長をして裁決せしむるにある。然し乍ら前記の係争事件は、婚姻、財産の分配等の問題に局限されて居る。本裁判所はランドラード所屬のバンダルー(村長)を所長とし、總督の任命する最小限三名、最大限八名の同教僧侶より成り、其の判決に對しては上訴を許されぬ。判決は、所長を含み三名以上の出席を見ざる時は之を行はず、判決の投票同數なる時は、所長の投票を以て裁決することになつて居る。

大體以上の如くであるが、尙外領には純然たる土人裁判所でインランセ・レヒトバンク及インヘムセ・レヒトバンクなるものがある。前者は外領直轄地の特に又は暗黙に彼等獨自の裁判が認められて居る部分の住民の裁判所で、後者は土人自治區域の土民以外の者を裁判するもので、裁判は何れも國王の名によつて行はれるものではなく、裁判としては、(一) 土人裁判の行はるゝ區域に居住する土民に對して爲されたる民事訴訟(告訴人の何人たるを問はず)及(二) 同地方に居住する土民の犯罪を取扱ふ。

歩兵第一聯隊

二個大隊ウエルトフレージン 二個大隊及機關銃・歩兵砲一隊メーステルコ

同 第二聯隊

二個大隊及機關銃・歩兵砲一隊チマヒ

砲兵一個聯隊

榴彈砲隊一隊ウエルトフレージン 二個中隊チマヒ

騎兵半聯隊

二個中隊バンドン 二個中隊バトチャヤル

工兵(チマヒ)

開發隊一個大隊チマヒ 技術隊一個大隊チマヒ

以上の外歩兵

一個中隊セラン 一個中隊メーステルコ

第一憲兵大隊

一個中隊マヂアラカ

自轉車隊一隊

ウエルトフレージン

補充隊

一個大隊バンドン

砲兵一移動砲兵補充隊

試驗委員及分遣隊バトチャヤル 高射砲一個中隊バトチャヤル

騎兵一軍馬補所

バダラン及チサル

工兵一自動車中隊

バンドン

高射砲隊

バンドン

第二師團

歩兵 第四聯隊

二個大隊及機關銃・歩兵砲隊一隊マゲラン 一個大隊スマラン

第六聯隊

三個大隊及機關銃・歩兵砲一隊マラン 三個大隊スマラン 時にフルオレジョ

蘭領印度……國防

コロムビア・丁抹・獨逸・エストランド・フィンランド・佛蘭西・ギリシヤ・英國・愛蘭・ハンガリー・伊太利・日本・レトランド・リベリア・リスニア・ルタセ・ンブルグ・墨西哥・新西蘭・諾威・埃太利・イラン・波蘭・葡萄牙・羅馬尼・ユーゴ・スラビア・暹羅・露西亞・西班牙・チエツコ・スロベキヤ・土耳其・南阿聯邦・瑞典及瑞西の國民にして和蘭臣民に非ざる者は此の義務なし。

三 海 軍

海軍は、當領が擴大する面積に互つて散在して居る關係上國防の大半を負擔すべき立場にある關係上、本國・植民地共に現在之が擴充に意を注ぎ、殊に最近太平洋方面に於ける各國軍備の強化實現に伴ひ和蘭も亦海軍力殊に航空隊の擴充強化を斷行することとなり、和蘭よりは新鋭艦を派遣する等の措置に出で居る。元來蘭領印度海軍は、陸軍と異り本國海軍と一體となりて和蘭王國海軍を構成して居るもので、經費も本國に於て其の一部を負担し不可分の關係に置かれて居るものである。

艦船及兵力一九三六年末に於ける蘭印海軍所屬艦船は右の如くである。
 乙級巡洋艦 三 Java, Sumatra, De Ruijter
 驅逐艦 四 Witte de with, Buncerk, piet Haij, Evertsen.
 潛水艦 一二 A.VII, A.VIII, KIX, KX, XXI, XXII, XXIII, XXIV, XXV, XXVI, XXVII, XXVIII. △印 禁留中
 水雷敷設艦 二 Gouden Leeuw, Prins van Oranje
 水雷工作艦 一 Serlang
 掃海艇 四 "A", "B", "C", "D".
 フロチール艦 二 Flores, Soemba
 測量艦 一 Wilhelord Snelius

右の内、艦隊に編入され居るものは巡洋艦三、驅逐艦四、潛水艦六にして、他はスラバヤ鎮守府司令官の指揮下にある。尙スラバヤには工廠・兵舎・飛行場等があり、有らゆる海軍の設備は此處に集中されて居る。

次に海軍兵員數を見るに左の如くである。

年 度	歐 人		土 人		計
	士官	軍曹及 兵	軍曹及 兵	兵	
一九三〇	五五五	一三三	六	二、四三	四、四二
一九三一	五三三	一三三	六	二、四三	四、四二
一九三二	五三三	一三三	六	二、四三	四、四二
一九三三	五三三	一三三	六	二、四三	四、四二
一九三四	五三三	一三三	六	二、四三	四、四二
一九三五	五三三	一三三	六	二、四三	四、四二

軍港—現在スラバヤのみで、海軍の有らゆる機關が此處に集中されて居ることは前述の通りであるが、最近バリクパパン、タラカン及アムボンも海軍區域に編入せられ相當の防備が施されて居る。
 航空隊—本部はスラバヤのモロクレムパンガンにあり、飛行場は此處とナンチオンブリオクにあるが、常時は當地の飛行場のみが使用されて居る。
 飛行機數は一九三三年十月一日現在に於ては左表に示す如くであるが、一九三五年より整備強化に著手せられ、近き將來其の面目を一新する筈である。

機 種	機 數	現役機數
偵察機	四二	一三
飛行機	一一	四
掃海艇	一一	六

財 政

總説—歳計—專賣及官業—公債

一 總 説

蘭領印度の財政は、歐洲大戰前までは至極満足すべき状態にあつたが、大戰の勃發と同時に豫算は著しく膨脹し、歳入不足は年々増加の一途を辿り、一九一三年より世界情勢の稍安定せる一九二一年までの歳入不足額累計は實に十億六千四百萬盾の多額に達した。仍て政府は毎年連續的に公債を發行し、以て右不足額を補填すると同時に、鋭意行財政整理を斷行せる結果、世界經濟の復興と相俟つて再び堅實化せられ、一九二四年頃より相當金額の剩餘金さへ見るに至つた。

然るに、一九二九年に始まつた世界的物資過剩なる奇現象に原因する不況に禍せられ、當領經濟の中樞たる農産物は物産の輸出不振、滞貨の激増、市價の暴落により疲弊困憊其の極に達し、延いて其の存在が主として農作物産の景氣如何に懸つて居る運輸・倉庫・銀行・貿易・商業も同一の運命に陥りたる結果、關稅・所得稅・地租・會社稅等各租稅收入・官業收入共に激減を來し、未だ嘗て見ざる財政的非常時に直面するに至つた。之が對策として諸稅の引上げ、給料稅及ターボン稅を新設して歳入の増加を圖る一方俸給及恩給の引下げ、新規事業の中止等歳出の節減に大いに努めたが、所期の成績を收むるに至らず、一時財政的破綻さへ云々されるに至つた。然し乍ら、最近は各種物産市價の上騰により各種産業共逐次活況を呈し、歳入も漸次増加しつゝあり現在に於ては前途は稍樂觀されつゝある。

經 常 部

經 常 部 歳 出 入 表

蘭領印度……財政

二 歳 計

次に一九二九年以後の歳出入額を觀るに左の如くである。

年 度	經 常 部		臨 時 部		總 額		差 引
	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	
一九二九	八三、五五八	八四、九〇四	七、〇〇五	七、六二五	九〇、五八三	九二、五二九	二、九四六
一九三〇	八三、五三六	七〇、三九三	六、九一三	八、九三〇	九〇、四五三	七九、三二三	一一、二三〇
一九三一	七六、二二五	六四、三六六	三〇、七七七	一七、六四〇	七六、四〇三	六三、〇〇六	一三、三九七
一九三二	六〇、六六九	四六、五六一	二四、一三一	一五、五五九	五五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
一九三三	五五、三二五	四四、七九六	二七、八二六	一五、九六〇	五五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
一九三四	四八、八〇〇	四六、三二一	一九、五三三	一〇、八四三	四〇、八四三	三六、四七八	四、三六五
一九三五	四六、四四二	四九、五二四	一四、七〇一	三、六二〇	四七、八二二	四七、八二二	〇
一九三六	四三、六三三	四〇、〇〇〇	二九、一一三	三、一一三	四三、七四六	四三、一一三	〇
一九三七	四七、八八五	四四、九八七	三六、二二六	四、七七一	四七、〇〇三	四七、〇〇三	〇

(註) 一九二九—一九三四年までは決算、一九三五年は暫定決算、一九三六年は決算見込、一九三七年及一九三八年は豫算。

以上の如くであり、一般會計に於ては一九二三年より一九二九年までは剩餘を見せて居たが、翌年より今日までは引續き不足を示し總額に於ては一九二八年より不足を示して居る。經常部歳出入及本歳入の大宗たる租稅收入を費目別に示せば左の如くである。

單位 千盾 出所 蘭印統計年報

歳出(1)	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五(暫定)	一九三六(見込)	一九三七(豫算)
一、經常支出	6,100,000	6,417,400	6,645,600	6,017,600	5,211,900	4,671,400	4,547,400	4,312,100	4,304,000	5,547,000
二、事業法に對する官業の損失支出	1,400,000	1,709,000	1,567,000	1,300,000	647,500	500,000	400,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三、官業法による官業の損失支出	6,400,000	8,126,400	8,112,600	7,317,600	5,859,400	5,171,400	4,947,400	5,312,100	5,304,000	6,547,000
計	14,900,000	16,252,800	16,325,200	14,635,200	11,518,800	10,342,800	9,894,800	10,624,200	10,608,000	13,094,000
四、經常支出に對する直接収入	11,000,000	11,621,100	11,842,200	11,000,000	10,269,600	8,891,200	8,613,000	8,624,300	8,700,000	9,991,000
五、事業法の適用される官業収入	3,000,000	3,266,700	3,283,400	3,250,000	2,926,100	2,671,200	2,527,600	2,500,000	2,500,000	2,500,000
六、關係事業利益分配金(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七、租稅收入	5,900,000	6,333,000	6,200,000	6,300,000	5,900,000	5,000,000	4,800,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
八、其他收入	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
計	14,900,000	16,252,800	16,325,200	14,635,200	11,518,800	10,342,800	9,894,800	10,624,200	10,608,000	13,094,000
差引不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	14,900,000	16,252,800	16,325,200	14,635,200	11,518,800	10,342,800	9,894,800	10,624,200	10,608,000	13,094,000

費目別租稅收入高表

(註) (1) 繰出 (2) (5) + (11) + (12) + (13) (3) 官業法による官業

單位千盾 出所：關領印度統計年報

不家動産稅	モ屋動産稅	印紙稅	名義替稅	相殺稅	屠種稅	特種稅	地租及土地稅	輸出入稅	農産物輸出稅	統制稅	消費稅	其他の關稅消費稅局收入	租借料・免許稅	公賣稅	計
5,400,000	1,000,000	1,300,000	2,200,000	4,000,000	7,000,000	1,000,000	3,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	11,000,000
5,400,000	1,000,000	1,300,000	2,200,000	4,000,000	7,000,000	1,000,000	3,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	11,000,000

臨時部歳出入額表

單位千盾 出所：關領印度統計年報

歳出	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五(暫定)	一九三六(見込)	一九三七(豫算)
一、對官業資本支出	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000
二、其他の資本支出	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000
三、其他の支出	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000
計	3,200,000	3,500,000	3,800,000	4,100,000	4,400,000	4,700,000	5,000,000	5,300,000	5,600,000

關領印度...財政

歳入	四、歳出の部第一第二に對する直接收入	四、九〇〇	五、利益積立金	九、九〇〇	六、官業の銷却金	三、三〇〇	七、其他の收入	七、七〇〇	計	一、九〇〇	差引	不足	一、九〇〇
----	--------------------	-------	---------	-------	----------	-------	---------	-------	---	-------	----	----	-------

(註) 第六項は臨時費の負擔となつて居る公債償還分擔金を差引せるもの。

三 專賣及官業

專賣及官業關係の諸勘定は左の如くである。

專賣及官業收支高表

事業別	年度	總收入		總支出		利益	損	純益	超過高
		總收入	總支出	總收入	總支出				
官督實業	一九三六	1,074,911	1,074,911	1,074,911	1,074,911	0	0	0	0
阿片工場	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
阿片及鹽專賣	一九三六	1,074,911	1,074,911	1,074,911	1,074,911	0	0	0	0

規那及茶業	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
護謨業	一九三六	1,074,911	1,074,911	1,074,911	1,074,911	0	0	0	0
林業	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
石炭業	一九三六	1,074,911	1,074,911	1,074,911	1,074,911	0	0	0	0

印刷局

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

港灣事業(1)

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

港灣事業(2)

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

浚渫事業

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

電氣事業

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

郵便電信

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

鐵道軌道及自動車業

一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0	0
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---

各部經常支出高表

中央政廳及各部	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
司法	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
財政	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
國務	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
教育宗教	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
衛生	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
交通土木	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
陸軍	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0
海軍	一九三六	1,171,717	1,171,717	1,171,717	1,171,717	0	0	0	0

四 公債

蘭領印度の國債は、歐洲大戰當時の膨脹豫算不足額補填の爲大戰中及戰後連續的に發行せられ、一九二八年頃までは漸減の趨勢になつたが、不況以來再び増加の一途を辿り今日に至つて居る。同一九二八年以後の各年國債現在高を見るに左の如くである。

蘭領印度...財政

國債現在高表

單位：千盾 出所：蘭印統計年報

年次	流動負債	固定國債	計
一九三三年	1,010,000	1,000,000	2,010,000
一九三二年	1,010,000	1,000,000	2,010,000
一九三一年	1,010,000	1,000,000	2,010,000
一九三〇年	1,010,000	1,000,000	2,010,000

固定國債一覽表

順次	借款名	期限	利率	額面	一九三六年迄の償還高	一九三六年末現在高	一九三七年年度償還高	一九三七年末現在高	一九三七年年度支拂利子
一	八三〇	—	—	830,000	—	—	—	—	—
二	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
三	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
四	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
五	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
六	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
七	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
八	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
九	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
十	三〇〇	—	—	300,000	—	—	—	—	—
計	三,000	—	—	3,000,000	—	—	—	—	—

(註) ①手数料及其他諸費を差引くも發行費用は差引かず ②和蘭借款の償還高は分六〇、九〇〇、〇〇〇盾の分 ③一九三三年に發行せる一九二二年C及一九三三年B借款 ④一九三三年和蘭四九分利公債の償還高 ⑤一九二二年D、一九二二年A、一九二二年B、C及一九三三年Cの公債の償還 ⑥一九一五年、一九一六年、一九一七年、一九二三年A、一九二六年A、B、一九二九年及一九三二年當償公債の償還 ⑦一九二三年C公債の償還及一部分は流動負債償還用。

一一五八

尙固定國債の内譯は左の如くである。

單位：千盾 出所：蘭印統計年報

一九三三年	2,151,357	1,131,011	1,131,011
一九三二年	1,935,000	1,359,199	1,359,199
一九三一年	1,317,125	1,357,784	1,357,784
一九三〇年	1,300,000	1,311,313	1,311,313
一九二九年	1,300,000	1,311,313	1,311,313

(註) ①本金額中には一九二三年借款A及一九二三年B、Cの償還高壹萬一〇、五七四、〇〇〇盾を含む ②見積

税制

關稅：所得稅、給料稅、財產稅、會社稅、家屋助産稅、不動産稅、其他諸稅、(附)關稅定率表

一 關稅

蘭領印度は、自由貿易を國是とせる農産原料輸出にして、工業品は殆ど總て之を外國に仰ぐ關係上、門戸開放主義を傳統的政策となし、從價稅を主とせる輸出入稅は財政收入を目的とし、本國に對しても何等特惠的制度を設けることなく、各國に對し均一平等の課稅を爲し、稅率は從價一〇%、一〇%及六%の低率を永く持續したるが、一九三一年以來財政收入激減補填の一策として一〇%の輸入稅附加稅を設定し漸次之を五〇%に引上げ、又一九三四年一月奢侈品の輸入稅を最高二〇%に高めたる外其他各種外國工業品の殆ど全部に互り増稅を行ひ、以て關稅增收と併せて國內産業の保護を企圖せるが、附加稅實施後の輸入稅最高從價稅率は左の如くである。

輸入稅率	附加稅率	計
一九三〇年迄	—	一〇%
一九三一年一月一日以降	—	一〇%
一九三二年一月一日同	—	一〇%
一九三二年六月一日同	—	一〇%
一九三四年一月十日同	—	一〇%

尙印度關稅定率法は、一九三四年一月(蘭印官報第一號)改訂以來最近に至るまで數次の改訂を見たるが、就中注意に値するは一九三四年七月二日官報第四八五號を以て公布せる同法第三條第二項「總督は左の物品に對し輸入稅の免除又は拂戻の特典を與ふることを得」—中左記C(註)を新たに追加したることにして、之は近年盛んに提唱されつゝある當領の工業化問題に對して根本的に關稅政策に依り之を達成せんとする政府の努力を明白に物語るものである。

蘭領印度...税制

(註) (C) 新しき完成品の製造を目的とする新工業の設置又は既存工業の新部門の設置の爲に用ふる機械・器具・工具に總督の定むべき二年以下の期間に右の工業又は部門に於て加工する原料、但し稅の免除又は拂戻は總督が蘭領印度の經濟上の利益に必要と見料する場合に限る。

因に關稅定率法第三條第一項に於ては、化學藥品、染料及其他の品種にして工場及其他の營業に於て工程上の補助品として必要なるもの並に販賣用生産物製造に必要な粗礦物に對しては輸入稅を免除し得ることを規定し、第二項に於ては前記(C)の外(a)政府用として又政府の勸定を以て輸入する物品(b)學術上の目的を以て輸入せらるるもの若しくは國際關係より輸入することを希望せらるるものに對しては、總督は免稅又は輸入稅拂戻の特典を與ふることを得る旨を規定して居る。

輸入稅率—元來蘭領印度關稅定率法は財政收入を目的とし、一八七二年同法制定以來幾多の修正増補を爲し、一九二一年、一九二四年及一九二七年に於て各全部を更改し、一九三一年現在に於て輸出稅は僅かコブラ外數品に對し之を課するに過ぎず、定率法の主體たる輸入稅は稅表の組織甚だ簡單にして稅番號百十二の小數に止まり、從價稅を主とし稅率は一〇%、一〇%及六%の三種を出でざりしが、一九三四年一月施行の輸入稅全般に互る根本的改正に於て劃期的變革を見るに至つた。右改正は依然從價主義を採り、據置の附加稅五〇%を加算し、舊稅率の一八%、一五%、九%及七・五%の四種なりしに反し改正稅率は三〇%、一八%、一五%、九%及七・五%の五種となり、最高三〇%及之に次ぐ一八%の二稅率數を合せたるものは稅率總數の七三%を占め、奢侈品輸入稅引上の名の下に奢侈品の輸入稅を從價二〇%(附加稅を加算すれば三〇%)に、奢侈品製造原料を一二%(同上)一八%に高めたる外輸入消費品の全部及蘭領印度に於ける社會生活上相當重要な地位を占むる各種外國工業品輸入稅の殆ど全般に互り之を引上げ、以て當領の引續きたる財政收入の缺減を補填し、兼ねて近年に於ける輸入貿易の趨勢に鑑み國內産業の保護を企圖せるものである。

改正輸入稅率表は、舊稅率表に比すれば頗る浩濶なるものにして、二十一類八十一節に分たれ、稅番數九百四十三品目千四百十六の多數に上り、内從

一一五九

b. 課税の客體 領内に居住する者又は設立されたる會社の所有する金銀價値を有する總ての物件、果實取得權、現在の終身年金權並に民法の制限外にあるものをも含む占有權、使用權、享益權等の純資産。領外居住者及領外に設立されたる會社が、蘭領印度内に所有する不動産物件、領内に存在する不動産に抵當權を設定したる債權。領内に於て營まるる事業及職業に對する出資金、蘭領印度内に於て遂行する、營業及職業に附隨する既述外の財産。蘭領印度内に於て營まるる事業及職業の利益配當を受くる權利等の純資産。

c. 稅額 純財産一萬五千盾以下なる時は之を課せず。二萬五千盾以上十萬五千盾以下なる時は、純財産二萬四千盾を超過する毎千盾に付二盾五〇仙、十萬五千盾以上は毎千盾に付二盾。

五 會社稅 (Vennootschapsbelasting)

a. 納稅義務者 蘭領印度に設立されたる各種會社、蘭領印度外に設立されたる會社及組合。

b. 課税の客體 蘭領印度に設立されたる會社及組合の利益及蘭領印度外に設立されたる會社及組合の蘭領印度領内に營む事業よりの利益及領内に存在する不動産並に斯かる物件に對し抵當權を設定したる債權より生ずる利益。

c. 稅額 純收益毎百盾に付一〇盾附加稅一〇〇%

六 家屋動産稅 (Personenle belasting)

a. 納稅義務者 家長

b. 課税の客體 附屬建築物及屋敷をも含む家屋の賃借價額、馬匹數、種類別自轉車數、種類別馬車數

c. 稅額 家賃年額の五%。家具價額の二%。馬二頭以上ならざる場合は、各頭に對し六盾、然らざる場合は最初の二頭に對し各頭六盾、第三頭八盾、第四頭一〇盾、第五頭一二盾、第六頭一五盾、以下各頭二〇盾。一人乗自轉車一臺當り三盾、二人乗又は夫以上のもの一臺當り六盾、自動自轉車一臺當り三盾。

場合又は當然同一期間に課税さるべき關係上一括して課税するを要する場合は一箇當り一四盾の割を以て算定する土地の不動産價額のみを以て之を定む。

三、建物及其の附屬物以外の不動産の不動産價額は左の如く定められる。

① 五陌以上の面積を有する貸地の不動産價額は、年借地料の十倍。

② 生産中の土地の不動産價額は、一陌當り一四盾以下なることを得ず。永租借地及米以外の世界市場向の果實を栽培する私有地は、課税さるべき年収入の七倍、其他の生産中の土地は課税さるべき年収入の十倍。斯かるものにして賃貸又は租賃されたる場合は賃借料又は租借料の十倍。

③ 植付済なるも未だ生産せざる土地は一陌當り五六盾。

④ 牧場としてのみ使用さるる土地は一陌當り二八盾。

⑤ 荒蕪地は爪哇及マゾラ一陌當り七盾、其他は一盾四〇仙。

⑥ 廢止されたる栽培地及上記外の土地は十四盾。

⑦ より之に至るもの、賃貸又は租賃されたる場合は、賃借料及租借料の十倍。

前記の所掲の課税さるべき収入とは、課税さるべき土地が、尠くも十二箇月間引續き且つ多年性作物と他の作物との耕替を爲すこと無く生産せる生産高の最近五箇年の平均純所得を云ふのであつて、若し作物の性質上農園の一部分のみが使用される時は、生産區域の収入を以て全農園の収入と見做さる。又不動産價額を一括して確定し、課税さるべき年収入を二年以上に亘りて算出することを要する多種の生産品を生産しつゝある土地の不動産價額の算定に際しては其の性質に従ひ之の所掲の土地に屬するものとして算定される。

不動産價額及負擔すべき年稅額の決定は、一九二八年一月一日より毎五年に一回行はれる。

八 其他諸稅

蘭領印度……稅制

リ一八盾。馬車は二輪車最初の二臺は八盾、第二臺一〇盾、以下各臺に付一四盾。四輪車最初の二臺一六盾、第二臺二四盾以下各一臺に付三二盾

七 不動産稅 (Verpanding)

a. 納稅義務者 ① 果實使用の物件又は使用權若しくは居住權を有する者。② 永租借權及地上權所有者。③ 一八一一年九月十八日乃至一八一六年八月十九日の期間中英國政府の處分により與へられたる名義により所有さるる不動産に對し權利を有する者。④ 上記外の一切の場合に於ける所有者。⑤ 課税義務に納稅義務者として記載され居る者の死亡したる場合臺帳の變更が行はれざる時は、之を認むると否とに拘らず遺產相續人の全部。

b. 課税の客體 ① 一般條令に據り、所有權又は其他の物件證書の作成されたる不動産。② 所有權又は其他の物權證明書作成され居らざるも、一八一一年九月十八日より一八一六年八月十九日までの期間中英國政府の處分により與へられたる名義により所有さるる不動産。

c. 稅額 前項の所掲の不動産價額の3/4%。① 所掲のものに對しては一%。不動産價額は左の如く算出される。

一、建築物及其附屬物の不動産價額は、賃貸價額の十倍とし、賃貸價額は普通の狀態の下に於ける家賃に賃借人の負擔すべきものなるも、夫に關する契約無き賃貸人の負擔となるべき金額に換算したる負擔を加へたるものを云ふ。家賃不明なる時は、家賃は近隣の家賃の判明せる建物と比較して評價す。

賃貸されず、前項により賃借價額を評價し得ざる建築物及其の附屬物の不動産價額は年使用價額の十倍とし、年使用價額は建物及土地の獲得に要したる費用の六%とするも、土地所有者の負擔せる年借地料及賠償金を含まず。

二、土地に納稅義務の存する農園の管理者又は使用人の居住に當てらるる建築物及其の附屬物、斯かる農園の生産品の採取、調製、製造又は加工用に當てらるる建築物及其の附屬物の不動産價額は、前項の規定を適用せず、該農園附屬の他の課税さるべき土地と一括して課税するを要する

相續稅 (Successie recht)

a. 相續人直系卑族及子女ある場合夫婦の一方なる時 一・五

b. 同 尊族同 四・五

c. 同 子女無き夫婦の一方なる場合 六・〇

d. 兄弟より兄弟への場合 六・〇

e. 相續人四等親迄の傍系血族なる場合 九・〇

遺産稅 (Recht van overgang) — 直系相續の場合三%、其他の場合八%
 名義遺産稅 (Recht van overschrijving) — 所有權の移轉を目的とする總ての契約に對し賦課し又登録行為、船舶の譲渡及不動産の移轉をも含む。稅額は普通不動産價額の五%である。

租借料 (Canon 又は Pachsom) — 爪哇及マゾラの永租借地に對して賦課せられ、稅額は爪哇及マゾラ一五盾、外領五〇仙一盾にして第六年目より徴收せらる。外領のサルタン領に於ては最小限一陌に當り一盾である。

消費稅 (Aasjinen) — 煙草、石油、ペンチン、酒精、砂糖、麥酒及燐寸等に課せられ、稅額は左の如くである。

煙草 葉卷煙草二%、葉卷二〇%、シガレット三〇%、刺煙草三〇%
 石油 百立當り三盾五〇仙
 石 油 百立當り一三盾
 ベンチン 百立當り一三盾
 麥 酒 百立當り七盾五〇仙(本稅五盾、附加稅五〇%)
 砂 糖 百盾當り二盾
 燐 寸 一グロス(一箱七九本入のもの)二盾一〇仙
 酒 精 強度五〇%のもの百立當り一五〇盾

土人地租 (Inlandsch Landrente) — 爪哇及マゾラに於ては乾田・養魚池最小限一バウ當り二五仙、水田一バウ當りの收穫より一〇擔を差引きたる残りを價額に見積りたる金額の八一二〇%、但し村有地、開拓後三年を経ざる米田は免除せられる。外領に於ては物權の認められ居る土人耕地にして不動産稅を課せられざるものに對し一バウ當り最小限二盾を課す。

土人不動産稅 (Inlandsch Verpanding) — 所有權の認められたる土人の土

天體圖)並に筆寫せる又はタイプライターを以て打ちたる原稿及點字本。以上は書籍、假綴本又は定期刊行物のものにして装釘の有無に拘らざるも表紙又は表題紙ある時は是等を除き一連にして四頁以上より成るもの。廣告の爲の附録印刷物及右に附屬し同時に輸入せられたる活版印刷物、平版印刷物、カード、製録、見本、市街圖、附録其他の文書にして本文の前、中、後に挿入せられ又は綴込まずして別箇の部分となすことと拘らず本文に添加せられたるもの。並に樂譜(音符の記入せられ又は印刷せられたる譜本)を含む。

一、全部又は一部貴金屬を以て装釘したる書籍又は貴金屬の接合を有する書籍並に寶石、半寶石、眞珠又は是等の模造品を以て裝飾を施せる書籍及箱函に入れる書籍にして其中に別に課税せらるゝ又は其以上の物件の存するもの。

二、本號に屬する其他のもの。
a 繪本(兒童が繪を塗りて遊ぶもの及色紙を貼りて遊ぶもの)及其他類似の兒童の玩具の性質を有する書籍及所謂魔術書(但しお伽話等の本を除く)。
b 其他のもの。

第一類 纖維原料及纖維製品
第四節 絹絲、絹絲層、屑紡絹絲
及人造絹絲、金屬紡絹絲

三四四 絹絲(繭より解舒したる所謂生絲及層絹又は其の精製品又は再生繭より製造したる絲を含む)及摺及精練又は(及)染色の有無に拘らず。人造絹絲、粗なるもの(人造馬毛、クリノール、ダリノイド)帶狀又はリボン狀のものを含む。摺又は(及)染色の有無に拘らず)並に人絹層、再生人絹より製造したる絲。以上は前掲諸纖維の混合又は他纖維(綿、毛)との混合に依り造りたる絲

Table with 2 columns: Category (e.g., 同, 同) and Tax Rate (e.g., 二〇%, 無税).

三四五 繪刺繡用絹絲(ルセット)、共に箱中に包装され居る場合は夫に附屬する刺繡道具を含む。別號に掲げざる全部又は一部絹又は人絹より製したる織物及其他の製品。

類を含む
一、小賣の爲に仕上げられたるもの
二、小賣の爲に仕上げたるに非ざるもの
a 織絲、全く人絹又は人絹綿混合品より造り染色せざるもの
b 其他のもの
一、カーテン、敷物、掛布、被覆及衣服用品及其他各種物品
二、組紐及リボン、織りたるもの又は編みたるもの
三、レース、刺繡布、縫活布、花綵、刺繡又は其他の方法にて裝飾を施したる縁布、婦人服飾、襪布、總、打紐、張布、細綿、縁飾、飾レース、裝飾、絹羅紗紐及類似の添飾、仕上又は裝飾に用ふる製品、カーテン、絞紐を含む
四、即時に室内、車輛又は家具の内張裝飾に用ひ得ると否に拘らず各種の一定の寸法に切斷せられたる品にして床敷、絨緞、掛布及其他床及脚臺被覆、カーテン、カーテン絞布、垂飾、祭壇飾布、壁掛布(ゴブラン織の如き)、懸物、巻物、衣桁覆、長椅子掛布、卓子掛布、ピアノ掛布、椅子掛布等。盆皿、洗指皿、手水臺の掛布及類似のもの、刺繡模様圖書、パチツク又は其他の方法にて仕上げたる長椅子クッション、茶温器、丹册及類似のもの、小布切
五、サロン、カインバンチヤン、スレンドン、頭巾、肩掛、祈禱掛布、其他類似の掛布、即時使用に供せらるゝと否に拘らず
六、レース細工及刺繡細工にして前各項に含まれざるもの

Table with 2 columns: Category (e.g., 同, 同) and Tax Rate (e.g., 二〇%, 無税).

三五二

七、其他本號に屬するもの
第四節 羊毛、馬毛其他の動物毛
羊毛其他第三四九號に掲げたる原料(註)羊毛、馬毛其他の動物毛(製の絲(是等の相互の混合又は他種纖維の混合)に依ると否に拘らず、但し絹絲及人絹を除く)
一、織絲
二、其他のもの
別號に掲げざる羊毛及第三四九號に掲ぐる其他の原料製の織物及其他の製品、是等相互の交織又は他種纖維との交織を含む。但し絹絲及人絹を除く。
一、絹布及絹布様織物、天鵝絨、ブラツシユ及此等類似品、以上は紋織其他の方法にて裝飾を施したるものを含む。並にレース及生地レース、レース細工又はレースを用ひて造れる生地物
二、其他のもの
a カーテン布、被覆布、敷物及掛布(撞球臺布を含む)並に被覆布及縁飾布。以上には各種の別號に掲げざる紋織のもの、飾附のもの、縞織のもの、又は其他二色又は多色の彩色を施したるものを含む
b 其他のもの
三、リボン、織りたるもの又は編みたるもの
四、レース、刺繡布、箔織布、花綵、刺繡其他の方法にて裝飾を施せる縁布、襪布、婦人服飾、打紐、張布、細綿、飾レース、飾紐、絹羅紗紐及類似の添飾、仕上又は上飾に用ふる製品、カーテンの絞紐
五、室内、車輛及家具内張の裝飾に直に用ひ得ると否に拘らず各種の一定の寸法に切斷したる製品にして床敷、絨緞掛布及其他の床及脚臺被覆、カーテン、ゴブラン織の如きもの(懸物、巻物、衣桁覆、長椅子掛布、

Table with 2 columns: Category (e.g., 同, 同) and Tax Rate (e.g., 二〇%, 二五%, 一二%).

三五三 綿

一、原綿、練綿、カール、コムセせる綿、晒綿並に屑綿
二、其他のもの
一、綿絲、コップ巻、コイン巻、スプール巻、又は類似の仕上のなされたるもの又は糊付されたる又は然らざる經絲
c 染色せざるもの
d 其他のもの
二、其他の綿
一、左記の一又は其以上に該當するもの
a 絹布及絹布様織物、紋様を施し其他の方法にて裝飾を施したるもの(引幕等)を含む。但し普通紋張地を除く

Table with 2 columns: Category (e.g., 同, 同) and Tax Rate (e.g., 無税, 六%, 二〇%).

蘭領印度...税制

三五五

三五五 綿
一、原綿、練綿、カール、コムセせる綿、晒綿並に屑綿
二、其他のもの
一、綿絲、コップ巻、コイン巻、スプール巻、又は類似の仕上のなされたるもの又は糊付されたる又は然らざる經絲
c 染色せざるもの
d 其他のもの
二、其他の綿
一、左記の一又は其以上に該當するもの
a 絹布及絹布様織物、紋様を施し其他の方法にて裝飾を施したるもの(引幕等)を含む。但し普通紋張地を除く

Table with 2 columns: Category (e.g., 同, 同) and Tax Rate (e.g., 二〇%, 二五%, 一二%).

三五六

三五六 綿
一、原綿、練綿、カール、コムセせる綿、晒綿並に屑綿
二、其他のもの
一、綿絲、コップ巻、コイン巻、スプール巻、又は類似の仕上のなされたるもの又は糊付されたる又は然らざる經絲
c 染色せざるもの
d 其他のもの
二、其他の綿
一、左記の一又は其以上に該當するもの
a 絹布及絹布様織物、紋様を施し其他の方法にて裝飾を施したるもの(引幕等)を含む。但し普通紋張地を除く

Table with 2 columns: Category (e.g., 同, 同) and Tax Rate (e.g., 二〇%, 二五%, 一二%).

關領印度...稅制

三九七 別號に掲げざる下着類及其の部分品
 一、胸衣、袴下、普通シャツ及以上のもの
 コンビネーションにして従價二〇%以上の輸入税の賦課せられたる綿布のみを以て製作したるものにして裝飾を施さざるもの
 二、其他の上シャツ、剃皮用シャツ等
 食卓用布、炊事用布、寝臺用布及化粧用布(食卓用敷布、ナプキン、指拭布、裏所用布、雑布、茶布、寝臺敷布、クッション掛布、手拭、洗濯用布、洗濯手袋等)並にハンカチ及襪類
 一、未製品の状態に於て従價二〇%の輸入税の賦課さるる物品(一定の寸法に織りたる食卓用品並にレース又は其他二〇%の輸入税の賦課さるる製品を以て全部又は一部製造せらるる物品、總を附けたる各種の本號に掲ぐる物品を含む)各種の美麗なる包装をなせるハンカチーフ、各種の本號に屬する物品を用ひて製作せる食卓飾、寝臺飾等の如き添飾物
 二、其他本號に屬する物品
 a. 各種の裝飾を施せるもの例へば刺繡、花綵、透細工、應用細工又は縁布、襪を施したるもの
 b. 其他のもの
 特例—美麗なる包装をなせるハンカチーフとは小賣の爲六枚以下の包装をなせるハンカチーフを謂ふ

四〇一 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇二 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇三 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇四 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇五 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇六 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇七 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇八 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

三九二 莫大小生地及其他の反物。一定の寸法に裁斷して製造したるものを含まず又二枚以上に裁斷せられたるもの亦同じ
 一、綿製肌着品生地、未晒のもの、晒したるもの、又刺繡又は其他の方法に依り裝飾を施さざるもの
 二、其他本號に屬するもの
 三、綿製及短靴足袋
 一、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 二、其他のもの
 三、其他のものを
 四、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 五、其他のもの
 六、其他のものを
 七、其他のものを
 八、其他のものを
 九、其他のものを

三九三 長靴、足袋及短靴足袋
 一、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 二、其他のもの
 三、其他のものを

三九四 胸衣、袴下、襪衣及以上のコンビネーション
 一、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 二、其他のもの
 三、其他のものを

三九五 別號に掲げざる莫大小製品、手袋、半手袋、肩掛、プルフアツツ、襟掛布、襟巻、外套頭巾、胸衣、ブルース、ベツチコート、婦人用一般服、外套、浴衣、水泳着、ボレロ、セーター、ジャズパー、運動シャツ、子供服、襟飾、無縁帽、頭布、卓子其他家具覆、ランパ笠、クツシヨシ及クツシヨシ覆、巾着等
 第五二節 上衣、下着及各種既製品
 別號に掲げざる上衣類其の部分品及附屬品
 一、従價二〇%以上の輸入税の課せらるるもののみを以て製造し裝飾の施されざる男子用上衣及袴(褌衣を含まず)

三九六 別號に掲げざる革製又は毛附皮製の靴、底の組織の如何に拘らず
 別號に掲げざる護謄靴、布帛の裏打あるものを含む
 第五五節 帽子類
 一、竹帽、硬き無蓋のものにして野外労働に於て一般に用ゆるもの
 二、其他のもの
 三、無縁帽、水兵帽、バレット(莫大小製品以外のもの)、制帽、兜及類似の頭を覆ふもの、自動車用、飛行家用、潜水用、浴用帽、庭球用日除、庭球用毛髮網、鉢巻及類似のものを含む
 一、潜水用兜及消防用兜
 二、其他本號に屬するもの
 第五七節 日傘、雨傘及洋杖
 第五八節 日傘(又所謂ビーチパラソルを含む)、小日傘、晴雨兼用傘並に洋杖兼用のもの
 一、雨傘、日傘(ビーチパラソルを除く)並に小日傘及晴雨兼用傘。以上は簡單なる竹柄を有し紙張のものにして繪畫又は紋模様、裝飾又は縁飾を有せざるもの
 二、其他本號に屬するもの
 第一三類 石材及其他の礦物製品、陶磁器、硝子及同製品
 第五八節 石材其他の礦物製品

一二七二

關領印度...稅制

三九七 別號に掲げざる下着類及其の部分品
 一、胸衣、袴下、普通シャツ及以上のもの
 コンビネーションにして従價二〇%以上の輸入税の賦課せられたる綿布のみを以て製作したるものにして裝飾を施さざるもの
 二、其他の上シャツ、剃皮用シャツ等
 食卓用布、炊事用布、寝臺用布及化粧用布(食卓用敷布、ナプキン、指拭布、裏所用布、雑布、茶布、寝臺敷布、クッション掛布、手拭、洗濯用布、洗濯手袋等)並にハンカチ及襪類
 一、未製品の状態に於て従價二〇%の輸入税の賦課さるる物品(一定の寸法に織りたる食卓用品並にレース又は其他二〇%の輸入税の賦課さるる製品を以て全部又は一部製造せらるる物品、總を附けたる各種の本號に掲ぐる物品を含む)各種の美麗なる包装をなせるハンカチーフ、各種の本號に屬する物品を用ひて製作せる食卓飾、寝臺飾等の如き添飾物
 二、其他本號に屬する物品
 a. 各種の裝飾を施せるもの例へば刺繡、花綵、透細工、應用細工又は縁布、襪を施したるもの
 b. 其他のもの
 特例—美麗なる包装をなせるハンカチーフとは小賣の爲六枚以下の包装をなせるハンカチーフを謂ふ

四〇一 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇二 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇三 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇四 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇五 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇六 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇七 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

四〇八 浴場敷布及浴場裝飾品
 一、綿織物、掛具類
 二、綿織物、掛具類、従價二〇%以上の輸入税の賦課せらるるメリボンを用ひて縁取らざるもの
 三、メリボン様の綿掛具、所謂軍隊毛布、馬用毛布
 四、其他の本號に屬するもの

三九二 莫大小生地及其他の反物。一定の寸法に裁斷して製造したるものを含まず又二枚以上に裁斷せられたるもの亦同じ
 一、綿製肌着品生地、未晒のもの、晒したるもの、又刺繡又は其他の方法に依り裝飾を施さざるもの
 二、其他本號に屬するもの
 三、綿製及短靴足袋
 一、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 二、其他のもの
 三、其他のものを
 四、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 五、其他のもの
 六、其他のものを
 七、其他のものを
 八、其他のものを
 九、其他のものを

三九三 長靴、足袋及短靴足袋
 一、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 二、其他のもの
 三、其他のものを

三九四 胸衣、袴下、襪衣及以上のコンビネーション
 一、綿製單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの
 二、其他のもの
 三、其他のものを

三九五 別號に掲げざる莫大小製品、手袋、半手袋、肩掛、プルフアツツ、襟掛布、襟巻、外套頭巾、胸衣、ブルース、ベツチコート、婦人用一般服、外套、浴衣、水泳着、ボレロ、セーター、ジャズパー、運動シャツ、子供服、襟飾、無縁帽、頭布、卓子其他家具覆、ランパ笠、クツシヨシ及クツシヨシ覆、巾着等
 第五二節 上衣、下着及各種既製品
 別號に掲げざる上衣類其の部分品及附屬品
 一、従價二〇%以上の輸入税の課せらるるもののみを以て製造し裝飾の施されざる男子用上衣及袴(褌衣を含まず)

三九六 別號に掲げざる革製又は毛附皮製の靴、底の組織の如何に拘らず
 別號に掲げざる護謄靴、布帛の裏打あるものを含む
 第五五節 帽子類
 一、竹帽、硬き無蓋のものにして野外労働に於て一般に用ゆるもの
 二、其他のもの
 三、無縁帽、水兵帽、バレット(莫大小製品以外のもの)、制帽、兜及類似の頭を覆ふもの、自動車用、飛行家用、潜水用、浴用帽、庭球用日除、庭球用毛髮網、鉢巻及類似のものを含む
 一、潜水用兜及消防用兜
 二、其他本號に屬するもの
 第五七節 日傘、雨傘及洋杖
 第五八節 日傘(又所謂ビーチパラソルを含む)、小日傘、晴雨兼用傘並に洋杖兼用のもの
 一、雨傘、日傘(ビーチパラソルを除く)並に小日傘及晴雨兼用傘。以上は簡單なる竹柄を有し紙張のものにして繪畫又は紋模様、裝飾又は縁飾を有せざるもの
 二、其他本號に屬するもの
 第一三類 石材及其他の礦物製品、陶磁器、硝子及同製品
 第五八節 石材其他の礦物製品

一二七三

五五二

入口の鐘錶、鍍金、管鐘及類似のもの
別號に掲げざる釘及針金釘
一、其仕上に依り家具、車輛、馬具、靴、靴及類似のもの又は敷物、鏡又は繪畫の固定に用ふるものにして陶磁器、硝子又は銅製の釘頭を有し又は裝飾を施し又はニツケル、青銅、銅の鍍金をなし又は銅又はアルミニウムを貼附けたる釘頭を有するもの等
二、其他のもの(附屬釘を含む)、第五三四號に依り課税せられざるもの
特別一節 割釘、割ピン、波形鐵釘は本號に該當せず

從價

一二%
一二%
六%

五九四

煮物及フライ用釜、鍋 Braatvat 長方形にして一角に流し口の附きたるもの、ソース鍋、湯罐、乳沸器、パン焼器、珈琲濾過器、濾器、糊狀杓子、肉豆蔻罐、玉子割、シトロソン壓搾器及類似の食品調理の爲に臺所に於て用ふる鐵製品。以上は他の項に掲げ又は含まれざるもの。木又は其他の普通の材料を併用せるものを含まざりて防蟻用下敷皿其他

同

一二%

六〇〇

銅線(銅鍍金屬線を含む)並に纜索及類似の紐狀製品にして別號に掲げざるもの
一、電線用のもの
二、其他のもの
特別一節 銅鍍金屬線とは銅の被覆の施されたる銅又は銅の合金にあらずる卑金屬の線を謂ふ
第七一節 刃物製品、他の稅番に含まれざる各種の卑金屬製品

同同

六%
一二%

六七二

刃物類
一、屠殺用刀、鞣皮用刀(下略)
二、臺所用メスにして馬鈴薯用小刀(下略)
三、食卓用メス、デザート用メス、パン用メス、懐中小刀、獵小刀、剃刀(下略)

同同

六%
一二%

六八七

洋燈、提燈其他照明明具、以上のもの、外装、臺骨、裝飾、部分品及附屬品。金屬以外のもの例へば硝子製品と接合する場合を含む。別號に掲げざるもの
一、洋燈の花蓋、燈架類、一箇以上の光點を有する天井用又は壁用洋燈、蠟燭立(多指のもの及其他のもの)、(中略)フアンタジ形洋燈、門燈及提燈及類似の贅澤なる照明明具(中略)並に本號に屬すること明らかなる上掲各種の照明明具の部分品又は附屬品
二、瓦斯又は電氣照明にあらずる洋燈、提燈等。第一項に該當せざる洋燈等の外装、臺骨、裝飾、部分品及附屬品にして一般に瓦斯又は電氣照明以外の洋燈、提燈等に用ひらるるもの
三、其他の本號に屬するもの
a 金屬製品が仕上なき鐵又は鍍料、漆、假漆、エナメル、錫、鉛又は亜鉛を以てする以外に仕上のなき鐵より成るもの
b 其他のもの

從價

一二%

七七八
七九〇

炭坑用ランプの蓄電池
弧光燈(外装を施さざるもの)並に白熱燈、モーター燈、微光燈、太陽燈、ラヂオ燈其他類似の燈の名稱を以て表示せられたる線又は瓦斯等が發光するもの、白ネオン管其他類似の照明明具、ガイスメル管、クルークス管、レントゲン管及類似の電氣的電動及光線現象の發生に用ゆるもの。並に別號に掲げざる電氣探照燈及探檢燈
一、病氣治療の爲人體又は動物體の透射に用ひ又は學問的研究に供するもの、各種のレントゲン管を含む
二、其他のもの
a フアンタジ型白熱燈。クリスマス・トリー用豆ランプ及イルミネーション用ランプ、飾物に取附けられたるものを含む。並に十二ボルト又は其以下の電壓に對し用ふる白熱燈にして前に掲げざるもの
b 其他のもの
特別一節 (一) 弧光燈の外装を施したるものは外装に依り課税す
(二) 人體又は動物體の透射用として免稅物に屬するものは主として又は全く醫師又は獸醫の臨床的使用に供するもののみとす

同同同

無稅
六%
六%
二%

七七七

電源及電池、別號に掲げざるもの
一、一次電池
a 乾電池、懐中電燈又は玩具用に供するもの
b 本號本項に屬する其他のもの、aに含まざる總ての一次電源及電池にして一般に有線電話電信機に用ふるものを含む
二、二次電池(蓄電池)
a 十瓩又は其以下の重量を有する單電池式
b 其他のもの

同同

二〇%
六%

七九一

電信機械
一、無線電信機械及其の部分品並に附屬品は無線電話の類似製品として課税す(第七九二號)
二、其他のもの及電信機械に用ふる閉閉器並

同同

二〇%
一二%

蘭領印度...稅制

一一八〇

七九二 各種の電話機、無線電話機、Telegraph... 特例一有線並に無線電信兩様に使用するモ...

八三七 自動車の付属品及自動車整備品にして自動車用... 特例一自動車タイヤは本號に該當せず第三...

七九四 電鈴其他合圖に用ふる電氣器具にして別號に掲げざるもの

八三八 各種の自動車(鐵道線路上を走る自轉車及舊式軌道自轉車及玩具の性質を有する子供用自轉車を除く)

八三四 第七五節 自動車、自轉車及其他車輛

八三九 自轉車部分品即ち車體、車軸(ブラケット軸、鞍軸及ベダル軸)、クランク、ベダル、前後フオーク、走行輪、綱、スポーク、鎖、鎖輪、遊輪、ブレーキ、ハンドル、サドル、サドルボス

八三五 車蓋、座席、箱及第八三號及第八四號に掲ぐる車輛の車體及其の部分品並に夫等に附屬する幌及幌枠等

八三六 車蓋、車軸(中略)、泥除(中略)、制動器、放熱器、モーターキヤップ及其他の第八三號及第八四號に掲ぐる車輛の類似部分品

八三六 車蓋、車軸(中略)、泥除(中略)、制動器、放熱器、モーターキヤップ及其他の第八三號及第八四號に掲ぐる車輛の類似部分品

八三六 車蓋、車軸(中略)、泥除(中略)、制動器、放熱器、モーターキヤップ及其他の第八三號及第八四號に掲ぐる車輛の類似部分品

八四〇 自轉車付属品及整備品 一、籠、小箱及類似の私用品及(又は)書狀等の運搬に供するもの、並に照明ランプ、探照燈、バックミラー、信號器(ベルを除く)、デューサドル及防風具等自轉車に用ふるもの

八四六 音響器類、電氣ピアノ及類似の樂器にして音樂又は音聲が全部又は一部機械的に奏せらるるもの(狹寫器に附屬するものを含む)、或る音樂又は音聲を記録するもの(中略)並にラヂオ放送に連結する、自動裝置、無線電話及樂器に附屬する電氣式又は電動機式等の擴聲器

八九〇 普通の時報用時計及其他のもの 一、壁時計(電氣時計にあらずるもの)にして振子を有せず圓形の木製又は卑金屬製の裝飾なき函を有するもの、並にニツケル鍍金屬の圓き側と圓き表時盤を有するも打時器又は自動奏樂器を附せず且枠に入れざる自

八九〇 彫刻材料又は造型材料製品 或は人造可塑性材料製品 身邊着裝品(襟、カフス等)にしてセルロイド製及類似材料を以て造りたるもの、布帛を交へたると否とに拘らず

蘭領印度...稅制

一一八一

五 土人市場向に非ざる煙草
特別規定一爪哇煙草税及スマトラ
煙草税の賦課せらるる農園より
又は該農園の勘定にて輸出せら
るる煙草並に一九一九年一九
二〇年一九二一年一九二二
年度收穫の煙草に對しては輸出
税を賦課せず

六 錫
特別規定一錫鑛の輸出税は植民地
條令に制定する規定による錫石
の含錫量に比例して課税す
〔註〕一九二二年官報第七〇七號所掲の總督令を以て錫鑛の輸出税額は百斤に
付二・三五盾と決定せらる。

七 鳥糞
從價 六%

尙以上の外増收を圖る目的を以て一九三六年十一月二十五日より左記以外
の他の總ての輸出物に對し從價二%の臨時輸出税を賦課して居り、其の實施
期間は前記十一月二十五日より向ふ十五箇月間である。
左記即ち本税の賦課せざるものは、一、皮革二、肉豈産 三、白米 四、
樹脂類 五、木材 六、珈琲 七、ガムビル 八、揮發性芳香油 九、爪哇
煙草 一〇、竹 一一、籐 一二、編物材料及同細工品 一三、小規模農業
雜産物 一四、外國生産品 一五、工業生産品 一六、精鍊せる金銀 一七、
砂糖 一八、白胡椒等である。
統計税 本税は貿易統計作製の爲の財源を得るにあり、一九二四年末以
來輸出入品に對し關稅免除品共價格二十盾に付五仙の割合にて賦課せられ、
其課稅價格は、主要商品に對しては輸入税に對するものと別に三箇月毎に
發表せらるる公定價格表による。

紙幣
爪哇銀行兌換券 五十盾、十盾、二十盾、二十五盾、三十盾、四十盾、
五十盾、百盾、二百盾、三百盾、五百盾、千盾
政府發行小額紙幣 二・五盾、一盾、半盾(一九三三年五月一日より
廢止)

硬貨鑄造及回收高

Table with columns for year (年次), denomination (額), and quantity (千盾). Rows include various denominations like 二・五盾, 一盾, 半盾, 二五仙, etc.

紙幣流通高

爪哇銀行券流通高表

Table with columns for year (年次), denomination (額), and quantity (千盾). Rows include denominations like 千盾, 五百盾, 三百盾, etc.

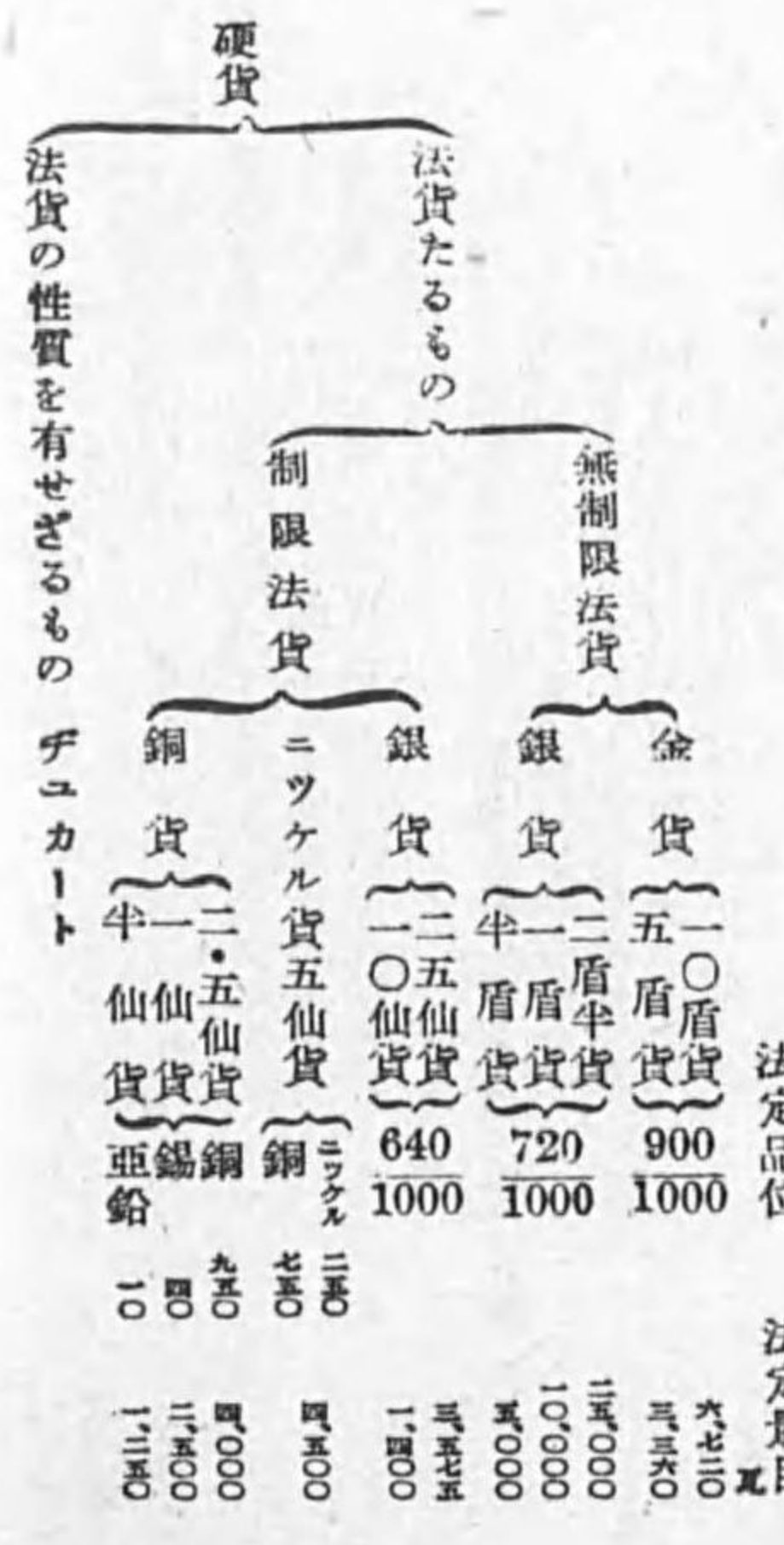
蘭領印度……金融

金融

貨幣制度 銀行 補助的金融機關 金和 爲替 投資

一 貨幣制度

概要 蘭領印度の貨幣制度は、金貨の自由鑄造を許し且つ之を本位貨と
認むるも實際には之を流通せしめず、領内に於ては無制限法貨たる銀貨及補
助貨を流通せしめ、爪哇銀行券に對しても金貨兌換を行はず銀貨を以て之に
代へ、金貨は單に蘭印領内及海外に保有するに過ぎない。換言すれば、當領の金爲替
のみを蘭印領内及海外に保有するに過ぎない。換言すれば、當領の金爲替
本位は爪哇銀行の發行制度の運用に當り同行内外保有正貨を操縦し外國爲替
の賣買を行ふことにより、蘭印領の對外價値を正貨輸送點の範圍に安定せし
むる組織であるのである。
貨幣の單位は盾 (Guilder) 又は Guilder と呼び Rupee とも呼稱す。又補助單位は
仙 (Cent) と稱し、一盾の百分の一に當る。今通貨の種類及其の品位量目を
示せば左の如くである。



以上の内、法貨は總て本國のウトロレト造幣局に於て鑄造せられ、銀貨、
ニッケル及銅貨は政府の爲にのみ鑄造せられ、私人用の鑄造は許可されな
い。

單位 千枚 出所 蘭印統計年報

蘭領印度...金 融

一	九	三	四	二五九六	三三三三	四〇六四	三〇九六	二〇五七	二四八五	一、七九六六	三、五三九六	一、九八七
一	九	三	五	三九六四	三三三三	三六八〇	三九四七	八四三	一〇七四	一、〇、一七〇	三、三三三〇	一、〇、三三三
一	九	三	六	三〇三三	一七三三	三三六八	三〇二〇	六〇六	七三三	九三六〇	一〇、七三三	一、六、一三三
各年(十二月末現在)	半盾紙幣	一盾紙幣	二・五盾紙幣	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

爪哇銀行正貨準備高表

各年(三月三十一日現在)	正貨	地金銀	計	金銀合計	金銀	金
一九三	一	一	一	一	一	一
一九三	二	一	一	一	一	一
一九三	三	一	一	一	一	一
一九三	四	一	一	一	一	一
一九三	五	一	一	一	一	一
一九三	六	一	一	一	一	一

二 銀行

和蘭銀行 蘭領印度には、發行銀行たる爪哇銀行の外普通銀行、拓殖銀行、貯蓄銀行、勸業銀行、フルバンク等各種の銀行がある。
爪哇銀行は一八二八年政府の命により設立せられ、植民地中央

銀行として現在實在するもの中世界最古のものである。紙幣發行權を有し、蘭印政府の金庫出納事務を取扱ひ兼て一般銀行業務にも従事して居る。
現在(一九三六年三月末日現在)資本金九百萬盾(全額拂込済)、積立金計七百五十四萬四千八百二十八盾を有し、其の營業狀態は左の如くである。

年 度	有價證券擔保付利率	商業手形	政府手形	外國爲替手形	アムステルダム株式取引所貸付金	有價證券及商品擔保貸付	不動產擔保貸付	計
一九三〇	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三一	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三二	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三三	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三四	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三五	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三六	一、〇〇〇	八〇三	一、一八一	三、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

爪哇銀行營業成績表

年 度	資本金	積立金	營業費	償却金	純益	政府の納金	積立金	配當
一九三〇	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三一	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三二	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三三	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三四	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三五	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三六	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇	二、九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

爪哇銀行貸借對照表 (一九三五—三六年)

資產	負債
當座貨越 金 額 商品擔保 金 額 有價證券及爲替手形 金 額 銀行擔保 金 額 政府貸上金 金 額 割引手形 金 額	資本金 金 額 積立金 金 額 特別積立金 金 額 恩給及救濟基金 金 額 銀行券流通高 金 額 支拂手形 金 額 預金 金 額
一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇

蘭領印度……金融

金貨	四三、七五、五八、六六	一貫計	九八、四〇、六五、五
地銀	一、七五、〇八、七〇、六	與	二〇三、七五、三〇、七四、一
銀貨	—		
恩給及救済基金	五、〇一、五七、五、一		
特別積立金	一一、〇一、九八、八、〇		
委託積立金	五、九四、〇〇、〇〇、〇		
什物	一、八五、〇〇、〇〇、〇		
雜物	九、〇七、五、二、六、一		
計	一〇三、九八、八、〇、〇		

普通銀行—此の種銀行は蘭印に於ける有力銀行の殆ど全部を占め、其の主なるものは次の四行である。

一、和蘭貿易會社 本社は一名ファクトリー (Factory) と稱し、一八二四年當時破産せる東印度會社の遺業を繼承し、私設會社として官業生産物の輸送、販賣及其の附帯事業を一手に引受ける所謂政府御用會社であつたが、農業及其他の産業が和人に開放せられるに及び業務を變更し、一八八二年爲替其他一般銀行業務を營むに至つたものである。之を一轉期として同社の業績大に揚り、遂に今日の大を爲し現在に於ては蘭印に於ける實質上の最大銀行たると同時に最古の拓殖銀行である。而して其の業績の如きも七、八年前までは隆々たるものであつたが、不況の結果大打撃を蒙り、一九三三—三四年に於て損失金及銷却金を合せ七千五百萬盾を生じ、之が對策として資本金

主要銀行主要勘定表

和蘭貿易會社	公稱	拂込済	積立金(計)	長期預金	流動負債	現金コ	手形及利札	貸金及日擔保	付貸付金	シンヂケ	ト出資金
一九三二	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇
一九三三	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇
一九三六	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇

單位：千盾 出所：蘭印統計年報

一二八八

の七十五%即ち六十萬盾を減衰し、積立金の七十五%即ち一千五百萬盾の取崩し等を行つて之を償ひ、更めて營業資金として千五百萬盾を増衰して今日に至つて居る。本店をアムステルダムに置き、蘭印にはバタビア以下五箇所に支店及出張所を有する。

二、蘭印商業銀行 本銀行は一六六三年アムステルダムに創立せられ、開設當時は製糖業を兼營せるも一八八四年糖價の暴落により大打撃を蒙りてより銀行業務と製糖業を分離し、製糖業は子會社たる蘭領印度農事會社を組織して之をして其の任に當らしめ、現在に於ては純粹の普通銀行として活動して居る。現在領内十八箇所に支店及出張所を有する。

三、蘭領印度割引銀行 本銀行は一名エスコムプト銀行と稱し、一八五七年バタビアに設立せられ、手形の割引及爲替業務に關する一般銀行業務を營む。一九三二年迄は資本金五千萬盾(拂込済資本金四千七百萬盾)なりしも、一九三三年末現在に於て不良資産要銷却高二千八百五十萬盾を包藏して居たが、之が銷却資産として自行株六百二十五萬盾買入による差益三百七十八萬盾、營業益金百四十六萬盾積立金取崩三百一萬盾を充當せるも、尙二千二十五萬盾不足せるを以て殘存株に對する六〇%の減衰を斷行して今日に至つて居る。現在領内十五箇所に支店及出張所を有す。

以上は蘭印に於ける普通銀行として最有力のものであり、其の狀況は主要左の如くである。但しコロニアル・バンクは純拓殖銀行なるにより、後述カルチュール・バンクの項に挿入す。

蘭印商業銀行	公稱	拂込済	積立金(計)	長期預金	流動負債	現金コ	手形及利札	貸金及日擔保	付貸付金	シンヂケ	ト出資金
一九三二	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九三三	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九三六	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

蘭印割引銀行

貯蓄銀行—最初は和蘭本國人の貯蓄機關であつたが、其後土人の貯蓄を奨勵する目的を以て政府が保護を加ふるに及び次第に其の數を増し、現在九行を算し事業成績は左の如くである(但し帳簿年度は六月三十日より六月三十日までである)。

貯蓄銀行事業成績表

年次	行數	年度末貯蓄人員數	當該年新規貯蓄總額	該當年引出額	當該年度末貯蓄總額
一九三一	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇
一九三二	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇
一九三三	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇
一九三六	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇

勸業銀行—不動産抵當貸付を爲すものであるが、我國の勸業銀行の如く規模大ならず、資本金も小額にして營業資金は社債によつて賄つて居る状態にある。當領には左の二行あり、其の狀況は左の如くである。

年次	行數	年度末貯蓄人員數	當該年新規貯蓄總額	該當年引出額	當該年度末貯蓄總額
一九三一	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇
一九三二	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇
一九三三	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇
一九三六	九	一一、七〇、〇〇〇	一一、一〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇

蘭領印度……金融

勸業銀行事業成績一覽表

一二八九

單位：千盾 出所：蘭印統計年報

蘭領印度...金融

ナショナル・シティー銀行	1,000,000,000	紐育	1,111,000,000
臺灣銀行	1,000,000,000	臺北	1,111,000,000
橫正金銀行	100,000,000	橫濱	100,000,000
三井銀行	100,000,000	東京	100,000,000
華南銀行	100,000,000	臺北	100,000,000
華僑銀行	100,000,000	新嘉坡	100,000,000
支那系	100,000,000	新嘉坡	100,000,000
バタビヤ銀行	100,000,000	バタビヤ	100,000,000

三 補助的金融機關

所謂庶民金融機關を總稱するものにして、之には庶民金融銀行、官營質屋、村落銀行、米穀銀行、漁業金融組合等があり、其の内容は大要左の如くである。

庶民金融銀行—一九三四年四月十六日以来 Algenen Volksbank と呼称せらるゝに至りたるが、従来はセントラル・カス (Central Kas) 分州銀行への資金を供給すると共に下記各金融機關の監督統制を爲す、及實際金融の任に當る分州銀行 (Afdelingsbank) に分れ、政府は五百萬盾を限度として資本を有せざる分州銀行に營業資金を供給して居たが、一九三四年の制度改革の結果之を統合單一化して庶民金融銀行と稱せらるゝに至つたものである。

本銀行の目的は、亞刺比亞人及支那人の高利貸より土人を保護せんが爲に設立せられたるものにして、是等土人に對し不動産を抵當として低利の資金を供給するにあり、爪哇にありては分省、外領に於ては各州に一行の割合にて設立せられて居る。

因に本銀行の一九三五年末に於ける政府出資金は、二百八十七萬五千二百五十盾、預金現在高四千二百六十八萬二千九百七十七盾、貸出高二千三百二十八萬八千六百五十六盾である。

村落銀行—村落銀行 (Dorps Bank) は庶民金融銀行の下に立ち土人街村の金融機關として活動し、是等の自治團體の任命せる委員會之を管理し、街長、村長は官職上委員長となる。其の目的は土人に對する小額資金の短期貸付を爲すにあり、普通金利は年二割四分乃至三割の高率である。營業資金には土民の預金及庶民金融銀行よりの借入金を以て之に當て居る。

村落銀行貸出額表

年次	行數	借受人數	貸出額
一九三一年	六、二五	一、一〇	三、七九〇
一九三二年	六、九一	一、〇九	三、七九〇
一九三三年	六、七三	一、〇一	三、九三〇
一九三四年	六、七四	九、九三	三、九三三
一九三五年	六、九八	九、九三	三、九三三
一九三六年	六、九八	九、九三	三、九三三

米穀銀行—米穀銀行 (Onderscheiding) は土人金融機關中獨特の機能を有し、村落銀行が小口資金の貸出を爲すに反し、其の融通の目的物が金銭に非ずして穀其のものなることに特色を有する。即ち米穀豐富の場合には穀を買入れて貯蔵し置き、兎作又は其他により穀不足或は收穫期迄の食料米に不足する等の如き事情ある場合農民に現物を貸付け、元利の返済は總て穀を以て受入れる制度である。斯る必要の生じた理由は、由來爪哇人は勸貯貯蓄の

美風無く、農民の如きは收穫期に收穫の全部を賣却して一時の安逸を貪り、資金不足すれば勞働し、其の賃銀を以て其の日暮しの生活を常態とする結果、種穀又は端境期の自家消費米に困る者相當多きを以て、一九〇〇年に於ける農業金融制度調査會の調査に基き斯くの如き救済機關の設立を見たるもので、利率は二五—五〇%であり、其の活動狀況は左の如くである。

米穀銀行事業成績表

年次	行數	積金	貸出高	同借受人數
一九三一年	五、六八	1,011,111	1,011,111	1,011,111
一九三二年	五、五二	1,011,111	1,011,111	1,011,111
一九三三年	五、三三	1,011,111	1,011,111	1,011,111
一九三四年	五、二四	1,011,111	1,011,111	1,011,111
一九三五年	五、一五	1,011,111	1,011,111	1,011,111
一九三六年	五、〇六	1,011,111	1,011,111	1,011,111

官營質屋業績表

年次	店數	質草數	貸出額
一九三一年	四、五七	四、五七	一、五二五
一九三二年	四、五九	四、五九	一、五二五
一九三三年	四、六一	四、六一	一、五二五
一九三四年	四、六三	四、六三	一、五二五
一九三五年	四、六五	四、六五	一、五二五
一九三六年	四、六七	四、六七	一、五二五

一、貸出金額
二、期限最高
三、利率
四、受出されざる質草
五、草質月
六、入質の月を含む。

一九三六年一月一日より一盾以下の借入に對する利率は五%引下げられた。

漁業組合—爪哇の北部海岸には、一九三五年末現在に於てチェリボン、スマラン及ペカロンガン地方に漁業組合八あり、魚類の競賣を行ふのみならず漁業金融にも従事して居るが極めて小規模のものであり、右八組合の貸出高は左の如くである。

年次	預入金	拂出金	通用預金
一九三一年	七、三三八	五、七三三	一、六〇五
一九三二年	六、八七三	四、九〇〇	一、九七三
一九三三年	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三四年	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三五年	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三六年	一、九三三	一、九三三	一、九三三

蘭領印度...金融

蘭領印度……金融

一九三二	101,474,000	1,840,000,000	5,571,000
一九三三	110,061,000	1,840,770,000	4,992,000
一九三三	117,175,000	1,075,000,000	4,923,000
一九三三	117,175,000	1,075,000,000	4,923,000
一九三六	117,175,000	1,075,000,000	4,923,000

一九三三

が、蓋し天然資源豊富にして其の生産品が世界各地に輸出せらるゝ結果、一方に於て農業及商業資金の需要相當多きにも拘らず對外收支關係は毎年受取超過を示し、資金の供給常に豊富なる事に基因するものと見らる。今當領に於ける一九三五年四月末日現在に於ける各國代表銀行の金利を示すに左の如くである。

四 金利

從來蘭領印度の金利は、其の低廉なる點に於て東洋第一と稱せられて居る

銀行名	一、貸出金利率			當座貸越			手形貸付			割引手形		
	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低
爪哇銀行	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
蘭印商業銀行	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
香港銀行	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
東亞銀行	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
臺灣銀行	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
スラバヤ支店	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
スマラン支店	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
パタビア支店	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
華南銀行	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
スマラン支店	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五	六〇	四五	四五
銀行名	定期預金利率			當座預金			特別當座預金					
爪哇銀行	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
蘭印商業銀行	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
香港銀行	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
東亞銀行	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
臺灣銀行	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
スラバヤ支店	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
スマラン支店	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
パタビア支店	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
華南銀行	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			
スマラン支店	最高	普通	最低	最高	普通	最低	最高	普通	最低			

五 爲替

蘭領印度に於ける和蘭の諸銀行は、一般銀行業務の外多くは農業金融に當ると同時に爲替業務を営むに反し、日・英・米・其他の外國銀行は何れも外國爲替を以て主要業務として居る。和蘭本國に對する爲替の賣買は固より和蘭諸銀行の活動範圍に屬するが、爪哇銀行は是等銀行と市場に於て競争を試みず、單に中央銀行として職責上必要と認めたる場合にのみ爲替市場に出動し、金爲替制度の運用に關して爲替の賣買を行ふに止まる。

現在當領に外國爲替銀行として活躍して居るものに左のものがあつる。

- 一、和蘭銀行—爪哇銀行 (Javansh Bank)
- 和蘭貿易會社 (Nederlandsch Handel-Maatschappij)
- 蘭領印度商業銀行 (Nederlandsche Indische Handelsbank)
- 蘭領印度割引銀行 (Nederlandsch Escompto Maatschappij)
- 蘭領印度正金銀行 (Yokohama Specie Bank)
- 臺灣銀行 (Bank of Taiwan, Ltd.)
- 三井銀行 (Mitsui Bank, Ltd.)
- 華南銀行 (China & Southern Bank, Ltd. 支店所在地)

蘭領印度……金融

三、英國銀行—香港上海銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation)

チャータード銀行 (Chartered Bank of India, Australia & China)

有利銀行 (Mercantile Bank of India)

四、支那銀行—華僑銀行 (Overseas Chinese Banking Corporation)

外國爲替の繁閑—前述の如く、和蘭銀行は農園金融及農園の經營に當つて居るが故に、輸出物産出週期に於ては農園貸出金回収に依る資金を以て常に資金の供給側即ち爲替の買手となり、和蘭銀行は歐洲市場より資金を取寄せる必要上爲替の賣手となり、和蘭銀行に對し倫敦向爲替又はアムステルダム向爲替を賣る。從て、輸出物産出週期に於ては爲替の強弱を保持するも、反對に緩慢期には爲替銀行は手許剩餘資金を歐洲市場へ廻金せんとするを以て爲替市場は賣手に乏しく、爲替は軟弱を呈するを例とする。

尙對日爲替は主として日英クロス並に日米クロスの高下に影響せらる。爲替相場の見方—當領爲替が主として母國並に倫敦兩市場の影響を受ける關係上、爲替相場を建てるに當つても採算の基礎は和蘭本國盾及英貨磅に置かれる。尤も戦後日米兩國が蘭領印度貿易に進出せる爲圓並米弗も當領爲替裁定の上に重要な地位を占むるに至つたが、其の後對米關係に於ては護謨、對日關係に於ては砂糖の輸出激減したる結果、此の兩國との貿易も自然

磅為替の傾向となり、輸入為替の代金は倫敦を経由して本國へ廻金せらるゝ場合多く、結局為替は和蘭並倫敦市場の影響を受くるに至つた。
 當領に於ける為替相場は、各國向とも全部支拂勘定建方により、建方は左の通りである。

- (1) アムステルダム向 和蘭貨百盾に付 何盾
 アムステルダム市場よりの爪哇向為替相場入電を得て、各和蘭銀行はパタビヤに於ける輸出入手形並に資金關係を考慮し、各自其の立場を斟酌して相場を建てる。
- (2) 倫敦向 英貨壹磅に付 何盾
 倫敦アムステルダム間クロスレート入電を待ち、之に前項和蘭向相場を乗じて算出する。
- (3) 紐育向 米貨百弗に付 何盾

- (4) 日本向 日貨百圓に付 何盾
 - (5) 新嘉坡向 海峽弗百弗に付 何盾
 - (6) 孟買向 印度留比百留比に付 何盾
 - (7) 上海向 上海弗百弗に付 何盾
 - (8) 香港向 香港弗百弗に付 何盾
 - (9) 廈門向 廈門弗百弗に付 何盾
- 以上(3)乃至(6)記載の紐育、日本、新嘉坡並に孟買各地向為替相場は何れも磅を基準とし、各地に於ける倫敦向為替相場とにより算出裁定せられる。
 又(7)乃至(9)記載の上海、香港並に廈門向為替相場は、夫々當該地に於ける對日、對英又は對米相場の入電により採算裁定せられる。
 為替相場表一最近十箇年並に最近一箇年の月別為替相場を示せば左の如くである。

外國為替相場一

主要國別為替相場表 (和蘭貿易會社建值)

年次	アムステルダム (T.T.)		倫敦 (T.T.)		紐育 (T.T.)		日本 (T.T.)		英印 (T.T.)		新嘉坡 (一覽拂)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
一九三〇年一月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年二月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年三月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年四月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年五月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年六月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年七月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年八月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年九月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年十月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年十一月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4
一九三〇年十二月	100 1/8	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4	100 1/2	100 3/4

單位：盾 出所：蘭印統計年報 經濟週報

六 投 資

一九三〇年末現在の數字として政府の調査による數字を掲ぐれば左の如くである。

農 業 投 資	鐵 道 同	船 會 社 同	其 他 商 業、保 險、倉 庫 會 社 拂 込 資 本 金	以 上 計	右 會 社 の 社 債、借 入 金 及 固 人 事 業 資 本 金	總 計
1,100,000,000	414,000,000	319,000,000	3,100,000,000	5,033,000,000	5,033,000,000	10,066,000,000

以上は直接投資であるが、此の外利子の追求を目的とする公債による間接投資があり、一九三〇年末現在に於ては一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇盾に達して居る故に、直接間接投資の總額は五十億乃至六十億盾と見ることが出来る。尙農業及鐵業投資の詳細に關しては夫々「農業の部」及「鐵業の部」に付いて見られたい。

蘭領印度...農業

總説―土地制度―耕地面積―農業投資―農園數及農園面積―農業物産の世界的地位―栽培協會及農事試驗場―砂糖―糖類―規那―茶―烟草―咖啡―油椰子―古々椰子―カボック―カ...

農業

一 總説

蘭領印度は熱帯地中に於ける最も重要な農業地で、其の農業的開發の成果は和蘭の世界に誇り得べき功績である。今日世界列強の植民地中蘭領印度程農業特産物の種類が多く而も大量に生産して居る土地は何處にも見當らな...

其後一八三〇年フアン・テン・ボス總督の強制栽培制度が實施さるゝと共に自由植民、自由耕作は禁止せられ、土人に對しては所有地の一部に輸出物産たる砂糖、咖啡、藍、胡椒、茶、烟草等の栽培が強制せらるゝに至つた。...

が出來たのであるが、之に反し他の諸産業が餘り振はないところを見れば、如何に政府が新業に全神を集中して居るか又今日まで如何に莫大の犠牲を拂つて居るかが窺はれる。又銀行業、物産輸出業、船舶業、倉庫業の如きは全く此の栽培企業に依存して存立して居るものであり、新業は實に當領の有ゆる組織を動かす原動力をなして居るのである。...

助長に關する規定が制定さるゝと共に、一八七〇年の土地法一八七二年の砂糖法なる重要法令發布せられ、歐人の官有地租借權並に土人の世襲耕作地に土人占有權が認められるに至つた。

爾來私人農業の勃興を見既に強制栽培により各種農産物の栽培試験を了し且つ其の耕作方法に就ても政府指導の下に一般土人までも一通りの訓練を受けて居たが爲順調なる發達を遂げ以て今日の盛大なる農業國を現出するに至つたのである。

尙政府の政策に次いで當領農業を隆盛ならしめたのは農事研究の盛んたことである。和蘭王室地質學會其他の純學術的研究は暫く之を措き、官設のものには勿論のこと民間當業者の設置せる各種農事試驗場は何れも錚々たる學者専門家を聘して農業の科學的研究を怠らず、莫大の費用を當業者自身に於て負擔し、...

從來和蘭が當領植民地に對して採り來つた政策は専ら其の豐饒なる物産及資源を對照とする純然たる經濟的植民地政策であり又當領が和蘭の植民地として有する經濟的價值の中最も重要なものは投資地及企業地としての價值である。...

然るに一九二九年より始まつた不況の深刻化につれ、斯くも多額の資金を注入し且つ盛大であつた栽培業も輸出不振、市價の暴落、滯貨山積の結果經營困難となり危殆に瀕するに至り、延いて當領經濟組織の全面的崩壊を誘致せんとする由々しき事態を惹起するに至つた。

Table with 4 columns: Year (1913, 1914, 1915, 1916), Agricultural products, Non-agricultural products, and Total. Values are in millions of guilders.

而して政府は非常手段として左の措置を講じ以て産業の復興及本國の利益保護を圖る傍ら輸出貿易の促進、歳入の増加に努力しつゝあるが、之は蘭印の工業化政策と相俟つて今回の非常時を一轉機とする新經濟政策の核心をなすものであり、又從來の自由經濟制度より統制經濟制度へ方向轉換を意味するものである。

- 一、非常時對策(一時的のもの)
イ、輸入制限必要なる期間中實施する方針
ロ、事業統制必要と認むる場合事業の新設擴張等は總て許可主義に則り、既存事業を保護すると共に生産數量の割當を行ふ、一九三四年十月二十四日より向ふ三箇年間實施
ハ、重要農産物の植付材料の輸出禁止之に據り競争國の現出を防止し以て領内重要栽培業を保護することを目的とするもので、必要と認む

各種物産輸出高及同比率一覽表

Table with 4 columns: Year (1918, 1919, 1920, 1921, 1922), Agricultural products, Non-agricultural products, and Total. Values are in millions of guilders.

蘭領印度...農業

る期間中實施する方針
 二、外國人從業員の入國制限に不況に因る領内失業者の救済及外國人勢力の伸長を阻止するを目的とし、一九三五年八月二十四日より一九三八年一月一日まで實施
 ホ、各種税金の引上げに歳入増加を圖るを目的とし、期間は明示されず、居らず一時的のものとならざる。
 ヘ、重要農産物の生産輸出制限に砂糖、護謨、茶、規那、珈琲及錫の生産輸出を統制し以て市價の引上げ及ストックの掃蕩を目的とするもので、必要と思はざるは期間中實施する方針。砂糖、護謨、茶及錫は實際協定により制限を實施す。
 ニ、新經濟政策として恒久的のもの
 イ、新工業の振興、既存工業の保護助成
 ロ、有望なる新農業の獎勵
 ハ、本國との經濟的協力

以上の如くであるが、非常時對策は變じて恒久的のものとならんとする傾向過分にあり、新經濟政策の内最も重きを置かれて居るものは工業政策で、鐵業方面に於ても未開發鐵區の開拓を許可し以て増收を圖ると共に産業の發達に資せんとする傾向が最近濃厚となつて來て居る。
 之を要するに、從來蘭印政府が採り來つた重農主義に基礎を置く無統制經濟政策は完全に破綻を來したる結果、今回新たに農工業に基礎を置く統制經濟政策が樹立せらるゝに至つたのである。

二 土地制度

農企業須知要項一覽表

項目	土地の種類	永租	借地	農業租	借地	自由借地
----	-------	----	----	-----	----	------

土地の種類——土地は左の種類に分たれ、外國人の土地所有は許されぬ。
 一、私有地 (Particuliere landerij) 之は東印度會社が其の末期に財政窮乏の結果歐人會社、支那人、アラビア人等に賣却せるもので、完全なる所有権のみならず租税の徴收或は刑罰を課する等公法上の權利をも伴ふもので、小さい乍らも宛然一國をなして居るものである。西部爪哇に最も多く、パタビア及ポイテンゾルを中心とする一帯の土地は總て此の私有地である。現在に於ける私有地面積は約四十九萬陌に及び、政府は年々買収を行つて居るが、之を全部買上げるには猶數億盾を要すると云はれて居る。
 二、國有地 (Staatsdomen) 又は Landsoemen) 爪哇の土侯領、私有地、市街村有地、外領のサルタン領以外の總ての土地にして土地法 (Agrarisch wet) 並に土地令 (Agrarisch bevelen) により所有權の認められぬ一切の土地を云ふ。是等の土地は和蘭人、蘭領印度の住民、和蘭並に蘭領印度に設立せられた法人に對し七十五年を限り貸與される。
 三、爪哇土侯領地 (Vorstenlanden op Java) 爪哇のチョコクチャカルタ及スラカルタの二土侯領州が是である。
 四、外領土人自治領地 (Zelfbestuurende gebied in Buitengewest) 及外領各地のサルタン領であり、外領の大部分は之に屬する。
 五、世襲土人所有地 (Inlandsch erfelijk bezit) 土人が世襲的に所有して居る土地であり、個人所有地、共有地の區別がある。
 外國人の土地獲得——農耕用地の獲得には國有地を永租借する方法、外領自治領を租借する方法(農業租借)、爪哇土侯領及土人所有地を借地する方法等があり、其の獲得使用に關する要件は左表に示す如くである。

租 借 料		租 借 面 積 及 期 限	
外 領	爪哇・マヅラ	外 領	爪哇・マヅラ
直轄地バウ當り最高年一盾第六年目より全額賦課、自治領最低一盾當り年一盾第二目其の五分の一にて以下各年五分の一宛増徴第六年目以降全額	バウ當り一―五盾(平均四盾)第六年目より全額を賦課さる。	國有地及スマトラ東海岸州の一部を除く外領自治領に於て獲得することを得一區面積最高五〇〇〇〇バウ(三、五〇〇〇陌)租借期限七十五年	國有地に於てのみ獲得することを得一區面積最高五〇〇〇〇バウ(三五〇〇陌)借租期限七十五年
貢税一バウ當り年一盾以上徴收方法は外領自治領地の永租借地に同じ		現在出願し得るものはスマトラ東海岸州のデリ、ランカト、ライドゥン、プラドラフ、セルダン、シアク、シリ、インドラプーラの諸地方のみで、他の自治領は自治領永租借令の適用を受けて居る。租借面積及期限は外領永租借地に同じ	爪哇・マヅラには無し
外領各地には各々相異なる規定が設けられて居る	土人よりの借地 毎五年に一度の割で最低借地料を決定する 土 每一〇年に水田の最低借地料を決定する	一、直轄領及自治領土人よりの借地は面積に就ては不詳なるも制限無きもの、如しバンカ島 水田及乾田十年 鐵道及道路用地二十年 其他各島 乾田十年 鐵道・道路・水路用地二十年 二、自治領主よりの借地は面積十陌、契約期限十年但し西部ボルネオ及リオー州の護謨及古々椰子栽培は五十年、ボルネオの護謨及古々椰子栽培は五十年其他の場合には二十年	一、土人よりの自由借地——租借面積には制限無し 賜田一年又は一收穫年 非賜田——水田三年半 乾田十二年 鐵道・道路及水路用地二十五年 二、土侯領土人よりの借地——租借面積最高五百バウ 共有地——水田最高二十一年半 乾田十年 賜田及恩給田一年又は一收穫年 尙土侯が自由に處分し得る土地には永租借制度の如きものあり期間三十年

不動 産税	爪哇及マツラ	
	外	領
前と同じ	前と同じ	前と同じ
不動産見積價値の四分の三(第十一年目より徴収す)	和蘭臣民、和蘭及蘭領印度住民、和蘭又は蘭領印度に設置されたる商事會社(小農業、歐人及同格者に限る)、住民権は居住一〇年にして與へられ、土地に對する有権者死亡の場合に權利繼承手續完了の爲一箇年の猶豫を與へられる	同上
格	爪哇・マツラ及外領	同上
得獲	爪哇・マツラ	同上
法方	外領	同上

(備考) 尙水租借権は、三年間引續き租借料を支拂はない場合又は政府の許與する三箇月の猶豫期間内に之を支拂はない場合及水租借権者が一定期間内に其の一部分の耕作を爲すべき義務ある時、督に於て之を爲さざりしものと認定せる場合には全部又は一部没収する。

右の外大資本を有する者にして外領の開墾を希望する者には、大面積の土地を租借地として貸與される。面積は最高五〇、〇〇〇バウで、總督は蘭領印度評議院の賛同を経たる後貸下げの許可を與へる。年限は三箇年でバウ當り月二仙の税が課せられる。資格としては和蘭又は蘭領印度に設立された會社たることを要する。

三 耕地面積

蘭領印度の正確なる耕地面積は、外領に於ける土人耕地面積不明なる爲之を知る由もないが、爪哇及マツラ並にバリ・ロムボクの土人耕地面積其他の外領各島に於ける地租の賦課する土人耕地面積及歐人農園面積等判明して居る範圍内に於ける耕地面積の總計は左の如くである。

耕地面積一覽表 (一九三四—一九三五年末現在)

出所：蘭印統計年報及同輸出農業統計

年次	面積	面積	面積	面積	面積
	水田	乾田	水田	乾田	計
	一人當り面積	一人當り面積	一人當り面積	一人當り面積	一人當り面積
一九三四年	1,934,000	7,743,500	5,809,500	7,743,500	13,553,000
一九三五年	1,934,000	7,743,500	5,809,500	7,743,500	13,553,000

爪哇及マツラ

- 一、土人耕地
- 二、歐人農園(永租借地)
- (土人より自由借地)
- (土侯領借地)
- (私有地)
- (官營農園)

外領土人耕地(バリ・ロムボク)完全なる數字)

南東部ボルネオ州地租課税地 3,261,131

ウール・スランガイ地方地租課税地 1,975,755

セレベス州地租課税地 2,284,433

チモル州地租課税地 675,511

(スマタラ地方)

歐人農園(永租借地) 455,995

(農業租借地) 1,012,959

(私有地) 4,281

(官營農園) 15,806

總計 1,105,507

(註) 歐人農園は農耕地とされたものみの數字を示し、農園とされた部分を含み、以上の如く算定し得る耕地面積は僅か一一、一三六、〇七一バウに過ぎず、爪哇の總面積(一三、二一七、四〇〇バウ)にも及んで居ない。外領地方の土人耕地面積は右表に示す如く極めて僅かであるが、之は直轄地に於ける土人農耕地にして地租の賦課される土地及自治領に於ける農耕地を含まない爲で、若し斯かる地方に於ける土人の水田、古々椰子及護謨園等を算入する時は相當大面積となることは自から明らかである。

次に爪哇・マツラ及バリ・ロムボクに於ける土人耕地面積に就て觀るに左の如くである。

爪哇・マツラ及バリ・ロムボク土人耕地面積表

單位：千バウ

出所：蘭印統計年報

四 農業投資

投資に關しては元來餘り其の發表を見ず、確實な數字を掲げることは出来ないが、一九三一年農商工務部より刊行された「國際經濟上より觀たる蘭領印度の意義」なる小冊子に當領に於ける各國の農業投資と題し左の數字が掲載されて居る。本數字は現在發表されて居るもの、内最も正確なものとして觀るべきであるが、爪哇及スマタラに於ける投資のみに限り、ボルネオ、セレベス、モルツケン諸島及ニウギネア、小スンダ列島に於けるものを含まない故に、當領全體に於ける投資額と云ふことは出来ない。然し乍ら、是等諸地方に於ける投資額は僅少に過ぎず、從て之を以て全投資額と觀ても大過はない。

年次	面積	面積	面積
	水田	乾田	計
	一人當り面積	一人當り面積	一人當り面積
一九三一年	3,261,131	7,743,500	11,004,631
一九三二年	3,261,131	7,743,500	11,004,631
一九三三年	3,261,131	7,743,500	11,004,631
一九三四年	3,261,131	7,743,500	11,004,631
一九三五年	3,261,131	7,743,500	11,004,631

農業投資額一覽表 (一九二九年末現在)

國別	護謨	煙草	油椰子	茶	織維	古々椰子	ガムビル	珈琲	規那	砂糖	計
スマタラ東海岸	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000
和蘭	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000
英國	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000
米	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000
蘭領印度...農業	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000	11,260,000

歐人農業用地面積表

單位：日
出所：蘭印統計年報

摘 要	永租借地		農業租借地		私有地		土民よりの自由借地		土侯領借地		官營農園	計
	大農業	小農業	計	計	計	計	計	計	計			
爪哇	1935	7,964,770	8,633	6,351,000	1,111,111	4,699,444	5,000	5,100	1,800	1,300,000	1,300,000	6,351,000
蘭印	1935	7,964,770	8,633	6,351,000	1,111,111	4,699,444	5,000	5,100	1,800	1,300,000	1,300,000	6,351,000
外領	1935	7,964,770	8,633	6,351,000	1,111,111	4,699,444	5,000	5,100	1,800	1,300,000	1,300,000	6,351,000
計	1935	7,964,770	8,633	6,351,000	1,111,111	4,699,444	5,000	5,100	1,800	1,300,000	1,300,000	6,351,000

以上の内最も重要な永租借地及農業租借地の各種植付、未植付面積等に就て觀るに左の如くである。

永租借地並農業租借地開墾狀態表

出所：蘭印輸出農産物産統計

地 方 名	下附面積	總面積	農園とされたるもの		未植付面積		農園とされざるもの及總下附面積に對する百分率	未植付面積及總下附面積に對する百分率
			植付面積	未植付面積	植付面積	未植付面積		
一、永租借地	1934	6,999,900	3,833,000	3,166,900	2,032,300	4,964,600	70.2%	2,967,300
爪哇	1934	6,999,900	3,833,000	3,166,900	2,032,300	4,964,600	70.2%	2,967,300
外領	1934	6,999,900	3,833,000	3,166,900	2,032,300	4,964,600	70.2%	2,967,300
蘭印總計	1934	6,999,900	3,833,000	3,166,900	2,032,300	4,964,600	70.2%	2,967,300

次に各種耕地に於ける植付面積を示せば左の如くである。

出所：同前表

永租借地	農業租借地	土人よりの自由借地	土侯領借地	爪哇		外領		計	官業	私業	有地	計
				植付面積	百分率	植付面積	百分率					
1934	1934	1934	1934	1,510,464	71.3%	1,062,041	71.3%	2,572,505	1,935	1,935	1,935	1,935
1933	1933	1933	1933	1,481,154	70.6%	1,048,810	70.6%	2,530,000	1,934	1,934	1,934	1,934
1932	1932	1932	1932	1,451,844	69.9%	1,035,561	69.9%	2,487,405	1,933	1,933	1,933	1,933
1931	1931	1931	1931	1,422,534	69.2%	1,022,312	69.2%	2,444,846	1,932	1,932	1,932	1,932
1930	1930	1930	1930	1,393,224	68.5%	1,009,063	68.5%	2,402,287	1,931	1,931	1,931	1,931

主要作物別農園數、植付面積及生産高—歐人農業の各種作物別農園數、植付面積、生産面積及生産高は左の如くである。

主要農作物別農園數・植付面積並生産高表

Table with columns for crop names (e.g., 蕉, 糖用甘蔗, 胡椒), area (農園數), and production (生産高). Includes sub-sections for '爪哇' and '外領'.

(註) 烟草は芝罘以外に中味烟草生産五、八〇九噸(全部爪哇産)あり。古々椰子はコアラ以外に果實の生産高爪哇六、七五〇、四六九噸、外領四、三三三、四六二噸、合計一、〇六三、九三三噸あり。

六 農作物産の世界的地位

蘭領印度主要農作物産の世界的地位は大體左表に示す如くである。

主要農作物産輸出高對世界輸出高比較表

Table comparing export values of various crops (e.g., 胡椒, 胡椒, 胡椒) from the Dutch East Indies against world export values for the years 1925, 1928, 1931, 1932, 1933, 1934, and 1935.

蘭領印度……農業

品名	世界輸出高	蘭印輸出高	對世界%	品名	世界輸出高	蘭印輸出高	對世界%
アガーツ織維	11,300,000	11,200,000	99%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
世界輸出高	11,300,000	11,200,000	99%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
蘭印輸出高	11,200,000	11,200,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
對世界%	11,200,000	11,200,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
茶	14,000,000	14,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
世界輸出高	14,000,000	14,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
蘭印輸出高	14,000,000	14,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
對世界%	14,000,000	14,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
砂糖	11,000,000	11,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
世界輸出高	11,000,000	11,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
蘭印輸出高	11,000,000	11,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
對世界%	11,000,000	11,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
油椰子物産	10,000,000	10,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
世界輸出高	10,000,000	10,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
蘭印輸出高	10,000,000	10,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
對世界%	10,000,000	10,000,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
珈琲	1,101,000	1,101,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
世界輸出高	1,101,000	1,101,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
蘭印輸出高	1,101,000	1,101,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%
對世界%	1,101,000	1,101,000	100%	カカオ	1,101,000	1,101,000	100%

以上に示す如く規那、カボック胡椒は断然世界第一位にあり、護謨は英領馬來に次いで第二位、古々椰子物産は比島に次ぎ第二位、油椰子は阿弗利加に次いで第二位、アガーツ織維はタンガンイカ及メキシコに次いで第三位、茶は英領印度、錫蘭に次いで第三位、珈琲はブラジル、中米、阿弗利加に次いで第四位、砂糖は輸出としては第二位、生産國としては英領及英印に次ぎ第三位、カカオは西阿弗利加、亜米利加、サン・トメ、錫蘭及オセアニアに次いで第六位にある。

七 栽培協會及農事試驗場

各種栽培協會及試驗場一覽表

協 會 名	所在地及創立年度	會 頭 名	摘 要
一、栽培協會			
Indische Ondernemersbond	スマタビヤ	G. A. Ph. Weyer	蘭領印度實業協會にして農業、鑛業、水運、航空、陸運、商業、工業、瓦斯、電氣、銀行業を經營する個人、會社及個人及會社の組合並に協會を以て組織し、蘭印に於ける各産業部門の協調發達を圖るを目的とし、政界に際たる勢力を有する。
Algemeen Landbouw Syndicaat Indie	スマタビヤ (一九二四)	Mr. Luyten	蘭領印度糖業の發達を圖るを目的とし、我國の糖業聯合會の如きものである。
Zuid en West Sumatra Syndicaat	スマタビヤ (一九二五)	Dr. F. Krugner	農園所有者の團體にして法人として認められたもののみを以て組織せられ、農事協會聯合會とも稱すべきものである。相互の利益増進を目的とする。
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Kina Onderneming	スマタビヤ (一九二五)	"	蘭領印度規那農園所有者組合にして爪哇(スマタビヤを含む)に於ける新業の發達及業者相互の利益を圖るを目的とする。
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Koffie-(en Cacao) Onderneming	スマタビヤ (一九二五)	"	蘭領印度珈琲及(カカオ)農園所有者組合にして、新業の發達及相互の利益を圖るを目的とする。
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Rubber Onderneming	スマタビヤ (一九二五)	"	蘭領印度護謨園所有者組合にして爪哇及南スマタビヤの新業の發達及利益を圖るを目的とする。
Nederlandsche Indisch plantersbond	スマタビヤ (一九二二)	R. A. Scholman	蘭領印度栽培業者組合なり。
Landbouwvereniging Tangelang	スマタビヤ (一九〇六)	H. H. Kan	タンゲラン農事組合にしてタンゲラン地方の栽培業の發達及利益増進を圖るを目的とする。
Soekaboensische en Rubberplanters-vereeninging	スマタビヤ (一九二五)	W. H. v. der Veen	スカブミ及護謨栽培業者組合にしてスカブミ及隣接地方の栽培業、ゴム業の發達を圖るを目的とする。
N. F. Vereeninging tot bevordering van belangen der Kina cultuur te Batavia	スマタビヤ (一九一〇)	Dr. M. G. J. M. Kethosch	規那栽培振興組合にして爪哇及スマタビヤに於ける新業の利益増進を圖るを目的とする。
Kina Bureau	スマタビヤ	M. H. Woutman	アムステルダム規那ビニローの支部にして蘭印規那の販賣統制機關である。
Plantersvereniging Semarang-Kedoe	スマタビヤ (一九一八)	J. W. Werkman	スマタビヤ、ケドエ兩州内の栽培業の發達を圖るを目的とする。

蘭領印度……農業

Vorstelandische Landbouw- vereniging	スラカルタ (一九一三)	Mr. O. van Raes
Kedrische Landbouwvereniging	ブリタ (一九一〇)	F. H. Gerretsen
Malangsche Landbouwvereniging	マ (一九一三)	N. J. Celosse
Syndicaat van Malangse hulpplanters te Malang	マ (一九一三)	E. U. van Hengel
Vereniging tot bevordering van landbouw en Nyerheid te Djember	ヂ (一九一六)	F. Okolander
Deli plantersvereniging te Medan	メ (一九一〇)	J. H. Bitters
Algemeen Vereniging van Rubber- planters ter Oostkust van Suma- tra (A. V. R. O. S.) te Medan	メ (一九一〇)	Dr. H. Kolkman
Vereniging voor land-milnbouw en industrie, Sumatra's West- kust te Padang	パ (一九一四)	Lr. G. J. Wolly
Centralvereniging tot bekeer van proefstations van de Overjarige- cultuur in Nederlandsch-Indie	(一九一三)	Dr. F. Kramer
Nederlandsch-Indischevereniging voor de Thee cultuur	(一九一三)	De Firma Tjeleman & van Kerckh
Zuid-Sumatra landbouw en Nijverheidsvereniging	バ (一九一六)	
爪哇糖業		
一 Delj-proefstation	メ ダ ン	J. G. van der Meer Mohr
二 Algemeen Proefstation der A. V. R. O. S.	メ ダ ン	Dr. A. Anglemord
三 Vereniging algemeen proefstation voor Thee	ボ イ テ ン メ ル ホ	M. Neuman
四 Vereniging Rubberproefsta- tion west Java	ボ イ テ ン メ ル ホ	W. van de Staak Jr.
五 Proefstation voor Vorsten- landische Tabak	ク ラ テ ン	H. D. B. Deulaker

土侯領農事組合にしてスラカルタ及ジョクチャカルタに於ける栽培業の
發達を圖るを目的とす。
ケチリ農事組合にして該地方に於ける栽培業の發達を圖るを目的とす。
マラン農事組合にして、同地方栽培業の發達を圖るを目的とす。
マラン蔗苗育成業者組合にして、蔗苗業者の共同利益を圖ると共に販賣
の統制を圖るを目的とす。
チエムスル農工振興組合にして、一般農工業及煙草栽培業の發達を圖る
を目的とす。
チリ栽培協會にして、スマトラ東海岸州に於ける農工業の利益を増進し
特に煙草栽培業の利益増進を目的とす。
アプロスと稱せらるるスマトラ東海岸護謨栽培業者聯合會にして、蘭領
印度特にスマトラ東海岸の護謨及其他各種栽培業の發達向上に資すべき
研究を爲し、會員其他に其結果を報告するを目的とし、此方面に於ては
世界的に有名である。
スマトラ西海岸農・鐵・工業組合にして、同地方に於ける農業、鐵業及工
業の發達を圖るを目的とす。
蘭領印度多年性作物試驗場管理組合である。

蘭領印度茶栽培組合なり。
南スマトラ農工組合にして、ラムボン、パレムバン及バンクローレン地方
の農工業の發達を促進するを目的とす。
チリ栽培協會の經營するものにして、煙草栽培上の科學的研究及組合員
の諮問に應ずるを目的とす。
アプロスの經營に係り、護謨を初め各種栽培物の植物學、化學、農學上
の研究を目的とし(但し煙草を除く)苗木等の分譲をも行ふ。
一般茶業試驗所にして製茶の各種試驗、品質の向上に資すべき栽培上の
試驗を行ひ組合員の諮問に應ずるを目的とす。
西部爪哇護謨試驗所にして護謨に關する各方面の研究を行ひ且つ組合員
の諮問に應ずるを目的とす、又苗木の分譲も行ふ。
煙草栽培の科學的研究を行ひ且つ組合員の諮問に應ずるを目的とす。

六 Proefstation Midden-en Oost-Java	マ ラ ン	M. Vlierboom
七 Besoekisch proefstation	チ エ ム ス ル	J. W. Folkema
八 Proefstation Midden-Java	チ エ ム ス ル	A. H. Meyer, Hizen Zennehuvel
九 Proefstation der N. V. Verenigde Klatsche cultuur Maatschappij	ク ラ テ ン	Lr. W. G. Bedding
一〇 De vereniging "Het proefstation voor de Java- Sukerindustrie"	バ ム ス ル メ ン	Wr. P. Honig
一一 Kina proefstation	チ ン チ ル メ ン	Wr. P. G. Spruit par. J. J. Oshes
一二 Proefstation voor den tinhbouw	メ ナ ム	Wr. P. M. L. Tamnes
一三 Klappyrproefstation	メ ナ ム	Wr. J. G. B. Beunée
一四 Algemeen proefstation voor den Landbouw	ボ イ テ ン メ ル ホ	

中部及東部爪哇聯合農事試驗場である。
ブスキ州の農事試驗場である。
中部爪哇農事試驗場である。
ソロのクラテン地方の聯合農事試驗場である。
有名な爪哇糖業試驗所で農學、製糖化學及製糖機械に關する試驗研究を行
ひ
規那試驗所で規那栽培上の各般の試驗研究を行ふ。
園藝試驗所 } 一般農業試驗場に屬す。
古々椰子試驗 } 一般農業試驗場に屬す。
一般農業試驗所にして植物學及微生物學研究所、土壤學研究所、植物病
研究所、農學研究所、古々椰子試驗所、園藝試驗所等に分れて居る。

八 砂 糖

蘭領印度に於ける甘蔗の栽培は爪哇に限られてゐる。爪哇の糖業は蘭領印
度に於ける最も重要な産業で、蘭領印度經濟の鍵を握つてゐると言ふも過言
でない。近來外領地方に於ては護謨其他幾多の栽培業が競争として發展し
つゝあるが、爪哇は勿論外領地方に於ても、經濟的價値の點に於て糖業の右
に出ずるものはない。爪哇糖業の中心地は中部及東部爪哇である。

爪哇糖業發達の梗概 抑々糖業が工業として發達し始めたのは、東印度
會社がバタビア附近に工場を起した一六三七年以來のことである。其の後支
那人經營の小工場が數十設立せられ、東印度會社は是等工場の製品を契約に
依て買上げ、當時會社が歐洲に積出した砂糖は年百萬封度になり、相當の利
益を擧げて居た模様であつた。其後一八三〇年フアンテン・ボスの強制栽培
制度が實施されると同時に爪哇の糖業は官營となりて大發展を遂げたが、一
八七〇年の土地法及一八七二年の砂糖法の結果土人所有の土地を制限の下

に糖業の爲に開放すると共に官營糖業の擴張は中止され、更に一八七九年よ
り甘蔗の強制耕作區域を年々十三分の一づつ縮少して十三年後に之を全廢す
ることゝされた。斯くて民營としての糖業は其の基礎を固めたのであつたが、
端なくも爪哇糖業は二つの大なる災厄の襲ふ處となつた。セレ病(Beteliek
或萎縮病)と甜菜糖の勃興に伴ふ糖價の暴落とが之である。セレ病は一の委
縮病で一八八二年初めてチエボン州に發生し其後漸次東方に蔓延し、爪哇の
糖業を一時全滅に預せしむるに至つた。茲に於て學者技術者は、人工交配法
に依て強健なる甘蔗の變種を作り出すことに努力すると共に、甘蔗の栽培を
製糖工場の直營に移したる結果、恐るべきセレ病も數年の後完全に制禦され
るに至つた。
一方歐洲に於ては甜菜糖の製造は一八六〇―七五年の間に急激に勃興し、
佛・獨等の各國政府は競ふて自國の糖業を免稅、輸出獎勵金等を以て保護せ
る爲甜菜糖は歐洲に於ける爪哇糖の一大強敵となるに至つた。加之過度の獎
勵の結果、一八八三年には世界的大增産を招來し、翌年より市價は暴落を重

定の實施に當ることとなつたが、砂糖輸出條令の骨子となる可き條項は左の如くである。

- 一、一九三一年四月一日より一九三二年三月末日までの最大輸出數量を二、三〇〇、〇〇〇噸とし、本條令の有効期間中毎年前年度の數量に一〇〇、〇〇〇噸を加算す
 - 二、砂糖工場に對し工場許可書を下附し、之を以て當該年度の四月一日より翌年三月末日迄に輸出し得べき結晶糖換算數量を指定す
 - 三、製糖業者又は輸出業者手持高（輸出の目的を以て輸出業者の手に在庫する砂糖にして、輸出業者が製糖業者より買付けたるもの及賣約せりと認めらるるもの）に輸出許可書を下附し、之を以て當該年度の四月一日より翌年三月末日迄に輸出し得べき數量を定む。
- 各工場に對する一九三二年度の輸出數量の分配は、一九三一年に於ける結晶糖の總生産高に、結晶糖二、二〇〇、〇〇〇噸を分子とし、同年に於ける蘭領印度の結晶糖總生産高を分母とする分數を乗じて得たる結晶糖とし、之に對して工場許可書が下付され、更に在庫糖を有する工場は、工場手持高（一九三一年四月一日現在に於ける未賣約又は未賣約と認められるもの）が結晶糖に換算して一〇〇、〇〇〇噸の五倍以上なる場合其の手持高に、右手持高の結晶糖換算高を分子とし、手持高を分母とする分數を乗じて得たる數量の又一〇〇、〇〇〇噸の五倍以下なる時は手持高に、手持高より其結晶糖換算高の五倍と工場手持高との差額を控除したるものを分子とし手持高を分母とせる分數を乗じて得たる數量に對し特別許可書の下附を受けることが出来、若し前記差額が結晶糖換算高より多い時は、一九三二年四月一日一九三三年三月末日までの期間に對し右の分子より過分の數を控除し、又差額が結晶糖換算高の二倍以上に達せる場合は、砂糖輸出條令の有効期間中次の四月一日より三月末日迄の期間に對し更に順繰りに右の計算が適用される。
- 又若し輸出業者手持高の所有者が、三所掲の輸出許可書を以て其の手持高を悉く輸出し得ざる場合は、更に殘餘の數量に對し追加許可の下附を受けることが出来るが、此の場合前掲二、二〇〇、〇〇〇噸は追加許可書を以て許可

された結晶糖換算高を控除され、從て工場許可數量の算定に際しても同様に分子たる二、二〇〇、〇〇〇噸より本數量が控除される。

尙一九三二年四月一日一九三三年三月末日に對する工場許可書の分配の基礎は、當該工場の通常生産總額（一九二八年、一九二九年、一九三〇年、一九三一年度糖の植付面積によつて定め、各工場に對して許容する最大栽培面積に一九二八年、一九二九年及一九三〇年の一ヘクタール當りの生産高の和を三で割つて得た一陌當りの通常生産高を乗じたものである。尙面積一陌當りの通常生産高及通常生産總額は農商工務部長官（現在は經濟部長官）に於て工場の作業方法及種苗に基いて決定す）に、右の期間に對して定められた結晶糖に換算した輸出數量より特別工場許可書の下附さるべき結晶糖換算高を控除せるものを分子とし、蘭領印度の各工場の通常生産總額の合計を分母とする分數を乗じた數とし、尙次の期間に於ける分配も同様の計算法に據つて定められるが、各工場の通常生産總額の計算に際しては前記各年の代りに一九二九年、一九三〇年、一九三一年の平均生産高を以てする。

蘭領印度協定實施後の爪哇糖の狀況如何を觀るに、最初に於ては一九三一年度糖は既に植付を了して居ることよて最早減産の餘地無く産額三、〇〇〇、〇〇〇噸とし、一九三二年度糖より毎年一〇%減産するものとして左の如く計算されて居た。

單位：千噸	一九三〇		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年		一九三五年	
	一九三〇	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
最初の手持高	19,900	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
收穫高	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
手持高合計	30,900	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
輸出高	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
領内消費高	19,900	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
輸出消費合計	30,900	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000

一、一九三七年一月三十日付官報第三八號を以て公布

1937)

(一九三六年一月三十日付官報第三八號を以て公布)

本法は曩の砂糖輸出令中の生産に關する事項を規定せるもので實施期間は一九三六年一月三十日より一九三八年まで、一九三六年期糖より一九三九年期糖の生産を規定せるものである。

二、一九四〇年砂糖統制法(Sukker Consolidatiering 1940)

(一九三六年一月三十日付官報第三九號を以て公布)

本法は一九三九年十二月三十一日以後に於ける砂糖の生産を規定するもので、内容が一所掲法律の内容と變り無く一九三八年十月一日より效力を發生し其後の各年に適用されるものである。

前述の生産規則と異なるところは、生産者を一九三九年一月一日現在の甘蔗園所有者に限り、生産割當を夫々一九三七、一九三八及一九三九年の平均年産額に從て決定する點にある。

三、砂糖管理の實施期間の延期に關する法律

(一九三六年一月三十日付官報第四〇號を以て公布)

本法は一九三六年一月三十一日を以て満期となる砂糖管理法の實施期間を延長すると共に、砂糖輸出令の有効期限満期に伴ひ一、二の訂正を加へたもので、當然之によりニベスも政府が糖業統制より手を引かざる限り存続する。一九三六年一月三十一日より實施

四、一九三六年砂糖輸出令(Sukkeruitvoer-ordnantie 1936)

(一九三六年一月三十日付官報第四一號を以て公布)

本法は曩の砂糖輸出令中の輸出に關する規定の延長と見做すべきもので、許可書無くして輸出することを禁ずる旨を規定するものである。一九三六年四月一日より效力を發生し、當然前記各法律の有効期間中實施されるものである。

五、一九三六年砂糖輸入令(Sukkerinvoer-ordnantie 1936)

(一九三六年一月三十日付官報第四二號を以て公布)

即ち一九三五年には爪哇は再び生産制限前の植付を爲すことが出来ることになつて居たのであるが、事實は期待を全く裏切り、輸出高はチャドボーン協定による割當量に達せざることと違ひ全然反對の現象を呈するに至つた。協定締結の當時は、一般に糖界に活況を見出し得るものと豫想されて居たが、其後不況は益々尖鋭化し、一九三一年末より工場を閉鎖するもの續出するに至つた。

本法は、曩に一九三四年四月十三日附官報第一九四號(十四日より十二箇月間有效)及一九三五年四月十三日附官報第一三二號(十四日より一九三六年四月一日まで有效)を以て公布せられた砂糖輸入令の延長であり、一九三六年四月一日より一九三七年四月一日まで效力を有するものである。

其目的とするところは領内砂糖市場の價格を維持し、ダムピング糖の輸入を防止するにあり、經濟部長官の許可ありたる場合以外に砂糖の輸入を禁ずる旨を規定せるものである。

六、砂糖生産規則の施行細則(Sukeroversregeling 1936)

本法は一所掲の一九三七一—一九三九年砂糖生産規則の施行細則である。七、一九三七年砂糖生産高決定に關する政府條令

(一九三六年一月三十日附官報第四四號を以て公布)

本令は一所掲の一九三七一—一九三九年砂糖生産規則第三條に基くもので一九三七年砂糖の産額を一、四〇〇、〇〇〇噸と決定せる旨を公布せるものである。而して、本令は爾後毎年公布せるべきである。

此外甘蔗の植付材料の輸出禁止令があるが、本法は既に一九三四年八月二十日附官報第五二七號を以て最初に公布せられ、更に一九三五年二月二十三日附官報第八四號を以て更新せられて今日に至つて居る。

以上は蘭領印度に於ける砂糖の生産輸出制限に關する概略的に見たものであるが、最近に於ける砂糖輸入國に於ける生産高の増加及政府の保護政策よりして専ら輸出を目的とする爪哇の將來は結局年産額最大限百五十萬乃至百六十萬噸の程度に落付くのではないかと見られて居る。

爪哇に於ける甘蔗の生育地域は大體赤道の南北共三五度度以て限度とされて居り、爪哇に於ては海拔一、二〇〇米以上の高地は温度の關係上栽培に適しない。降水量は平均一、五〇〇耗を要し、土壤は稍々粘質を帯びるか又は泥砂混濁のものが良い。

蘭領印度の特長—爪哇の糖業は、特に其の農事方面に於て集約經營の極

があるが、播種に依る方法は試験所に於て新種育成の際行はれるのみで、農場の甘蔗栽培には常に簡單な苗木を用ふ。苗木に據る方法に二種あるが、爪哇の甘蔗園は、毎作後土人に土地を返さねばならぬ關係上總て新植方法を採用して居る。即ち毎作新しい苗木を挿木し、其の節から發芽せしめるものである。

植付は四月頃より開始され、九、十月頃に終る。乾燥期に植付けられた甘蔗は兩期に入り豊富な雨を得て大に成長し、再び乾燥期に入りて強烈な日光により成熟し、約十三箇月の後刈取られて工場に運ばれる。従て新糖の走りは毎年四月下旬より市場に現はれ、七、八、九月は出廻り最も旺盛で、十一月に至り殆ど全部製糖を終る。

變種—甘蔗の變種を作るには、人工交配を行ひ、品種の系統が明らかなる雜種を生ぜしめることが必要である。爪哇に於てはパスルアンの糖業試験所が絶えず之を行ひ、其の結果を發表して居る故に、各糖業者は之に依つて自己の農場に最適のものを選擇して植付けて居る。現在最も良種とされて居る變種はP.O.J. (Proedistian Oost Java) 第二七八號で、植付面積の九五%は本種である。

Table with 5 columns: Year (1931-1937), Category (e.g., 勞賃, 納地, 借地), and Amount. Includes a summary row for 蘭領印度……農業.

致を示し、一八八三—一八八四年の砂糖恐慌以來特に其の傾向を顯はして來つたものである。蓋し之は事情が全く集約的耕作を必要としたことに因るものである。即ち

一、爪哇は政馬とは異り、製糖工場數餘りに多く、工場にして自身の耕地を有するもの少く、多くは土人の米作地を短期間借地して甘蔗を栽培し、而も其の面積は法律を以て制限され、任意に擴張することが出来ない爲勢ひ一定の面積に多額の資本と努力とを集中し、可及的多大の收穫を擧ぐるを必要とすること

二、セラ病の蔓延及砂糖恐慌を経験した結果、此種の災厄を未然に防止すると共に生産費を出來得る限り低減する爲、自分で農園を經營し原料を全部自給する方法を講じ、科學的研究の結果を實地に應用する必要に迫られたこと

三、強制栽培制度廢止の結果土人は甘蔗の栽培を好まず、工場自身耕作に従事する外他に途がなくなつたこと

四、甘蔗、藍及タビオカの原料買上は、一九二三年以來原則として禁止されたこと等が今日の集約農業を齎したものであらう

次に集約栽培を可能ならしめる要件としては土壤、氣候及其他の自然的要素を具備すること、努力供給の豊富並に勞銀の低廉なることを要する外、資本の低廉なることを必要とするが、爪哇は之等の點に於ては他の蔗糖國より有利な立場にあるのである。

爪哇糖業の特色—爪哇糖業の特色とする所は幾多あるが、之を栽培上及製糖上から觀ると

一、栽培上の特色としては、自營耕作、甘蔗苗種的選擇に深甚の注意を拂ふこと、深耕、密植、三年輪作、高地苗圃等が主要なる特色である。

二、製糖上の特色としては、耕地白糖及糖蜜より固形糖蜜の製造に成功せること、支那市場向として車白糖、日本向として黄双(マスコパド)を一時期製造したこと等である。

甘蔗の繁殖を計るには、播種に依るものと苗木を挿木するものと二方法

尙一九二九年にP.O.J.二九六一號なるものが出現した。此母系は二七八號と父系は二九四〇號より生じたもので、萌芽早く生成及外觀とも二七八號と同様で、異なる點は多少節短く、若芽は二七八號より直立し又莖は扁平である。今日迄の試験では本種は地質の選定及限定を行ふ必要がないと云はれて居る。

製糖關係賃銀及借地料其他—爪哇糖業の經濟的價値を見るに、從來糖業は其の産額及輸出額に於て他の歐人農産を凌駕して居るのみならず、蘭領印度の經濟界に偉大な勢力を有し、爪哇の財界を左右するものである。糖業が土地租借料、勞銀、運搬費及種々の供給に對して支拂つて居る金額は莫大なもので又國庫に納める金額も頗る大きい。糖業に従事して居る歐人數は平時合計約五千人で、爪哇在住歐人の丁年以上の男子の二割二分に相當する人員の生活を保障して居り、其の給與金額は給料及賞與金を合して約一億盾に上つたと稱せられて居るが、現在は半数以上の工場が操業を休止して居る爲又減俸の爲約半分以下に下つて居ることは確實である。次に土人に對する支拂給與金額も頗る巨額に上り、一九三一年より一九三七年迄の金額を見るに左の如くである。但し一九三六年及一九三七年は見積數字である。

政府の糖業政策に關係法規 現時の糖業政策は從來の自由主義より國家統制經濟下の糖業に移行せんとする過渡期にあり、近年公布せらるる糖業關係法規は其の過期的施設として一時的對策のもの多きも、是等は將來の政策を暗示するものにして、對外方面に於ては爪哇糖業の對內的統制を計らんとするにあり、換言すれば、爪哇糖價格政策を基調とする從來の自由主義政策の放棄を暗示するものである。尙從來爪哇糖業の對內的糖業政策の基調とするところは糖業の一時的发展により地方經濟の混亂を生ずるを取締り以て糖業の健全なる發展を期したるものと云ふべく、糖業の直接的助長策は糖業者に委ね土人保護に立脚して間接的に糖業を有利に導かんとするものである。本糖業政策の根幹を爲すものは左の法令である。其の一は工場法(Fabrikordonnantie)、其二は借地法(Huurordonnantie)及其三は「内務部長官の許可を得るに非ざれば製糖工場は甘蔗を買入れて製糖することを得ず」と云ふ法規である。

工場法の趣旨は、製糖工場の擴張及新設に依て土人の受ける損害を保護するにある。即ち、製糖工場の新設又は擴張を爲さんとする者は豫め内務部長官の許可を得るを要し、該長官は使用土地の面積を限定し、栽培面積の擴張

も亦内務部長官の許可を要することとなつて居る。而して選定せる土地に對する決裁は總督に依て爲される。借地法は、糖業者が最も苦痛を感じるころのものである。借地法は、土人の所有地を借入するに二十一年の永い期間を與へて居るが、借入契約の條項が當業者に甚だ重荷である。即ち借地料は、少くも五箇年内を期間として總督が定める最低料を下ることが出來ず、總督の定むる最低借地料なるものは、土人が米作をした場合の收穫を基礎として算定するもので、以前は收穫高のみを基礎としたが、現在では、土人の労働賃銀を見積つて之を收穫高に加算することになつて居る。之は甚だ不合理の計算である。次に製糖工場が土人の甘蔗を買入んとするには、内務部長官の許可を要すと云ふ法規である。從來に於ては、自作甘蔗を主とし、土人甘蔗を買入れて之を補足して居た工場が可なり多かつたが、一九二三年に至り製糖工場に對し土人より甘蔗の自由買付を禁ずる法令が公布せられた。本禁止令の原因は、工場が土人に貸付ける前貸金の弊害を除去するにあつたのであるが、之は其の主因に過ぎず他にも種々の原因があつたのである。

出所：蘭印統計年報

砂糖生産狀況表

地方名	甘蔗園面積(百畝)	蔗收穫量(百担)	甘蔗園面積		甘蔗園面積		計
			自作甘蔗	蔗苗	買上甘蔗	農園甘蔗	
スラバヤ	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
マデラ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ケラ	800	800	800	800	800	800	800
スマタラ	600	600	600	600	600	600	600
チエリ	400	400	400	400	400	400	400
ベカロン	200	200	200	200	200	200	200
スマタラ	100	100	100	100	100	100	100
計	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

計

地方名	甘蔗園面積(百畝)	蔗收穫量(百担)	自作甘蔗	蔗苗	買上甘蔗	農園甘蔗	計
スラバヤ	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
マデラ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ケラ	800	800	800	800	800	800	800
スマタラ	600	600	600	600	600	600	600
チエリ	400	400	400	400	400	400	400
ベカロン	200	200	200	200	200	200	200
スマタラ	100	100	100	100	100	100	100
計	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

(註) ①は其の内製糖工場数は天々四〇、五〇及九七である。

品種別砂糖生産高表

又過去四年間に於ける品種別砂糖生産高は左の如くである。

地方名	工場付	精製糖	白砂糖	幼糖	中双第二〇	中双第一〇	新品種	合計
チエリ	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ベカロン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
スマタラ	800	800	800	800	800	800	800	800
ジャバ	600	600	600	600	600	600	600	600
スラカル	400	400	400	400	400	400	400	400
スラバヤ	200	200	200	200	200	200	200	200
マデラ	100	100	100	100	100	100	100	100
ケラ	50	50	50	50	50	50	50	50
計	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

蘭領印度...農業

一三三一

蘭領印度……農業

品名	1935年	1936年
計	1,700,000	1,700,000
爪哇	1,000,000	1,000,000
スマタラ	700,000	700,000
その他	0	0

(註) 各品種の糖質換算率は左の如くである。
 精製糖一〇〇%、白双九四・四、幼糖九九・四、但し一九三三年までは九七・五、第十六號及其以上九七・五、新品種九五・四五、メラセー糖一〇一・二、八五・〇、同第八一〇及九は之以上補分せざる。

一九三六年の生産額は、五九二、三九〇噸で之を品種別に見れば左の如くである。

品名	1935年	1936年
白双	110,000	110,000
精製糖	110,000	110,000
メラセー糖	110,000	110,000

又一九三七年期及一九三八年期糖の産額は政府指令を以て一、四〇〇、〇〇〇噸と決定せられて居り、操業工場数は八十一工場である。
 爪哇糖の種類 往時創業時代に於ては總て粗製糖のみであったが、一八三〇年中今日の和蘭標本第十四號見當のものを産するに至り、漸次二十號位まで産出するに至つたが、未だ純白と云ふことは出来なかつた。
 一九〇三年に至つて初めて爪哇糖の輸出標準を高め、和蘭標本第二十一號乃至第二十五號を添加し、更に優良なる品質を生産するに及び、白糖を稱して Superior Head Sugar と命名した。
 種類 品質は概要左の如くである。因に爪哇糖の品質は、色相と糖度(Po

る。糖度は九九・六度乃至九九・八度である。爪哇糖の大半は此種砂糖で、仕向先は歐洲、印度及支那である。
 (1) Hoofdsuiker (中双) 色相 No. 16-20
 和蘭標本第十六號乃至二十號のもので、黄双と共に精糖原料となる。トラストは中双を第十六號乃至第二十號及第十六號以上の二種に分ち、之を賣約する規定となつて居るが、事實中双と云ふ場合は後者を指すもので、製品も十七、十八號より二十二三號品が多い。見様に依ては多少淡黄色を帯びてゐる。糖度は九八・六度乃至九八・八度である。
 (2) Muscovado (黄双) No. 12-14
 和蘭標本第十二、十四號が之で中双にキャラメルをかけて作られる。糖度は九六度を標準として取引さる。
 (3) Superieure Stroop Suiker (幼糖又は車白糖) 色相 No. 25 以上
 主として支那方面の需要に適合せしめんが爲案出されたもので、二番糖汁に製出された和蘭標本第二十五號以上の砂糖である。
 (4) Malassesuiker (赤双) 色相 No. 8-10 及 10 以上
 和蘭標本第八號乃至十號及十號以上の二種あり、赤褐色を帯びてゐる。用途は直接消費に當てられ、東洋方面の需要が主である。糖度は八三度乃至八五度であるが、取引には關係ない。
 (5) Geocentrifugeerd Zakauiker (ヤントリ貢粉)
 之は赤双に比し目立ち細く、色相は和蘭標本第八號乃至十號で、糖度は八〇度乃至八二度で直接消費に當てられる。
 以上の三種は二番糖である。
 (6) Stroop Suiker (洋糖)
 本糖は、三番糖汁を自然蒸發せしめ、稍々固まつた時にアンペラ包装となし、積重ねた儘放置し糖蜜の自然流出に任かす。糖度は七二度乃至六五度である。以上の抽出し去つた糖蜜即ち廢糖蜜は輸入固形糖蜜 (Verhardte Melasses) として輸出し又は他の副産物を作る。
 (7) Hard Melasses (クートンヤンヤス)

蘭領印度……農業

貢粉を製造した後、更に残れる糖蜜を糖に入れ薬品を用ひて固めたもので液體のままのものをつフトモラセス又はアツタスと云ふ。ラム酒の醸造原料、家畜飼料とされアルコール原料ともなる。
 (8) Goela Mangkok (椀糖)
 主として甘藷より製出されるが、一部分は砂糖椰子 (Aren Palm) より製す。但し後者は風味が悪い。直接消費並に再製原料として消費される。
 歩留及生産費 歩留は從來と餘り異らず一割二分前後で、一ヘクタール當りの砂糖生産數量は一四噸弱である。生産費に關しては最近全く公表を差控へて居るが故に不明であるが、大體に於て擔當り三盾内外と推定せられる。
 土人砂糖 土人製糖用甘蔗植付の中心地はケデリ、マデウン、マラン及チャバラレムバンの地方で、一九三四年の收穫面積は約七九六九ヘクタール、甘蔗生産高四、三四七、〇〇〇キントル、産糖高四二八、〇〇〇キントルである。尙最近五箇年間に於ける生産狀況は左の如くである。

年次	收穫面積(陌)	砂糖生産高	一陌當り平均産糖高
一九三一	11,140	5,100	45.8
一九三二	11,140	5,100	45.8
一九三三	10,612	4,700	44.3
一九三四	10,612	4,700	44.3
一九三五	11,072	4,800	43.3

輸出 爪哇糖の過去五年間に於ける品種別輸出數量、金額は左の如くである。

爪哇糖品種別輸出高表

Table showing sugar export statistics for Java by variety (品種別) and year (1931-1935). Columns include quantity (數量) and value (價額).

次に仕向國別砂糖輸出高を見るに左の如くである。

仕向國別砂糖輸出高表

Table showing sugar export statistics by destination country (仕向國別) and year (1931-1936). Columns include quantity (數量) and value (價額).

Table showing rubber cultivation statistics by region (九護 護) and year (1931-1935). Columns include area (面積) and production (生産).

九護 護 (ガタ・パーチャを含む)
概要 護護栽培業は蘭領印度栽培企業中最後に發達したものであるが、最近に於ては其の輸出額は糖業を遙かに凌駕するに至つた。古來蘭領印度は野生護護(ガタ・パーチャ其他)の産地として知られて居たが、栽培護護は比較的新しく、一八五五年頃初めてセララ護護(Ceara Rubber 學名 Manihot Glaberrima)が輸入せられ、次で一八六四年に印度護護(India Rubber 學名 Hevea Brasiliensis)が輸入せられ、一八七六年にはメキシコ護護(Castilloa Elastica)が移植された。然し之等は何れも好成績を現はすに至らなかつた。一八六七年南米ブラジルのアマゾン河流域より英國に輸入されたパラ護護(Para Rubber 學名 Hevea Brasiliensis)の種子は、培養の後苗木となつて錫倫及爪哇に送られ、爪哇に於ては之をホイテンゾルホ植物園に試植し、一八八三年に同植物園は若干のパラ護護の種

に至った。當時爪哇の糖市況は甚だ悲觀すべき状態にあり、従て糖商にして護謨園と化するもの及護謨と混作されるもの著しく増加し又新に外領に護謨専門の農園を開闢するものが非常に多かつた。

蘭領印度に於ける主要護謨栽培地は爪哇の西部及東部の山地、スマトラ島アチエ州及スマトラ東海岸州の東海岸よりオ州に至る中央山脈の東斜面及平地、タバヌリ及スマトラ西海岸の山地並にパレムバン、ラムボン兩州に於ける中央山脈の東斜面、ボルネオのボンチアナ及ベンヂヤルマシを中心とする地域である。就中スマトラ東海岸州に於ては最も大規模且つ組織的に行はれ、當州の産額は爪哇全島の生産に匹敵し、實に全蘭領印度エステート護謨産額の四五%を生産し、投下資本も莫大なものである。

護謨生産制限と蘭領印度 一九二〇年以來暴落せる護謨回復策として一九二二年十一月一日より一九二八年十月三十一日に至る六箇年に互つて行はれた英領栽培業者の生産制限に對し、蘭領印度は數回の加入勸誘を受けたが遂に之を受諾するに至らなかつた。其の理由とするところは、蘭領印度の護謨業は馬來地方よりも遅く發達し、當時漸やく隆盛に向はんとして居る時期であり、之に制限を加ふことは其の發展を阻止する惧あること、蘭領の生産費が英領より低廉で市價が下落しても英領程痛手を感ぜぬこと、當時蘭領政府は土人の護謨栽培を獎勵して居り、濫りに之を壓迫制限する事は統治上面白くないと云ふにあつた。

其の間一九二五年に至り俄然景氣回復諸物價一齊に昂騰し、護謨も亦一躍半冠當り一・七五盾(平均市價)を示し、輸出額價に五八七、〇〇〇、〇〇〇盾に達し從來王座を占めて居た砂糖を一蹴して斷然第一位を占むるに至つた。一九二六年に於ても市價は多少下落(一・二三盾)したと云へ、輸出額は尙四八五、〇〇〇、〇〇〇盾を以て第一位を維持することが出来た。然し乍ら一九二七年には市價は〇・九九盾に低落し、又一九二八年には〇・五八盾、一九二九年には〇・五四盾となり、不景氣の深刻化に連れ護謨價の下落甚だしく、一九三〇年には更に〇・三〇盾となり、一九三一年には〇・一五盾に又一九三

二年には八仙臺に下落し一九三三年には一〇仙臺となり、前古未曾有の安値を出現するに至つた。

然して、一九二九年以來の市價の下落は世界的經濟恐慌に基く消費の減退生産過剰による滞貨の山積に原因するものであり、其の結果護謨栽培業者は一九三三年に至り全く壊滅に瀕するに至り、同年初めて國際生産制限協定が締結されるに至つたのであるが、此の生産過剰の裏面には土人護謨の増産を見逃すことが出来ない。土人護謨の増産は最も困難なる性質を帯びて居るのである。近年世界土人護謨の産額は漸次エステート護謨の産額に近づきつゝあり、一九二九年に於てはエステート護謨の産額四七八、〇〇〇噸(總生産額の五六・五%)に對し、土人護謨は三四三、〇〇〇噸(總生産額の四〇・五%)に達して居り、之がエステート護謨に及ぼす影響は非常に大きく且つ永續性を有するものである。土人は景氣時代には他の作物を省みず全能力を擧げて之が生産に従事するが、價格下落に際しても尙生産を繼續するを以て採算上有利となし、價格下落に依つて生ずる収入減を生産増加に依つて償はむとする關係上土人生産護謨は減少を見ない。尙元來土人護謨園には金銭的資本は殆ど注入されて居らず、土地の手入れ其他要するものは單に努力のみであり、従て土人側の生産制限への自發的協力は到底望み難く、歐人生産業者の一方の生産制限を以てしては到底生産制限及價格約上げの目的を達することは出来ない。又土人生産業者間には、歐人生産業者間に於けるが如き組織的統制なく且之を纏めて一團となし以て歐人生産業者と歩調を一にせしむることは、兩者の利害が多くの點に於て相反して居ること及企業の構成組織が根本的に相違して居る點よりして殆ど不可能である。

英領に於ける生産制限法が撤廢された翌年即ち一九二九年九月國際的生産制限を行ふべきことが主張され、初め蘭領よりも又英國領よりも數回制限案又は共同販賣案等が提唱されたが何れも成功するに至らなかつた。一九三〇年二月に至り、英蘭護謨委員の倫敦會合に於て五月休採の議罷り、英領及蘭領一齊に之を實行したが、當初の期待を裏切り所期の効果を擧げ得ずして經過して仕舞つた。本失敗の原因は小規模栽培業者が休採を實行せずしてして之が統制に制限を行ひ、農園に對しては個別制限を行ふこととなり各關係法規を公布せるが、土人護謨に對しては一九三五年より除々に農園護謨同様に個別制限を實施し一九三七年に至り全領域に互り個別制限が行はるゝこととなつた。

制限關係法規——生産並に輸出制限に關する法律名及其の主なる内容に左の如くである。

- 一、農園護謨輸出令 (Indeningsgrubervoor-ordnantie) 一九三四年五月三十一日付官報第三四二號
- イ、向ふ四年七箇月の期間中輸出證明書及原產地證明書無くして護謨を輸出することを禁ず
- ロ、輸出許可書は各特許期間(それらに對し輸出率の決定せらるゝ期間)毎に當該期間に對する農園ゴムの輸出割當量の限度まで下附す
- ハ、農園護謨を土人護謨として輸出することを得ず
- ニ、蘭領印度の護謨輸出基本量を左の如く定む

一九三三	三三、九三三、〇〇〇	一九三六年十月二日付官報第四八七を以て變更
一九三二	三三、九三三、〇〇〇	
一九三一	三三、九三三、〇〇〇	
一九三〇	三三、九三三、〇〇〇	
一九二九	三三、九三三、〇〇〇	
一九二八	三三、九三三、〇〇〇	
一九二七	三三、九三三、〇〇〇	
一九二六	三三、九三三、〇〇〇	
一九二五	三三、九三三、〇〇〇	
一九二四	三三、九三三、〇〇〇	
一九二三	三三、九三三、〇〇〇	
一九二二	三三、九三三、〇〇〇	
一九二一	三三、九三三、〇〇〇	
一九二〇	三三、九三三、〇〇〇	

ホ、右の内農園護謨の輸出基本量を左の如く定む

一九三三	一〇、八三三、〇〇〇	同
一九三二	一〇、八三三、〇〇〇	
一九三一	一〇、八三三、〇〇〇	
一九三〇	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二九	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二八	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二七	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二六	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二五	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二四	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二三	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二二	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二一	一〇、八三三、〇〇〇	
一九二〇	一〇、八三三、〇〇〇	

採採を繼續せしむること及土人が何等制限に參與しなかつたことであつた。爾來滞貨の増加に伴ひ市價は益々崩落し、栽培業者は此の窮境を切抜くには政府の援助を仰ぐより外救済の途なしとし、一九三〇年七月アムステルダムに於ける英蘭護謨委員會議は土人も含む一般生産業者に通用すべき生産制限案(一九二九年生産高の二五%制限)實行の目的を以て蘭領印度政府の援助を仰ぐことを決議するに至つた。元來政府は政策上よりして土人護謨業に干渉することを欲しなかつたのであつたが、護謨事業の景氣回復が財政と緊密な關係にあることを看取し、政府筋の會社に對する意圖は一時著しく好意的となつて來又一案として輸出制限法の設定を要求し、以て一九二九年生産高の七五パーセントを越ゆる輸出に對し禁止力を有する高率の輸出税を賦課すべしと主張する向もあつた。然し本税の設定は政府及國民參議院の同意することとならず更に一案として土人護謨の増産を一時的に禁止せんとする主張もあつたが、結局護謨生産制限に對する最も有效な措置は見出されず、尙制限反對者中にはハーフェアの如き大會社があり、若し政府が干渉を實行するに至れば同様に不景氣に苦しむ他の農企業に忽ち傳播するに至るべく、之が排撃は極めて困難なるのみならず又土人に對し如何なる法理に基きて歐人生産業者の犠牲となることを強要し得るや等の論を爲す者もあつた。

然し、一九三一年末にかけて制限の機運漸く濃厚となり、護謨生産五割制限案最も確實性ありと傳へられてゐたが、當時蘭領印度新總督デ・ヨング氏は自然放任の意向を有して居り、具體的制限案の發見に至らず事實一九三二年三月二十二日英蘭兩國の制限協定は遂に不調に終つて仕舞つた。

其間護謨を初め各栽培事業は採算出來ず益々悲境に沈淪するに至り、各國は在庫數量をノーマルの水準に引下げ、市價を引上げる爲國際生産制限協定締結の必要に迫られ、長期に亙る協議の後一九三四年五月七日其の成立を見各國に之に基き自國に於ける護謨の生産及輸出制限に關する法律を制定して本國際協定の勵行を保障することとなつたのである。協定の内容に關しては英領馬來の部を参照されたい。

當蘭領印度に於ては一九三四年より土人護謨に對しては特別輸出税を賦課

ハ、輸出率(護謨輸出定期基本量の内輸出を許可する、数量の百分率)は各特許期間に對し經濟部長官之を定む

ト、農園護謨輸出割當量は各特許期間毎に當該期間に對する農園護謨輸出定期基本量(護謨輸出基本量の内或特許期間に對し算出せられたる比例數量)に當該特許期間の輸出率を乗じて決定す

チ、輸出數量が許可數量を超過せる時は翌年の許可數量より控除し又不足を來したる時は翌年度の許可數量に之を加算す。但し一二%を超ゆるを得ず

リ、農園護謨輸出割當量の各國の割當は輸出許可書に基き政府條令を以て定むべき方法を以て各年及各護謨園に對し決定せらるべき標準生産數量の比率に應じて之を行ふ。(後出生産制限條令參照)

ヌ、制限年度は歷年とす。但し一九三四年は七箇月とす

ニ、土人護謨輸出令(Bevolksrubber uitvoer-ordonnantie)一九三四年五月三十一日付官報第三四三號

イ、向後四年七箇月間中原産地證明書無くして土人護謨を輸出することを禁ず。原産地證明書は特別輸出税を納付したる後交付す。

ロ、前項所掲の原産地證明は各制限年度に對し當該年度の土人護謨輸出割當量の限度まで之を發行す。

ハ、土人護謨は之を農園護謨として輸出することを得ず

ニ、蘭領印度の護謨輸出基本量(農園護謨輸出令參照)の内土人護謨輸出基本量を左の如く定む。

一九三三	同	一九三六年十月二日付官報第四八七號を以て變更	一九三三	同
一九三四	同	一九三三	同	同
一九三五	同	一九三三	同	同
一九三六	同	一九三三	同	同
一九三七	同	一九三三	同	同
一九三八	同	一九三三	同	同

ホ、土人護謨輸出割當量は次項を考慮し各特許期間に對し當該期間の土人護謨輸出定期基本量に農園護謨と同率の輸出率を乗じたる數量に等しき乾燥護謨を以て表示せる土人護謨量とす。

ヘ、前項の計算法による或特許期間の土人護謨輸出割當量が一歷年に換算して八萬噸以下となりたる時は、同期の土人護謨輸出割當量は八萬噸の内該期間に對する相當量迄之を引上げ、斯る場合には同期間に於ける農園護謨輸出割當量より右の引上數量を差引くものとす。

ト、輸出數量が輸出許可數量を超過せる時は、翌年の許可數量より超過量を控除し、不足せる場合には翌年の輸出許可數量に該不足數量を加算することを得。但し許可數量の一二%を超ゆることを得ず。

三、護謨植付材料輸出令(Rubber plantmateriale uitvoer ordonnantie)一九三四年五月三十一日付官報第三四四號

ニ、護謨樹、護謨植付材料及種子一切の輸出を禁ず。

四、護謨輸入令(Rubber invoer-ordonnantie)一九三四年五月三十一日付官報第三四五號

護謨樹の葉、皮又は汁液を以て製造し護謨の名稱を以て知らるる原料品及護謨として販賣するに必要なる各種の加工を施せる護謨樹の汁液濃固の各種段階にある汁液一切の輸入を禁止す。但し通過貿易に關係を有するものを除く。

五、護謨植付令(Rubbersaanplant-ordonnantie)一九三四年五月三十一日付官報第三四六號

護謨の植付を禁ず。但し補植及植換は之を許可するも、其の限度は護謨植付地の各個の所有者につき一九三四年六月一日現在に於て其者に屬する護謨總植付面積に對し本令の施行期間中を通じ其五分の一の面積及制限第二年並に其後の各年中は其の面積の十分の一又第一次制限年度中は其の面積の百二十分の七を超えざる面積とす。

註ニ補植とは植付地毎に付七十五畝の植付を云ふ。
植換とは植付面積毎に七十五本以上を植付することを云ふ。

六、農園護謨輸出條令

六、農園護謨輸出條令 (Ondernemingsrubber uitvoer-verordening) 一九三四年五月三十一日付官報第三四七號

農園護謨輸出令の施行細則にして農園護謨の生産輸出を規定せるもので、内容は左の如くである。

イ、經濟部長官は毎年基本年度たる一九二九年、一九三〇年、一九三一年及一九三二年の平均年收量及一九二一年の植付及其れ以後に於ける護謨植付地の單位面積當りの修正量を計算して各農園の標準生産數量を算定し、當該委員會の議を経たる後標準生産量を決定す。

ロ、各農園に對し輸出割當數量を記載せる輸出許可書たるライセンスを發行し、ライセンス所有者に對し輸出傳票を交付する。而して輸出券所有者の申請ありたる時は更に輸出傳票を交付するが輸出傳票上の數量は輸出券上の數量と同一である。

ハ、輸出券及輸出傳票は輸出申告に當り税關に提出し、税關は之を受理せる後原産地證明を發行する。但し申告が關稅區域外に於て行はれたる時は地方長官の指定せる官吏に之を提出することを要する。

ニ、護謨園主及公認護謨商の何人にと雖も時期の如何を問はず乾燥護謨百噸以上の輸出券又は輸出傳票の存在せざる農園護謨を保護することを得ず。

三、護謨園主は時の如何に拘らずライセンス所掲數量に二を乗じライセンス所掲の月數に等しき數字を以て除したる數量以上の輸出券又は輸出傳票の存せざる護謨を保護することを得ず。

ハ、公認護謨商は制限年度の如何に拘らず與へられたる許可書により取得せる數量以上の輸出券又は輸出傳票の存せざる護謨を保護することを得ず。

ヘ、ライセンスの發行に際しては輸出許可數量每一噸當り手数料〇・五仙を課し、輸出券の交付に際し支拂ふものとす。

七、土人護謨輸出條令

七、土人護謨輸出條令 (Bevolksrubber uitvoer-ordonnantie) 一九三四年五月三十一日付官報第三四八號

本條令は土人護謨輸出令の施行細則である。

イ、經濟部長官は土人護謨輸出割當量を決定し、土人護謨の輸出申告及特別輸出税の支拂は關稅區域内にありては税關に關稅區域外にありては地方長官の指定せる官吏に對して之を行ふ。

ロ、公認仲買商及公認輸出商の何人にと雖も二百噸以上の土人護謨を保護することを得ず。又二百噸以上の採液し得べき土人護謨植付地を有する生産者は如何なる時期に於ても一噸當り百噸以上の土人護謨を保護することを得ず。公認輸出商及仲買商は各制限年度毎に地方長官の與ふる許可書によりて認められたる以上の數量の護謨を保護することを得ず、許可量は仲買商は平均販賣月額の三倍、輸出商は平均輸出月高の三倍とす。

ハ、土人護謨に對する特別輸出税の一時的賦課に關する規定(一九三四年五月三十一日付官報第三四九號)

の爪哇及マゾラ以外の各州に於ては、土人護謨輸出令中に謂ふ土人護謨に對し一時的特別輸出税を賦課し、賦課は次の基準に基く。

(一)機械(手押ローラーを含む)を通過せる乾燥護謨に對しては百噸當り十盾

(二)粗製スクラップ、土護謨に對しては百噸當り五盾

(三)其他の護謨に對してはアチエー、リオー、スマトラ西海岸、パンカの諸州の諸港並にサベン、サムプー及タレンバの諸港よりの輸出に對しては百噸當り八・二五盾、其他の總ての諸港よりの輸出に對しては百噸當り七盾

ハ、輸出税は市價及輸出状態の如何により適宜増減す。

九、土人護謨個別制限令 (Individuele restrictie van de Bevolksrubber) 一九三五年四月一日より實施

本令は前掲土人護謨輸出令及其施行細則たる土人護謨輸出條令に代るべし

きものであり、土人護謨輸出令所掲の土人護謨輸出基本量に對する州別比率を定め、各州長官は各制限年度毎に各土人護謨生産者の採液可能植付により内務部長官の定むる規定に據り基本生産高を定む。而して各制限年の輸出比率を以て輸出許可量を定む。又分州長官は土人護謨生産者

に對し之を月別に換算し之に輸出率を乗じたる各人の基本生産量に等しき数量の乾燥護謨の月別收穫許可書を下附す。尙一九三七年度の土人護謨個別制限の基礎數字其他に就て觀るに左の如くである。

一九三七年土人護謨個別制限基本量及栽培狀況一覽表

Table with columns: 地方名, 土人護謨輸出基本量に對する各地方の比率, 護謨園所, 有土人数, 計, 樹數 (探液可能樹數, 未探液, 探液不可能), 面積 (探液可能面積, 探液不可能面積). Rows include locations like スマタラ東海岸, 自由區域, etc.

大體以上の如くであるが、農園護謨に就て具體的に示せば左の如くして行はれるのである。即ち一九三四年の農園護謨標準生産數量は二二、八、一一

五、五八二冠と算出せられ、輸出率は六、七月一〇〇%、八、九月九〇%、十一月八〇%、十二月七〇%即ち七箇月間八七、七%と決定されたるが故に、

輸出基本量に之を稱する時は本期間に於ける蘭領印度の農園護謨輸出許可制當量は一八一、七九六冠となり内一〇六、〇〇三冠は農園護謨七五、七九三冠は土人護謨に割當てられた。而して此の輸出許可制當量を標準生産數量を以て除し其の商に一〇〇を剩する時は農園當りの標準生産の生産指定率を得るのであるが、一九三四年の七箇月間に於ける本指定率は標準生産額の四六、四%となり之を全年に換算する時は標準生産額の七九、七%の生産が許容されることとなる譯である。尙輸出許可制當量の農園護謨及土人護謨に對する再割當の比率は農園護謨の一〇〇に對し土人護謨七一、七となつて居り、土人に割合に有利に割當てられて居る。

護謨制限狀況一覽表

Table showing production limits for 1933 and 1934. Columns: 一九三四年, 一九三五年(一九三四年(十一月)十二月).

Table showing export restrictions for rubber. Columns: 土人護謨, 農園護謨, 計. Includes sub-sections for 輸出制限實施 and 特別輸出税による制限.

A、國際規定
一、國際協定に基づく輸出基本量
農園護謨 110,853
土人護謨 119,100
計 229,953
二、國際協定に基づく輸出制當量の農園護謨
農園護謨 106,000
計 106,000

歐人(ガイア)護謨園數・植付面積及生産高表

Table with columns: 地方名, 農園數, 生産中面積(陌), 總面積(陌), 生産中自家生産量, 生産高(冠), 計. Includes a section for 蘭領印度...農業.

C、(註) ①輸出基本數量は一九二九-三二年の平均輸出數量とし、一九二五-三一年の植付に對しては植付面積及生産規模により修正す。②輸出許可率は一定して居らず、一九三五年の率は六七、五%であつた。③第一類農園ゴムの一九三五年標準生産量は一九二九-三二年基準年の平均生産高に一九二九年一月一日現在に於て未だ樹齡七年(法定採液可能年に達せざる植付を考慮し、第二類のものは採液可能樹一本當り採液量二分の一冠の割合にて算定す。④第一類は爪哇及外領の大農園、第二類は爪哇の小農園である。⑤註⑥参照、内一九九、九五、四冠は一九三五年度の輸出許可量で六、九〇、四冠は一九三四年よりの繰越高で、此の分一九三五年は増加して居る。⑦一九三五年の輸出制當高は一四、三六、五冠であるが一九三四年の超過量八、四五、〇二冠を控除せるものであり、一九三五年の輸出制當量は二七、四、三九、九冠であつたが、註⑦の事情により一、五四、八八冠を差引いたものである。⑧制當量の超過を制禦する爲政府は一九三六年七三冠の農園ゴムのライセンスを賣上けた。

蘭領印度……農業

地方別	面積	比率	面積	比率	面積	比率
爪哇	1,011,271	100	1,011,271	100	1,011,271	100
マゾラ	3,351	0.33	3,351	0.33	3,351	0.33
蘭領印度計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
外	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
爪哇	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6
マゾラ	3,351	0.4	3,351	0.4	3,351	0.4
計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100

地方別	面積	比率	面積	比率	面積	比率
爪哇	1,011,271	100	1,011,271	100	1,011,271	100
マゾラ	3,351	0.33	3,351	0.33	3,351	0.33
蘭領印度計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
外	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
爪哇	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6
マゾラ	3,351	0.4	3,351	0.4	3,351	0.4
計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100

蘭領印度……農業

地方別	面積	比率	面積	比率	面積	比率
爪哇	1,011,271	100	1,011,271	100	1,011,271	100
マゾラ	3,351	0.33	3,351	0.33	3,351	0.33
蘭領印度計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
外	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
爪哇	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6
マゾラ	3,351	0.4	3,351	0.4	3,351	0.4
計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100

又一九三四年十二月末現在に於ける植付面積を芽接樹及實生樹別に見る時は左の如くである。

蘭領印度……農業

地方別	面積	比率	面積	比率	面積	比率
爪哇	1,011,271	100	1,011,271	100	1,011,271	100
マゾラ	3,351	0.33	3,351	0.33	3,351	0.33
蘭領印度計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
外	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100
爪哇	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6	1,011,271	99.6
マゾラ	3,351	0.4	3,351	0.4	3,351	0.4
計	1,014,622	100	1,014,622	100	1,014,622	100

次は不況の結果による農園の休採面積は一九三四年十二月現在に於ては八六、一七二陌(採液可能面積の一七七七)で、一九三五年六月現在に於ては一一六、

蘭領印度……農業

五一七陌採獲可能面積の二・九%である。

土人護謨 蘭領印度に於ける主要産地はボルネオ及スマトラの兩島で就中西部ボルネオ、南東部ボルネオ、パレムバン、ヂヤムビ、スマトラ東海岸の五州である。産額は逐年増加の一途を辿つて居る。産額は不明であるが輸出制限の實施と共に各地別に濡れ護謨乃至不純物混入護謨の純分率が決定せらるゝに至つてより、各地土人護謨の品質は漸次改良せられ、現在に於ては農園護謨に劣らざる優良品を生産するものさへ現はれるに至つた。
次に最近数年に於ける各地土人護謨輸出高及其の品質の高上振を見るに左の如くである。

土人護謨輸出高表

地方名	第一類—機械を通過せざるスクラの土人護謨	第二類—精製	第三類—其他	計
パレムバン	1,204	1,410	1,410	3,024
ヂヤムビ	1,210	1,100	1,100	3,410

一九三四年土人護謨乾燥護謨含有率一覽表

地方名	六月前			六月			八月			九月			十月			十一月			十二月後半		
	第二類	第三類	計	第二類	第三類	計	第二類	第三類	計	第二類	第三類	計	第二類	第三類	計	第二類	第三類	計			
スマトラ東海岸州	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
ベンカリス	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
アチエ	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ西海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100	50	50	100			
スマトラ東海岸	50	50	100	50	50	100	50	50	10												

此のシンコーナ・レッヂェリアナは、規那皮の取引を業とするチャールズ・レッヂェリヤ(Charles Ledger)なる者が、ボリビアに於て集めた種子を兄ジョー...

規那皮の製造は現在世界を通じて十七の工場で行はれ、是等は規那ビニローを中心とする所謂キニーネ・トラスに遡入つて居るが、之を國別に示せば左の如くである。

て居る規那皮は前述のシンコーナ・レッヂェリアナ種及シンコーナ・サツクシルブラ(Cinchona Saccubina)の二種で、前者は工場用皮を後者は藥劑用皮を産するものである。

規那皮の取引は二分の一疋を標準として行はれ、二分の一疋の価格は規那一ユニット(Uni)の価格に依て定められる。一ユニットと云ふのは二分の一の樹皮中にある一%の硫酸規那皮を云ふのであるから五瓦である。故に一疋の価格は 500 x 2 x ユニツト價と云ふ計算法を以て算出されるのである。

居る故に價も相當高い。規那皮の製造は秘密に附されて居り、バンドンの規那工場のみも縦覽を拒絶して居る。嘗て規那皮の製造を直接農園で機械的に行ふべく試みられたことがあつたが失敗に歸した。

各州別農園數・植付並生産面積・生産高

Table with columns: 地方名, 農園數, 總面積, 規那植付面積, 規那生産, 規那生産高. Lists regions like Batavia, Priangan, etc.

蘭領印度……農業

右の農園の外西部爪哇に於ては土人にして之が栽培を行つて居るものがあり、一九三四年八月末現在に於て植付面積は合計約三〇五陌で内單に一二陌のみが生産能力を有する。而して一九三四年に於ける總生産能力は八七、八〇〇疋即ち硫酸キニーネ二、四三八疋である。

Table with columns: 爪哇, 農園數, 後植付面積, 生産植付面積, 生産高. Includes a note about the data being approximate.

蘭領印度...農業

一三四〇

Table with 3 columns: 外 (Foreign), 計 (Total), and values for 1933, 1934, 1935.

規那事業の統制及制限 蘭領印度政府が新業の統制に乗出したのは一九三三年で、爾後今日まで左の如き法律が制定せられた。

一、非常時規那令 (Crisis Kinadonnamantie—一九三三年五月九日付官報第二〇四號)

施行細則 (Crisis Kinaverordening—同年同日付官報第二〇八號)

本法は不況の結果衰微せる民間の規那栽培試験事業を繼續せしむるを目的とするもので、大體左の如き内容を有するものである。

イ、非常時規那セントラル (Crisis Kina Centrale) なる法人を設け、規那栽培業者にして斯る者として認められたきこと希望する者をして規那セントラルに登録を申請せしめ、審査の上之を登録す。

ロ、登録されたものと否とを問はず、規那セントラルの發給する許可書無くして規那圃より規那皮を輸出することを禁ず。許可書の下附に際しては毎百疋當り所定の下附料を徴収す。料金はセントラルの提案に基き毎年總督之を決定す。

ハ、右下附料及其他所定の行為による収入は之を農園規那基金 (Onderaemingskassa) に繰り入れ、本基金は規那セントラルに定められたる任務遂行に要する経費及爪哇及スマトラに於ける規那栽培業者の利益の爲に行ふ民間規那栽培試験場の事業繼續の爲以外に之を支出することを不得。

ニ、規那セントラルの幹部は栽培業者の専門家たる所長一名及數名の役員より成り、内最小限二名は規那栽培業者の代表的團體及規那セントラル加入者たることを要する。所長及役員は經濟部長官の提議に基き總督により任免せらる。本セントラルの定款及其變更は總督の認可を要す。因に本法は一九四四年一月一日を以て效力を消滅することとなつて居る。

二、規那植付令 (Kina aanplantordonnantie—一九三四年二月十三日付官報第

七〇號) 本法は次に掲ぐる規那輸出令と同時に公布されたもので、植付面積の擴張を目的とする新規植付を行ふことを禁止せるもので、施行期間は一九三七年一月一日までである。

三、規那輸出令 (Kina uitvoerordonnantie—一九三四年二月十三日官報第六九號)

同施行細則 (Kina uitvoerordening—同)

本輸出令は規那圃を規那皮生産者組合加入者、非加入者及小土人業者の三グループに分ち、其の標準生産量を定め、其の比率に應じて毎年定めらるべき輸出數量を按分比例を以て割當するもので、輸出令とは云ふものゝ實際に於ては生産輸出制限令であり且つ植付材料の輸出禁止規定を規定して居るものである。標準生産高及一九三四年の最大限輸出許可數量は左の如くである。

Table showing production zones (生産者区分), cultivation area (栽培面積), and sulfur content (硫酸キニール) percentages for different groups.

本法は一九三七年一月一日を以て效力を消滅するものである。四、規那制限令 (Kina restrictie-ordonnantie 1937—一九三六年十月十六日付官報第五〇八號)

同施行細則 (Kina restrictie-voordening 1937—同)

本法は前記規那輸出令の延長と見るべきもので、一九三七年一月一日より一九四七年まで效力を有するもので、大要左の如き内容を有するものである。イ、生産輸出制限は政府に於て標準生産額を定め、之に準じて各圃の毎年の標準生産量及各年の生産率を定め以て生産を制限統制す。但し組合加入者の標準生産量は不變とす。

ロ、毎年最大限輸出許可數量を定め、之を各圃に割當て以て輸出を制限す。ハ、許可無くして増植を目的とする植付を禁止す。

ニ、植付材料一切の輸出を禁ず。即ち生産及輸出を制限統制して市價の維持引上げを圖ると共に競争國の出現を防止して領内の新業を保護することを目的とせるものである。

二〇、〇〇〇疋である。(註) 一九三四年即ち第一期制限期間は十箇月であり、十二箇月の分は参考までに掲載せらる。

右表に明らかなる如く、蘭印規那生産能力の九七%は規那皮生産者組合 (Vereeniging van Kinabast-productenten) 本組合は一九二七年アムステルダムに設立せられ蘭印に支部を有する(關係者により、二%は第二グループにより又%は土人により占られて居る。尙第二グループに屬する非加入者は制限に對する自己の立場の不利を除かんが爲自由規那栽培業者組合 (Vrijwillige van Vrije Kina Planters) を結成せるが、本組合は一九三四年九月法

人として認可せられた。次に一九三四—三六年の輸出最大限數量を左の如くである。

Table showing maximum export quantities for 1934, 1935, and 1936.

規那制限狀況一覽表(一)

Large table showing cultivation types (農園種別), area (農園數), and production (ノーマル生産高) for 1933, 1934, and 1935. Includes sub-tables for export limits and internal processing.

(註) ①制限第一年は一九三四年三月一日より十二月三十一日まで第二年は一九三五年よりは歷年の工場への納入は輸出と見做さる。②印前の制限年度のライセンスの負擔として與へられた次年度の一月分を含む。③規那皮生産者組合の組合員及契約により之に附屬するもの。④第一類及第三類に屬せざる生産者。⑤一九三四年に於ては土人植付は未だ全部算定されて居ない。⑥一九三四年

蘭領印度……農業

一三四二

年に於てのみ認められ且つ一九三四年三月一日制限の施行する、以前に既に收穫され且つ賣却されたも未だ輸出されざるもので、之は別箇に見積られ別箇にライセンスを與へられた内輸出の許可された規那皮中に含まる。硫酸規那皮で、査定に不服で再査定に際し増額する、ものに對する豫備である。仰、例、如は皮に換算して各々六、〇八〇、〇七八軒、九、一九六三六六九疋及二、一四四、一四〇疋である。

輸出 規那皮は全部は輸出されず、バンドン規那皮工場に於て消費されるもの相當あり、其の残りが輸出されるのであるが、前記工場に於て消費さ

る、数量は年により異なるも大體に於て總生産額の四〇%前後である。

仕向國別規那皮輸出高表

國別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	四七六四	四四九五	五五八五	五、一六九	五、一五九	四、一三一	四、五三三	四、八一	四、七五〇	
英義	五、九七	五、五七	六、三三	五、七四	五、六六	五、一〇	四、四〇	五、〇〇	五、〇〇	
白耳	三、〇二	二、八九	三、八	三、七四	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	
伊太	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	
日他	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	
計	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	

(註) 一九三六年の數字は漸定數字であり資料の關係上完備せず。×印不明
以上の内藥劑用皮の輸出高は次の如くであるが、總て和蘭に仕向けられる。

仕向國別規那皮輸出高表

國別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
英義	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
白耳	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
伊太	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
日他	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
計	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二

單位：數量—疋 價額—盾
出所：同前

規那皮ニユーロー 規那皮ニユーローと云ふのは、一九一三年に規那栽培者と規那製皮業者とが設けた一つのシンヂケートの事務所で、和蘭のアムステルダムに設立されて居る。其の設置理由は、規那皮が醫藥であるから他の商品と異り用途が制限されて居るが故に、工場用皮の市價は規那皮の需要供給に左右され、尙且醫藥に關するものであるから、少量の生産過剰でも市價を著しく壓迫するから之に對し市價を維持するといふにある。

割當てられた數量以上の收穫を爲すことを得ざる義務を負はせられ且收穫物は總てシンヂケートに納入せねばならないことになつたのである。之に對し栽培業者は規那皮の市價一六・八〇盾又は夫れ以下の湯合に於て一ユニット〇・〇五盾の最少限價格が保證されたのであつた。而して一九二八年に協定の更新を見、栽培業者は規那皮の市價の確定に當り發言權を得るに至り本協定の實施には栽培業者及規那製皮業者側の代表者より成る規那ニユーローが之に當つてゐる。

一九一一年の生産過剰に際し、規那皮の市價は著しく下落したので、規那製皮業者は協定を結んで市價の維持に努め又爪哇でも栽培業者は一九一七年にバンドン規那皮工場を設け、以て製皮業者側に依つて左右されない様に自己を擁護するに努めたが故に當時市價は順調であつた。然るに其の後再び下落し、一九〇二年の中葉に一ユニット〇・〇四九盾となり、爪哇の主なる生産者は爾後アムステルダムに於て賣却するに際し、一ユニットの市價を〇・〇六盾に一定すべく協定を作つたが、足並が揃はなかつた爲失敗に歸した。其の後市價は再び下落し、今頃は規那皮の市價も同時に下落し、一九〇八年に於ては一ユニットの市價は〇・〇三七盾に又規那皮の市價も一・二・五〇盾に下つたのである。而して遂には規那皮は尙當り一・〇・五〇盾にまで降下するに至り、斯る市價の動搖を防止する爲に規那皮生産業者及規那製皮業者は一九二三年に協定を締結し、之に依つて栽培業者は需要供給に關聯して各農園に

一 茶
沿章 茶は爪哇の土産ではなく、一六九六年に支那からポイテンゾルホに初めて移植されたものである。一七二八年蘭領印度政府は茶葉が有利な事業であることを認めて之を民間に獎勵したが不成功に終つた。最も眞面目に茶の栽培を試みられたのは十九世紀に入つてからのことで、一八三六年に蘭領印度政府が派遣した獨逸人軍醫フォン・シーボルト (Von Siebold) は、長崎より茶種を輸入してポイテンゾルホに移植した。併し爪哇の茶葉の礎を築いたのは蘭人技師ヤコブソン (J. J. L. J. Jacobson) である。彼は一八二八年から一八三三年までの間支那から各種の茶樹及種子を輸入して之が栽培に努めたので、爪哇に於ける茶葉は此の時より各地に擴がり、遂に今日の大をなすに至つたのである。

蘭領印度……農業

一三四三

然し乍ら幾何もなく強制栽培制度の實施となり、茶は珈琲及甘蔗の如く發
展を示さず成績頗る不良であつた爲、一八六〇年政府は茶葉の官營を全廢す
るに至つた。

英領印度に於ては、是より先(一八三〇年頃)アッサム茶(Assam Tea)が發
見され、同茶は支那茶より歐人の嗜好に適し加ふるに産出量も亦多かつた。
此の印度アッサム茶が爪哇に移殖されたのは一八七八年の事、時恰も私人
農業の勃興期であつたので幾多の茶栽培會社が生れ出るに至つた。斯くの如
くにして現今爪哇及スマトラに於て栽培せられて居る茶は全部アッサム茶と
いふも過言ではない程である。然し以前栽培されて居た支那茶と相混じて栽
培されたが故に混合種を生じ、アッサムの特質を失つてゐるものもある。
一八八二年にブリアンガン州スカブミに設けられた農業組合は斯業の發達
に大に貢獻し又一九〇二年には政府管理の茶葉試驗所がポイテンゾルホに設
置され、爾後各種の指導機關が整備した。而して茶葉試驗所のバーナード博
士がスマトラの土壤が茶の栽培に適して居ることを唱へて以來、同地方殊に
スマトラ東海岸州に茶園を拓くものが續々と現はれ、シアンタルを中心とし
た茶産地は爪哇を凌駕するの勢となつた。

現在蘭領印度の茶栽培地として重きを爲して居る地方は、爪哇に於てはブ
リアンガン(スカブミ)を中心とする(外領に於てはスマトラ東海岸州である。
以上の如く、順調に發達せる本業も一九二九よりストツクの増加、市價下
落の爲不況に沈淪するに至り、他の栽培業と同様生産制限を余儀なくさるゝ
に至つた。

生産制限 一九二八年までは各市湯共堅實なる値を稱へて居たが、一九
二九年に入り生産過剩、ストツクの増加、市價の暴落等により業界は甚だし
く悪化する結果、製茶業者は愈生産制限を行ふ必要を認め、蘭領印度茶栽培
業組合は一九三〇年の生産高を前年より六千噸即ち一割の生産制限を決
議せるが、制限の努力が單に一部に於て試みられたに過ぎず、大栽培園が土
人葉茶の買上げを中止せるが支那人の手に移り彼等によつて輸出せられ
た爲全く失敗に終り、何等制限の實を擧げることが出来なかつた。故に、一

大體以上の如くであるが、蘭領印度に於ては一九三一年の輸出高(七八、七
四二噸)を基準として國際協定により輸出制限率を一九三三—三四年一五%、
一九三四—三五年一二・五%、一九三五—三六年一七・五%と定められて居
り、各制限年度に於ける輸出割當量は左の如く決定されて居る。

制限年	期	間	輸出許容量	制限率
第一制限年	註	一九三三—一九三三	六九三(五〇%)	一五〇
第二制限年	一九三三—一九三三	六八八(五五%)	一一五	
第三制限年	一九三三—一九三三	六四九(六二%)	一七五	
第四制限年	一九三三—一九三三	六〇九(六五%)	一七五	
第五制限年	一九三三—一九三三	六〇九(六五%)	一七五	

(註) 制限令は一九三三年六月十二日より施行され第一年から四月一日よりとなつて居るが爲第一
年の實際割當數量は、同年割當量六六、九三〇〇噸より四月一日六月十一日の
輸出量二六、二八一、四七六噸を差引いた五〇、六四九、五二四噸である。

尙農園茶と土人よりの買上茶の割合を見るに左の如くである。

制限年	農園茶	土人よりの買上茶
第一制限年	五七、四〇〇(〇・一一)	九、九〇〇(〇・二二)
第二制限年	五七、四〇〇(〇・一一)	九、九〇〇(〇・二二)
第三制限年	五七、四〇〇(〇・一一)	九、九〇〇(〇・二二)
第四制限年	五七、四〇〇(〇・一一)	九、九〇〇(〇・二二)
第五制限年	五七、四〇〇(〇・一一)	九、九〇〇(〇・二二)

次に經濟部長官の決定せる各制限年に於ける標準生産額を示せば左の如く
である。(單位半噸)

蘭領印度...農業

農園茶	爪哇	スマトラ
一九三三	一九三四	一九三五
一九三三	一九三四	一九三五
一九三三	一九三四	一九三五
一九三三	一九三四	一九三五
一九三三	一九三四	一九三五

九三一年より土人葉茶の買上げのみならず農園自身も同時に制限を行ふこと
を決議した。然し乍ら茶の市價は下落の一途を辿り、爲に一九三二年英國、
和蘭兩國間に制限協定締結の交渉が開始せられ、翌一九三三年六月英領印度、
錫倫及蘭領印度に於て輸出制限が實施されるに至り、政府は各々法律を
以て自國に於ける制限の徹底をはかり以て目的を達することとなつた。
而して蘭印政府は自國茶業の保護及本協定履行の爲左の如き法律を公布し
て居る。

一、非常時茶令(Chris Thee Ordonnantie—一九三三年五月四日付官報第二〇
三號)

同施行細則(Chris Thee Verordening—同 第二〇七號)
本法は非常時規那令と同様の目的の下に制定されたものであるが、農園茶
基金よりは民間試驗場の外茶消費の宣傳及新用途の研究費をも支出するこ
ととなつて居る。

二、茶輸出令(Thee uitvoerordonnantie—一九三三年五月十六日付官報第二二
〇號)

同施行細則(Thee uitvoeroverordening—同 第二二二號)

本法律は左の如き内容を有するものである。
一、一九三三年四月一日より一九三八年三月三十一日に至る五箇年間經濟
部長官又は彼の指名する官吏の發給する許可書無くして茶を輸出するこ
とを禁ず。

ロ、毎年當額全體に對する輸出割當量を定め、之を更に基本標準生産量に
比例して各工場に割當て之に對し輸出許可書を發給す。
ハ、標準生産量は農園茶工場に對しては當該年に於ける成人木の面積の生
産及一九二九、一九三一及一九三二年に於ける一箇當りの平均生産高、
未成人木の樹齡別植付面積の生産並に一九二九、一九三一及一九三二年
の成人木箇當りの平均生産高に樹齡の係數を乘じたものを以て算出
し、土人よりの葉を買上げて製造する工場に對しては一九三一年の製造
高を標準生産量と見做す。

蘭印 計 一九三三—一九三三 一九三三—一九三三 一九三三—一九三三
買上茶爪哇 一九三三—一九三三 一九三三—一九三三 一九三三—一九三三
三、茶植付令(Thee aanplantordonnantie—一九三三年五月十六日付官報第二
二〇號)

本法は輸出令と同様一九三三年六月十二日より效力を發生し五箇年間有效
のものである。制限期間中許可無くして植付面積の増大を目的として新に植
付を爲すことを禁じ且つ該期間中蘭印全體の植付面積の増加は八八〇陌以上
たることを得ざる旨を規定せるもので、此の擴張許容量は1/2%に該當する。
四、茶植付材料輸出令(Theezaad uitvoerordonnantie 1933—一九三三年八月
三日付官報第三二六號)
本法は八月四日より效力を發生し制限令施行期間中(五箇年)有效のもので
あり、茶樹(Canella Theefers)の種子、樹、株、接木又挿木等茶樹の植付材
料一切の輸出を禁止し、以て競争國出現の防止を目的とせるものである。

茶制限状況一覽表

要	一九三三— 三四年(四月 —三月)	一九三四— 三五年(四月 —三月)	一九三五— 三六年(四 月—三月)
---	-------------------------	-------------------------	-------------------------

A 國際協定	一九三三— 三四年(四月 —三月)	一九三四— 三五年(四月 —三月)	一九三五— 三六年(四 月—三月)
一、國際協定による輸出基本 數量(噸)	一、七〇〇,〇〇〇	一、七〇〇,〇〇〇	一、七〇〇,〇〇〇
二、國際協定による制限率	一五%	一二・五%	一七・五%
三、國際協定による割當量	二五七,五〇〇	二一〇,〇〇〇	二九七,五〇〇

B 輸出制限	一九三三— 三四年(四月 —三月)	一九三四— 三五年(四月 —三月)	一九三五— 三六年(四 月—三月)
一、農園茶	五七,四〇〇	五七,四〇〇	五七,四〇〇
二、土人よりの買上茶	九,九〇〇	九,九〇〇	九,九〇〇

蘭領印度……農業

小農園より	1,142,400	1,207,600	1,250,000	1,274,700
土人より	1,407,100	1,374,900	1,255,600	1,241,700
計	2,549,500	2,582,500	2,505,600	2,516,400

土人茶 土人の茶栽培は爪哇に於てのみ行はれ、其の植付面積は左の如くである。

土人茶植付面積表

地方名	一九三四年	一九三三年計	一九三二年計	一九三一年計
未摘	11	11	11	11
摘採	11	11	11	11
中計	22	22	22	22

単位：1000 出所：蘭印輸出農産物産統計

一三四八

パンユーマス	11	11	11	11
スマラン	11	11	11	11
ケラ	11	11	11	11
ケラ	11	11	11	11
マラ	11	11	11	11
爪哇計	11	11	11	11

生産高は前表に示す通りで大部分農園に買上げられるが、一部分は専ら買上茶の製造を行ふ工場により買上げられる。買上値段は左の如くである。

地方名	生葉半斤當り	乾燥茶斤當り	價額
未摘	11	11	11
摘採	11	11	11
中計	22	22	22

輸出 過去五年間に於ける茶輸出額は左の如くである。

國別	一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年		一九三五年		一九三六年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
英國	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
佛國	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
伊太利	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
米國	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
英領印度	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	

仕向國別茶輸出高表

単位：數量100 價格1盾 出所：蘭印貿易年報

一三四九 煙草

沿章 煙草は東印度會社が設立された當時既に爪哇にあつたと云はれて居るが、當頃の土人は老若を問はず非常に喫煙を好み且和蘭人が爪哇を占領して以來未だ嘗て専賣、強制栽培等による保護壓迫を受けたることなく、蘭領印度の栽培事業中最も自然に發達せる産業の一である。一八〇八年時の總督ダーデルルスは、爪哇煙草獎勵の一策として從來支那人の居住禁止區域であつたブリアンガン州に支那人の移住を許し彼等をして同地に煙草の栽培を爲さしめ又一八三一年フアン・デン・ボス總督は土人に對しては珈琲、蔗及甘蔗の強制栽培を命じたが煙草は茶と共に全く其の干渉を免かれた爲土人は到處に煙草の栽培を爲し、一時爪哇煙草はマニラ産及南米産のものに相伍して歐洲市場に飛躍したことがあつた。

然し土人にて土地改良又は新種選擇等の智識無く爲に品質は次第に劣等となり又販路の擴張も出來ず専ら割煙草用又は葉巻煙草の中詰用に使用せられるに過ぎなかつた。其後一八六四年頃和蘭人はスマトラ東海岸州に有望な煙草耕地を發見し、一八七〇年先づデリ會社がスマトラに於ける煙草栽培の先鞭をつけ一八七五年デリ・パタビア會社、一八七七年アレンスブルグ會社及一八八九年セネンバ會社が續々設立され、現在一五の大會社が一のシンヂケールを構成してデリ(Deli)、ランカト(Langkát)、セルダン(Serdang)地方に大

蘭領印度……農業

規模の煙草園を拓き、爪哇煙草を移植改良した爲、スマトラ煙草は品質に於て爪哇物を凌駕し値段も高値を唱へて居る。

其の後爪哇に於ても、歐人にして大規模の煙草栽培を爲すものが現はれ改良に努力せる結果、爪哇煙草も亦次第々々に名譽を恢復するに至り、近年に於ては、スマトラと同様に葉巻の外巻用として需要せられる様になつた。爪哇に於ては、煙草は海岸より海拔六、〇〇〇呎の高地にまで植付けることが出来るが、耕地は排水、降雨及通風の宜しきを得ねばならない。高地産の煙草は兎角價を生じ易く保存が困難であると云はれて居る。爪哇では一般に稻と煙草を交互に植付ける習慣がある。スマトラ東海岸の煙草耕作は七年に一回作として行はれ、一回の煙草の收穫を終れば七年間其の土地を放置する方法を採つて居るが、爪哇に於ては人口稠密なる爲斯くの如き贅澤な方法を講ずることが出來ず、専ら肥料を利用して土壤の改良を促進して居る。

蘭領印度に於ける主なる煙草栽培地は爪哇に於ては東部のポンドウオン及ジエムベル、中部のスカカルタ及デヨクチャカルタの二王領で、外領にありてはスマトラ東海岸州のデリ地方、ランカト地方及セルダン地方である。又爪哇に於ける農園は二、三を除けば比較的小面積であるが、スマトラに於けるものは何れも大規模である。又其の園數から見てもスマトラ東海岸州は爪哇全部よりも多い。蘭領印度産の煙草は其産地の名を採つてプスキ煙草、デリ煙草と云ふ風に命名され、此の名は其の儘名柄として市場に於てもプスキ

一三四九

蘭領印度……農業

物、デリ物と呼ばれて居る。デリ煙草は其の品質に於て世界的に有名で、葉巻煙草の外巻用としては最優良種のものとして居る。

制産制限 煙草も亦他の農業物産と同様に不況の打撃を受け市價の下落による賣行不振の結果相當打撃を蒙り、制限令は公布されなかつたが、各會

地方別歐人煙草園數・面積及生産高表

地方別	農園數		純作園		農園煙草收穫總面積(附)	生産高(近)		
	自作園を有せざるもの	自作園をもつもの	農園數	收穫面積(附)		農園生産	土人よりの買上	葉煙草計
スマタラ	1	1	1	1	1	1	1	1
パンマ	1	1	1	1	1	1	1	1
ケゾ	1	1	1	1	1	1	1	1
スラカルタ	1	1	1	1	1	1	1	1
スラカルタ	1	1	1	1	1	1	1	1
ボヂヨネ	1	1	1	1	1	1	1	1
マラ	1	1	1	1	1	1	1	1
爪哇計	1	1	1	1	1	1	1	1

社は自發的に相當強度の制限を行つて居る。農園數・補付面積及生産高 次に煙草に關する諸統計を示せば左の如くである。

出所：蘭印輸出農業物産統計

尙一九三五年の生産狀況は左の如くである。

外領計	農園數	總面積	生産高	就中土人よりの買上高
東海岸	1	1	1	1
爪哇	1	1	1	1
蘭領印度總計	1	1	1	1

(註) クロソツクはシガーの中詰用煙草である。×は煙草

爪哇土人クロソツク見積生産高表

年次	農園數	農園面積	農園生産高	農園買上高	農園計	十月一九月輸出高	曆年中土人クロソツク生産見積高
一九三二	1	1	1	1	1	1	1
一九三三	1	1	1	1	1	1	1
一九三四	1	1	1	1	1	1	1
一九三五	1	1	1	1	1	1	1

土人煙草 土人の栽培は爪哇及バリ・ロムボク島に於てのみ行はれるが、後者は極めて少量である。爪哇に於てはボヂヨネゴ、ケゾー及ブスカが中心地である。

爪哇土人煙草收穫面積表

年次	水田		乾田		總面積
	面積	總面積に對する%	面積	總面積に對する%	
一九三二	1	1	1	1	1
一九三三	1	1	1	1	1
一九三四	1	1	1	1	1
一九三五	1	1	1	1	1

尙外領各地より土人製煙草が輸出されるが、其の數量は一九三一年、一八一噸、一九三二年、一三五八噸、一九三三年、一、二六二噸、一九三四年、一八一噸である。

輸出 煙草は殆んど總て和蘭に向けて輸出せられる。

蘭領印度……農業

仕向國別煙草輸出連年比較表

摘要	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
和蘭	1,750,000	31,750,000	1,470,000	29,400,000	1,000,000	20,000,000	1,100,000	22,000,000	1,200,000	24,000,000
爪哇	1,800,000	32,400,000	1,800,000	36,000,000	1,800,000	36,000,000	1,800,000	36,000,000	1,800,000	36,000,000
佛國	3,500,000	70,000,000	3,500,000	70,000,000	3,500,000	70,000,000	3,500,000	70,000,000	3,500,000	70,000,000
西班牙	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000
新嘉坡	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000
香港	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000
支那	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000
其他	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000	1,100,000	22,000,000
計	10,000,000	200,000,000	10,000,000	200,000,000	10,000,000	200,000,000	10,000,000	200,000,000	10,000,000	200,000,000

(註) 一九三六年の数字は暫定数字であり、資料の關係上完備せず。×印不明

三 咖啡

沿革 咖啡は砂糖と共に爪哇に於ける歐人農企業中最古の歴史を有し、マラバ(印度)の知事アドリアン・ファン・オムレンが亞刺比亞のメツカより輸入した咖啡を爪哇に送つて来たのは一六九六年のこと、一七一一年には東印度會社の手で八九四封度の咖啡豆が歐洲に輸出されたが幸にも好評を博

したるを以て爾來土人に栽培を強制し、一七二四年には百萬封度以上の輸出を見るに至つた。其後強制栽培制度實施時代に入り、咖啡は爪哇のみならず外領の適地にも旺んに栽培せられ、一八三〇年には三〇萬擔、四〇年に四十萬擔又一八五〇—一八〇年間に毎年平均八〇萬擔を産するに至つた。元來強制栽培制度は頭初咖啡を目的とせるものではなかつたが、間もなく政府は之に對しても本制度を實施することに定め、一八三二年に咖啡令なるものを公布し、栽培制度の最も重要な對象物となるに至つた。斯くて咖啡

は爾後數十年間政府の管理に屬して居たが、一八七〇年土地令の公布と共に私人の自由企業に開放せらるゝに至つた。

一八六九年錫倫に咖啡病の發生を見數年後爪哇及スマトラに傳播し大害を受けたことがあるが、此の時代まで爪哇に栽培されて居た咖啡は全部アラビカ種であつた。現在農園にして本種を栽培して居るものは皆無である。本種に次ぎ一八七五年にリベリア種がアフリカより輸入されたが、之も亦幾何も無くして抵抗力を失ひ栽培者は現在極めて少ない。然るに一九〇〇年アフリカのコンゴより白耳義人により輸入せられたロブスタ種は栽培の結果病菌に對する抵抗力強く且つ生産期に至る年限短く最も有利な栽培條件を具備して居ること判明せる結果、此種の栽培盛んとなり、現在に於ては栽培咖啡の全部を占めて居ると云ふも敢て過言でない。然し乍ら本種は生産條件容易なる丈生産過剩に陥り易く且つ市價は他種に比し低き缺點があるが、大戦後需要旺盛となり従つてロブスタ咖啡栽培も非常に隆盛となり、順調なる發達を遂げるに至つた。

生産制限 他の栽培物同様不況の結果甚大の打撃を蒙り、著しく經營難に陥つて居る。又他の栽培物は生産制限及金輸出禁止及最近に於ける貴氣税同の爲活況を呈し相當の利益を擧げて居るに反し、咖啡は現在漸く收支相償ふ程度に止まつて居る。尤も政府は他の主要栽培物に對しては制限令乃至統制法を公布し之を政府の嚴重なる管理下に置き以て其の復興を圖りたるに反し、咖啡に對しては未だ具體的手段を講ぜず單に非常時咖啡・カカオ令及植付材料の輸出禁止令を公布して居るに過ぎない。右法律の内容及目的は左の如くである。

- 一、非常時咖啡・カカオ令(Orijs Koffie-en Cacao-ordnantie) 一九三三年五月九日付官報第二〇五號
- 二、同施行細則(Orijs Koffie en Cacao Verordening) 第二〇九號

蘭領印度……農業

三 咖啡

單位：數量一噸、價格十千盾
出所：蘭印貿易年報

十一月二十三日付官報第五六〇號
三、同 (同一九三六年五月十二日付官報第二一五號)
本法は咖啡の植付材料一切の輸出を禁止し以て競争國出現の防止を目的とするものである。
以上の外荷蘭政府は税の割戻制度を採つて居る。
生産狀況 過去五箇年に於ける咖啡の植付面積及生産高は左の如くである。

咖啡植付面積及生産高表

年次	植付面積(ヘクタール)		生産高(噸)	
	農園植付面積	土人植付面積	農園	土人
一九三二	1,200,000	1,200,000	100,000	100,000
一九三三	1,200,000	1,200,000	100,000	100,000
一九三四	1,200,000	1,200,000	100,000	100,000
一九三五	1,200,000	1,200,000	100,000	100,000
一九三六	1,200,000	1,200,000	100,000	100,000

栽培品種 咖啡樹の種類には二五種以上あるが、有用なものは少く、現在蘭領印度に栽培されて居るものは

- 一、爪哇咖啡(Arabica Java Koffie) ニ・ロイヤル咖啡(Liberia Koffie)
- 二、ロブスタ咖啡(Bobusta Koffie) の三種である。

右の外に Kroasia (一九〇五—一八年の間に輸入されたもの) Abeonta (一八九八年輸入) Quilla 種等があるが、風味香気よりアラビカ種に優るものなく、リベリア種は前者よりは樹質強く結實数多く、且つ果實の大きいのを以て特色とする。キロー種はロブスタ種に似て産出が多い。然し總て經濟土より考察する時は、ロブスタ種が最も有利で、現在に於ては、アラビカ及

蘭領印度……農業

一九三二	三六六	二八三六	六〇七二	二五九二	九四九
一九三三	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八
一九三四	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八
一九三五	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八

次にリベリア珈琲、アラビカ・爪哇珈琲であるが、是等のものは極く少量生産されて居るのみで、大要左の如き数字を示して居る。

リベリア珈琲植付面積及生産高表

出所：同前表

地方名	農園數	植付面積	生産高
爪哇及マゾラ	二	一〇	二九
計	二	一〇	二九

以上の外各種の珈琲が栽培せられて居るが、一九三四年に於ける植付面積は二、七八八陌(農園數四七)生産高六四八噸である。

總生産高 左に過去に於ける品種別生産高を示せば左の如くである。

一九三四年のリベリア珈琲の植付面積は一、三九四陌で全珈琲植付面積の約一・一%に當る。

アラビカ爪哇珈琲植付面積及生産高表

出所：同前表

地方名	農園數	植付面積	生産高
爪哇	三	一〇	二九
計	三	一〇	二九

蘭領印度に於ける珈琲の總生産高を爪哇・マゾラ及外領に分け更に其の生産率を見るに左の如くである。

年次	爪哇		外領		計
	總額に對する割合(%)	噸	總額に對する割合(%)	噸	
一九三二	三六六	二八三六	六〇七二	二五九二	九四九
一九三三	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八
一九三四	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八
一九三五	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八

爪哇外領珈琲生産高及生産比率表

年次	爪哇		外領		計
	總額に對する割合(%)	噸	總額に對する割合(%)	噸	
一九三二	三六六	二八三六	六〇七二	二五九二	九四九
一九三三	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八
一九三四	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八
一九三五	三九六	二五九七	四七〇五	九八八	九二八

蘭領印度は生産輸出共に世界第三位にあり、第一位はブラジル第二位中米である。

輸出 外國への輸出數量は領内の消費量大なること及ストック構成等の關係上生産數量より著しく小額である。今の此の兩者の數字を比較して見るに左の如くである。

年次	生産數量(噸)		輸出數量(噸)	
	農園生産高	土人生産高	計	輸出數量
一九三二	四八七四	五〇四九	九九二三	六、六六一
一九三三	六九七九	六九七九	一三、九五八	一三、九五八
一九三四	六九七九	六九七九	一三、九五八	一三、九五八
一九三五	六九七九	六九七九	一三、九五八	一三、九五八

仕向國別珈琲輸出高表

國別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
英國	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
佛國	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
獨逸	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
白耳義	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
伊太利	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
西班牙	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
諸國	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
米典	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
加國	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
英領印	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七
彼南	一、一〇〇	三、六六六	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七	一、三三三	四、七〇七

蘭領印度……農業

新嘉坡	11,000	11,000	11,000	11,000
香港	1,000	1,000	1,000	1,000
支那	1,000	1,000	1,000	1,000
日本	1,000	1,000	1,000	1,000
菲律賓	1,000	1,000	1,000	1,000
比西	1,000	1,000	1,000	1,000
澳洲	1,000	1,000	1,000	1,000
南美洲	1,000	1,000	1,000	1,000
非洲	1,000	1,000	1,000	1,000
歐洲	1,000	1,000	1,000	1,000
其他	1,000	1,000	1,000	1,000
計	20,000	20,000	20,000	20,000

(註) 一九三六年の数字は暫定数字であり資料の關係上完備せず。X印不明

一四 油椰子

南洋 蘭領印度に油椰子が初めて栽培されたのは前世紀の中頃即ち一八四八年の事で、四本の油椰子が其の原産地たる西部阿弗利加からポイテンツル水植物園に移植されたのを以て嚆矢とする。其後油椰子の種子はスマトラ東海岸に送られ、遂に今日デリ油椰子として世界的に注目される様になつた。

スマトラ東海岸に於て最初に油椰子の栽培を企てたのは白耳義の農事會社で、之は一九一一年の事であるが、一九一四年には既に二、三〇〇陌が植付けられてゐた。然し大擴張の行はれたのは一九一九年後であつて、一九二五年末には全蘭領印度に於ける油椰子の植付面積は三二、六二九陌に達し、現在(一九三四年)では七三、八二九陌に及んでゐる。

油椰子園の大部分はスマトラ東海岸州にあるが、同州の油椰子業を今日の状態に至らしめたのはアフロス試験所長として大に油椰子業の發達に力めた元農工商務部長官ルトヘルス氏である。

スマトラ油椰子油は人造バター及其類似品の製造に適して居り、油脂市場でも獨特の地位を占めてゐる。油椰子の栽培は、最初世上に喧傳されてゐた。

外領計

爪哇	1,000	1,000	1,000	1,000
暹羅	1,000	1,000	1,000	1,000
荷屬東印度	1,000	1,000	1,000	1,000
計	3,000	3,000	3,000	3,000

行されて居ないが、其植付材料は輸出禁止されて居る。但し、仁は發芽力無きことの立證されたものは差支無く又一度に一萬疋以上輸出する場合は自由である。

農園數・植付面積及生産高

油椰子農園數・植付面積及生産高表

地方名	農園數	植付面積(陌)	生産高(斤)	一陌當り油生(斤)
ポイテンツルホ	11	2,311	15,516	6.71
爪哇・マゾラ	11	2,311	15,516	6.71
計	22	4,622	31,032	6.71
一九三三	11	2,311	15,516	6.71
一九三二	11	2,311	15,516	6.71
一九三一	11	2,311	15,516	6.71
一九三〇	11	2,311	15,516	6.71
一九二九	11	2,311	15,516	6.71
一九二八	11	2,311	15,516	6.71
一九二七	11	2,311	15,516	6.71
一九二六	11	2,311	15,516	6.71
一九二五	11	2,311	15,516	6.71
一九二四	11	2,311	15,516	6.71
一九二三	11	2,311	15,516	6.71
一九二二	11	2,311	15,516	6.71
一九二一	11	2,311	15,516	6.71
一九二〇	11	2,311	15,516	6.71
一九一九	11	2,311	15,516	6.71
一九一八	11	2,311	15,516	6.71
一九一七	11	2,311	15,516	6.71
一九一六	11	2,311	15,516	6.71
一九一五	11	2,311	15,516	6.71
一九一四	11	2,311	15,516	6.71
一九一三	11	2,311	15,516	6.71
一九一二	11	2,311	15,516	6.71
一九一一	11	2,311	15,516	6.71
一九一〇	11	2,311	15,516	6.71
一九〇九	11	2,311	15,516	6.71
一九〇八	11	2,311	15,516	6.71
一九〇七	11	2,311	15,516	6.71
一九〇六	11	2,311	15,516	6.71
一九〇五	11	2,311	15,516	6.71
一九〇四	11	2,311	15,516	6.71
一九〇三	11	2,311	15,516	6.71
一九〇二	11	2,311	15,516	6.71
一九〇一	11	2,311	15,516	6.71
一九〇〇	11	2,311	15,516	6.71

仕向國別椰子油輸出高表

國別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
和蘭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
英國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
獨逸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
白耳義	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ルクセンブルグ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
伊太利	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
蘭領印度……農業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

た様に其大な利益を擧げ得るものではないが、生産品は比較的市價の動き少く、人造バター其他フアット工業の發達につれて比較的確實性多く、從て護の如きより危険性多きもの栽培に依つて蒙る損失カペーの爲、之に投資せんとする者が多い傾向を見せて來た。然し最近鯨油の増産及天然バターの生産費引下げ等に因るパームオイル價の低落は油椰子栽培業者にとり一の岐路を示してゐるものである。

油椰子は古々椰子と異り成育早く、植付後四年目より收穫することが出来る。パームオイルは普通一二%の遊離脂肪酸を含有し、一果から二乃至三%の遊離脂肪酸を含有する二八%の油を抽出する事が出来るが、此の遊離脂肪酸の含有率が少いもの程優良品である。脂肪酸の含有量の比較的多いものは脱色して石鹼、蠟燭の製造に使用され、含有率の少い優良品は人造バターの製造に用ひられる。又鋳業工業に於て錫鍍金する湯合兩者の肌を密着せしむる爲又銷を防ぐ爲に使用される。此湯合に使されるものは遊離脂肪酸含有率二%以下のもので且殘滓を残すことなく完全に燃焼するものでなければならぬ。尚コンゴ地方では發動機燃料ともされてゐるが、之に使用されるものは極めて純粹のものでなければならぬ。

制限に禁止規定 油椰子に對しては別に生産制限乃至輸出制限は施

外領計

爪哇	1,000	1,000	1,000	1,000
暹羅	1,000	1,000	1,000	1,000
荷屬東印度	1,000	1,000	1,000	1,000
計	3,000	3,000	3,000	3,000

蘭印總計

一九三四	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三三	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三二	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三一	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三〇	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二九	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二八	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二七	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二六	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二五	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二四	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二三	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二二	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二一	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二〇	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一九	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一八	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一七	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一六	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一五	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一四	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一三	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一二	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一一	1,000	1,000	1,000	1,000
一九一〇	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇九	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇八	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇七	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇六	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇五	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇四	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇三	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇二	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇一	1,000	1,000	1,000	1,000
一九〇〇	1,000	1,000	1,000	1,000

尙一九三五年の生産狀況は左の如くである。

農園數	總植付面積	生産植付面積	油生産高	仁生産高
爪哇	1,000	1,000	1,000	1,000
暹羅	1,000	1,000	1,000	1,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000

蘭領印度は油椰子生産國として阿弗利加に次ぎ第二位にあり、逐年増加の一途を辿つて居る。

